

第九十八回 参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和五十八年三月二十五日(金曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十五日

藤田 正明君
岩動 道行君
河本嘉久蔵君
宮本 順治君

補欠選任

宮澤 弘君
岩本 政光君
井上 孝君
近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長 戸塚 進也君
理事 大河原太一郎君
中村 太郎君
増岡 康治君
穂山 篤君
塩出 啓典君

委員

井上 孝君
岩動 道行君
岩本 政光君
上田 稔君
河本嘉久蔵君
嶋崎 均君
鈴木 省吾君
関口 恵道君
塚田十一郎君
藤井 孝男君
藤井 裕久君
宮澤 弘君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
桑名 義治君

国務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

政府委員

経済企画庁調整局審議官 横溝 雅夫君
大蔵政務次官 遠藤 政夫君
大蔵大臣官房日官 高倉 建君
大蔵大臣官房審議官 吉田 正輝君
大蔵大臣官房審議官 水野 勝君
大蔵省主計局次長 平澤 貞昭君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君
大蔵省関税局長 松尾 直良君
大蔵省理財局長 加藤 隆司君
大蔵省証券局長 水野 繁君
大蔵省銀行局長 宮本 保孝君
大蔵省国際金融局長 大場 智満君
国税庁次長 酒井 健三君
国税庁直税部長 角 農一郎君
国税庁調査査察部長 大山 綱明君

事務局側

常任委員会専門員 河内 裕君

説明員

通商産業省産業政策局企業行動課長 藤原武平太君

参考人

税制調査会会長 代理 木下 和夫君
立教大学社会学部教授 斎藤精一郎君
立教大学法学部教授 畠山 武道君

本日の会議に付した案件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(戸塚進也君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、宮本順治君、藤田正明君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君、宮澤弘君が選任されました。

○委員長(戸塚進也君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として税制調査会会長代理木下和夫君、立教大学社会学部教授斎藤精一郎君、立教大学法学部教授畠山武道君、以上三名の方々の御出席をいただいております。この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。参考人の方々に忌憚のない御意見を承りまして、本案審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人の方々に御意見を述べ願うわけですが、議事の進行上、最初に参考人の方からお一人二十分以内で御意見を述べいただき、その後委員の質疑にお答えいただく方法で進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力をお願いいたします。

○参考人(木下和夫君) 昭和五十八年度の税制改正、とりわけて租税特別措置法の一部を改正する法律案について所見を述べようという御要請でございますので、税制調査会が昨年十二月に提出いたしました昭和五十八年度の税制改正に関する答申を中心に申し上げることにさせていただきます。

最初に、昭和五十八年度の税制改正に関する答申で示しております基本的考え方について、これを整理、要約して申し上げます。

第一に、わが国の財政が現在きわめて深刻な状況にあることは御承知のとおりでございます。すなわち従来、歳入歳出面にわたる努力をいたしてまいりましたにもかかわらず、第二次石油ショックの影響によりまして世界経済停滞の中で、予想を超える税収伸び率の鈍化が生じました。財政状況は一段と深刻さを増しております。このような財政状況の悪化によりまして、財政はいまや国民生活に必要な公共サービスの確保という財政固

有の機能すら適切に果たし得ない状況に追い込まれつつあると思います。したがって、財政を一日も早く再建し、財政の対応力を回復するということが緊要な国民的な課題であると考えております。

第二に、この財政再建のためには、何よりもまず経費の徹底した節減合理化によりまして、歳出規模を思い切つて抑制するということが必要であることは申すまでもございません。現に昭和五十八年度予算におきましても、一般歳出の伸びがマインナスとされているのはこの線に沿つたものと考へております。

第三に、このような歳出面における削減の努力が行われるということを背景にいたしまして、今後の税制のあり方を検討していくことが必要でございます。この点につきまして、税制調査会は、すでに昭和五十五年十一月に答申をいたしました。いわゆる中期答申におきまして、税負担及び税体系のあり方について幅広く検討する必要がある旨の指摘を行ったところでございます。

第四に、しかしながら、昭和五十八年度は、政府におきまして歳出削減を中心とした予算編成をを行うという方針であつたということ、次に昭和五十六年度に現行税制の枠内で徹底した見直しを行ったばかりであるということ、さらには税負担及び税体系のあり方を根本的に検討するための環境が十分に整っていないということ等を配慮いたしまして、税制についての基本的な見直しは見送らざるを得なかつたのでございます。

第五に、この場合におきましても、税負担の公平化、適正化の観点からの税制の見直しを行うことは当然でございまして、昭和五十八年度にございましては、このような観点から租税特別措置について厳しい見直しを行う等、所要の税制上の措置を講ずべきであるという答申を提出したわけでございまして。

以上が答申の基本的考え方の要点でございます。

次に、最近論議が行われています所得税減税

の問題について申し上げます。

この問題につきましては、税制調査会の審議の過程におきましてもさまざまな意見が出されました。すなわち、まず、課税最低限が昭和五十三年以来五年間据え置かれていたために、その後の名目所得の上昇によつて平均的な所得税負担率が上昇し、給与所得者を中心に納税者割合が上昇する等、検討を要すべき問題が生じており、この際、課税最低限を引き上げるべきであるという意見がございました。また、本格的な所得減税を行うことは困難であるとしても、財源が見出される範囲での限定的な減税を行つてはどうかとする意見も

ございました。さらに、景気回復を促進する観点からも何らかの所得減税を行うことが望ましいという意見も述べられました。

これらの意見に對しまして、他方、所得税制を長期にわたつて固定することは好ましくないことであり、今後、課税最低限や税率構造等を抜本的に見直す必要があることは言うまでもないが、現在の深刻な財政状況のもとでは所得減税を行う余

地はないとする意見がございました。次に、所得税負担率が上昇しているとしても、国際的に見れば依然として課税最低限は相対的に高い部類に属し、平均的な所得税負担率も低い水準にあるのので、昭和五十八年度においては所得税減税を見送ってよいとする意見がございました。また、財源の見出される範囲での限定的な減税であったも、財政の現状がこれを許すとは思われないし、また、そもそもそうした小幅の調整措置をとることには余り意味がないとする意見もございました。さらに、景気対策として所得減税を行うとしても、総体的な経済活動に影響を与えようとすれば相当大きな規模としなければならぬが、このために公債の大量増発ということになれば、金融市場を攪乱させ、結局景気回復にはつながらないとする意見等が出されたわけでございます。

住民税の減税を見合わせざるを得ないとの意見が大勢を占めたと判断をいたしましたわけでございます。しかしながら、昭和五十九年度以降でできるだけの早期に、税制全体の見直しを行う中で、課税最低限や税率構造等について抜本的な検討を行う必要があると思いたしました。

次には、昭和五十八年度税制改正の内容に即して申し上げることいたします。

まず第一に、租税特別措置の整理合理化でございます。租税特別措置につきましては、税負担の公平確保の観点から、昭和五十一年以来、精力的にその整理合理化が図られてきたところでございますが、最近の厳しい財政事情のもとで税負担の公平確保が一段と強く要請されることから、準備金、特別償却等の企業関係租税特別措置につきましてさらに見直しを行うこととしたしております。

第二に、金融保険業の貸し倒れ引当金の経過措置の見直しを行うことといたしました。すなわち、金融保険業の貸し倒れ引当金につきまして、昭和五十七年度に行われました金融保険業以外の業種の法定繰り入れ率引き下げに際しましてとられた経過措置とのバランスを考慮いたしまして、現に適用されております経過措置の見直しを行うこととしております。

第三に、現下の住宅建設の状況がはかばかしくないと、現状にかんがみまして、住宅取得控除制度につきまして、定額控除を廃止するとともに、住宅ローン控除の控除率、控除限度額をそれぞれ引き上げることとしたしております。

第四に、相続税の資産評価における小規模な会社の株式につきましては、現在いわゆる純資産価額方式のみによって評価されております。しか

措置を講ずることとしております。

なお、以上のほか、揮発油税、自動車重量税の暫定税率の適用期限の延長、電源開発促進税の税率の引き上げ等を行うこととしたわけでございます。

最後に、納税環境の整備関係の問題について申し上げます。

所得課税につきましては、執行面での把握差が生じやすく、実質的な公平確保の面での批判が少なからず見受けられるところでございます。したがって、制度上、執行上の公平確保は何よりも重要な課題と考えておるわけで、そこで、申告納税制度の原点に立ち返りまして、納税環境の整備を図るための諸方策を検討するための場といたしまして、昨年六月に、税制調査会に申告納税制度特別部会というものを設置いたしました。この特別部会では、従来の各般の論議を幅広く拾い上げて審議を進めることとしておりまして、今後早い時期にその結論を得たいと考えております。

以上で私の陳述を終わります。

○委員長(戸塚進也君) ありがとうございます。

次に、斎藤参考人にお願いたします。

○参考人(斎藤精一郎君) 御紹介にあずかりました斎藤です。

私は、専門は税制ではなくて、一般の経済あるいは金融論が専門なので、今回ここに上がっております租税特別措置法について、全般にわたつて

特に意見を申し上げる資格はございません。この中で唯一、多少私が参考意見として申し上げられるとしたら、少額貯蓄等利用者カード制度の延期についての、いわゆるグリーンカード問題についての意見でございます。この点についてのみ限って少し私の意見を述べさせていただきますと思います。

最近日本でも、昭和五十年代に入つてだと思ふんですが、国民のいわゆる税意識というものが非常に強まつてきたことは、客観的に見ても、ある

いは主観的に見てはつきりしているのではないかと思ひます。理由はいろいろあると思うんですが、大きく分けて二つぐらいあると思うんです。一つは、いま木下参考人がおっしゃいました、五十三年以降の所得の課税最低限が据え置かれて、いわゆる物価調整減税が行われないということが第一点だと思ひます。

あと一つは、これは世界経済全体についても言えるわけですが、いわゆる低成長過程に入ってきて、毎年の所得の増加率がスローダウンをしてきたということで、一般の人たちがかせいで、いわゆる労働して得る所得の伸びが小さいために、その他の方法で所得を上げなきゃいけない。そういう場合に、税金というものがよい意識に上るようになってきた。これは金利選好が強くなったこととも関係しますけれども、結局ほかにかせぐ場所がない、税金を何とか安くしよう、あるいは余剰資金の運用をできるだけ高い金利で運用しようとするということで、金利選好及び税意識が高まってきているのじゃないかと思ひます。

これは、アメリカではインフレが非常に激しかったために明確に出ておりまして、いわゆるマネーゲームとタックスゲームの非常な混乱がアメリカ全体に見られているのは、結局、所得あるいは売り上げを伸ばすよりも、節税あるいは脱税、あるいは実物投資よりも金融資産投資を行って所得を上げるようになってきているという状況と関係があると思うんです。

日本でもそういう中で、昭和五十年代に入ってから、一般の勤労者、いわゆるサラリーマンの税意識が非常に高まってきています。少し前、五、六年前ですと、ほとんどのサラリーマンの人たちは税についてほとんど何も関心がなかったわけですが、最近では何でも年取という問題を、手取り幾らか、実質幾らかという言い方をしています。アメリカで経済哲学をやっているギルダーという人は、あらゆる歴史を見ると、一般の人たちが手取り収入というのを口にし出す社会は非常に危

険だと。つまり、それだけ税の意識、税負担というものを非常に強く感じる言葉として、必ず手取り収入というのが出てきて、どのくらい政府あるいは国に吸い取られているかというところが興味の中心になる社会というのは、余り健全な社会とは言えないということを言っておりますけれども、かなりそういう面で、一般の勤労者の中に、手取り収入、実質収入、税を引いたものが幾らかという、そういう意識が非常に強まっていることは、この三、四年の非常に大きな特徴だと思ひます。

こういう中で、いわゆる負担感とか不公平感というの、もともとそういう調査をすれば、だれでも負担が重いか不公平だということを特に言うわけですが、最近のいろいろな調査、政府がやっている調査、五十七年の二月に総理府がやった税金に関する大がかりな大がかりといいますが、一般的な調査の内容を見ても、不公平感が、年収三百から一千万のところは八〇%ぐらゐの人が不公平感を持っている。あるいは年収五百から七百万の人が九〇%近く負担感はかなり強く持っているということで、国民の税意識が非常に強まってきているわけですね。

税意識が強まること自体はある面で、非常に納税者意識の高まりですから、いいと評価できるわけですが、問題は、それを逆手にとると、結局脱税、あるいは日本では節税と言われているんですが、別の言葉で言いますと逃税、そういった行為に人々がかなりの関心を持ち出してきている。脱税というのは英語でエバージョンと言うので、これは明らかに税法上違法行為ですが、節税とか逃税、これは英語ではアボイダンスと言われているけれども、これは税法上の抜け穴とか、税法をうまくくぐって税金を安くするという行為なわけですが、これが非常に日本でもふえてきている。これはアメリカやヨーロッパでは非常にふえているわけですが、単に法を破るということではなくて、法をうまく利用しようということにかなり

の努力とか物を費やすようになってきている。アメリカでは、御承知のとおり、弁護士及び会計士の数がこのところ急増しているわけですね。いままでは余り税理士あるいは会計士に頼まないような一般の人たちまで、タックスゲーム、税をいかに安くするかということに無中になってきている。日本はまだそこまでいきませんが、一般のサラリーマン層の中に、税を何とか安くする、あるいは一般の商店とか一般の自営業の方や何かに、そういう意識は、単に脱税というのじゃなくて、うまく逃れる、合法的に逃がれるという意識が非常に強まってきているのが、これは最近の特徴だと思ひます。

こういう点については、日本は他の先進欧米諸国に比べると、まだ幸いにおくれていて、脱税とか逃税の行為自体は蔓延しているとは言えませんが、しかし、かなりそういった行為が広がり、一般化する徴候はいろいろな点に出てきていると思ひます。

よく言われるアンダーグラウンドエコノミー、地下経済と言われているわけですが、これは欧米でも大体一九七〇年代の後半にだんだん出てきて、人々の注目を浴びてきた一つの経済行為ですが、けれども、結局税当局にわからない形で経済行為、あるいは税金をできるだけ逃れる、合法的にせよ非合法的にせよ逃れる、その行為自体から成る経済を地下経済と言っているわけですが、それは大きく分けて三つぐらいになると言われているわけですね。

一つはハードクライム。ハードというのは、非常に厳しいといいますが、悪いという意味です。悪い犯罪、いわゆるブラックマネーとよく言われているものです。これは経済状態とか余り関係ない。従来からある窃盗とか賭博あるいは売春の問題とか、そういった非合法的な経済行動に伴う現象ですから、これ自体は特に最近ふえたとかどうかという問題じゃない、麻薬や何かを含めてですが、これは別問題だと思ひます。

二番目のソフトクライム。これは経済行為自体は違法ではないのですが、そこから得た所得の全部あるいは一部を過少に申告するいわゆる脱税という行為が地下経済の中心になっている二番目の項目です。

それから三番目は、先ほど触れましたアボイダンス、いわゆる逃税、合法的に税を逃れること、これが欧米で非常にいまはびこってきて、いわゆるタックスゲームと言われている現象を呈しているわけですね。

日本では、ハードクライム、ブラックマネーというものは昔からずっとあったわけ、特にここに来て、多少はふえてくるようだけれども、特にそれはこの際問題にすべきことではなくて、問題は二番目と三番目の脱税あるいは節税、逃税行為がふえていると同時に、人々がかなり関心を持ってきているということが重要じゃないかと思ひます。そして、一般の人たちの多くは、みんながやっているなら自分もやらなきゃ損だという意識がかなり出てきているのではないかと気がいたします。税逃れはみんなやればこわくない、みんながやっているなら自分もやろうということで、結局不公平感が高まりますと、自分たちもやらなければいけないということで、その結果いわゆる納税義務感が破壊されてくる。

納税義務感が破壊した場合、アメリカ等では主としてそれがいわゆるタックスレボルト、税の反乱ということに結びつく。カリフォルニアの住民税の反対運動にあつたように、そういう一種の市民運動あるいは市民革命的な要素、あるいはレーガン政権の誕生のときのように、国政レベルでそういう大きな変化に結びつくわけですが、日本やヨーロッパでは、なかなかそういう形では出てこないで、それが陰湿になってしまつて、おのおのの人たちが、反対運動という形じゃなくて、自分たちで税をちよろまかすような行為を行ってくるんじゃないかというところの方がかなり懸念されるわけですね。これが表に出てくれば、かえってこれでまた非常にいいことなんです、むしろそれが陰に入つてしまつて地下経済の拡大という形に向かう危険性の方があるんじゃないかと思ひ

ます。

それで、日本とアメリカでの問題ですが、アメリカでは七〇年代後半にこういった問題が非常に意識されて、七〇年代の後半にアメリカの国税庁自身が調査に乗り出しました。アメリカの地下経済の規模は、学者はGNPの大体一〇%というふうなことを言ったんですが、まあ七、八%か、最近のアメリカ国税庁のいろんな推定作業ですと一〇%を超えている。つまりGNPの一〇%ぐらいがどうも税当局あるいは政府に把握されない経済活動である。これはGNPに含まれないわけですから、一般のエコノミスト、学者の推定ですと、アメリカでは大体一五%と推定されております。

日本については、この種の推計はデータ面の制約とかいろんなことでほとんどむずかしい。実際むずかしいわけですが、私がラフな推計をしたところだと、アボイダンスという逃税を除きますと大体国民所得の七%ぐらいです。五%から七%ぐらいですとそんな大きな問題ではないわけですが、こういうものがだんだんとふくれ上がってくるという問題が出てくるということは言うまでもないことだと思っております。

そこで、最大の問題は、アメリカの場合は、御存じのとおり、脱税とかあるいは逃税で稼いだ税務当局にわからない金を金融機関に預けることは不可能なわけです。というのは、アメリカでは社会保険ナンバーが整備されていて、それでないと預金ができないということです。ほとんど金融機関に預けられない。そうするとどうするかという、海外に逃れたり、いわゆるブラックビジネスの方に流れたり、あるいは金(きん)やダイヤモンドとか、そういったものに向かったり、いろんな形でそのお金が地下に向かつてしまう。

ところが、日本の場合は、御存じのとおり、いろんな仮名やいろんな名前を使って金融機関あるいは郵便貯金等に預金として預けられるということなので、一部の人の間では、日本では脱税や逃税や何かがあっても、その金が結局金融機関に入って、それが正常の地上の、表の経済に出ていく

から、結構うまくいっているんじゃないかという意見があるわけです。

今般、五十五年の所得税法改正でグリーンカード及び総合課税移行に伴って出てきた問題はまさにそこにあつたわけで、そのかなりの脱税並びに逃税があつたその資金が金融機関から郵便貯金に流れた。郵便貯金もグリーンカードに入るといふことで、今度は郵便貯金から金(きん)あるいはゼロクーポンという形でお金の非常な流動化が起こつた。

こういうことをしていると、お金が海外に逃れていったりあるいは暴力団とかその他ブラックマネーの世界に、お金が地下に完全にもぐつてしまつて、それで表の世界に向かつていた資金が枯渇してくる。こうなると金利が高くなつて産業投資が抑えられる。したがって、グリーンカード並びに総合課税化は好ましくないというのが、今回延期になつた一つの経済的背景ではないかと思ひます。

しかし、よく考えてみると、ここに問題が少しあるわけだ。というのは、グリーンカードあるいは総合課税化によつて逃れる資金があるということ、それはそれだけもたつては脱税、あるいはグレーといひますが、ブラックに近い節税、あるいは逃税行為があつて、その資金が金融機関等に入つていて、それがいま表に向かつているのを地下に向けるのはいけなかつたという、ある面で本末転倒の話で、脱税とか逃税自体をチェックしないで金融機関に入ってお金を地下に戻すのは危険だから、国民経済的に好ましくないから、グリーンカードあるいは総合課税は好ましくないといふのは、議論としては妙なんです。

というのは、グリーンカードがこれで延期されるいは総合課税が延期されれば、結局一般の人たちは何を思ふかといひますと、うまいことをやっている人たちがいるんじゃないかという意識だと思ふんです。多くの一般の勤労世帯の場合には、郵便貯金の三百万非課税、それからマル優の三百万、特マルの三百万で九百万、あと財形を入

れば四百万加わるわけですが、一人当たりそれ以上持つてゐる家庭というのはそれほど多くはない。多くの人はグリーンカード制について余りよくわからないと言つてゐると思ふんですが、一部かなりのお金を持つてゐる人たちはこの制度を非常に危険だと見たわけですね。ですから、脱税あるいは逃税行為が基本的にかなりあつて、その資金が地下にもぐるからグリーンカード等を導入するのはいけなかつたというの、そういう面では人々に不信感あるいは不公平感を与えるからだ。ほかの人がどうもやつてゐるらしい、自分たちもやらなきゃ損だといふ意識をむしろ強めさせる原因になるんじゃないか。

今回のグリーンカード導入の問題は、非常に急ぎ過ぎた面が確かにあることは否めなかつたと思ふんです。結局、グリーンカードと総合課税制度を一緒に持つてきたところにかんがりの人々に恐怖感を与えた。つまり所得の源泉が全部把握されるのじゃないかといふ問題だと思ふんです。

そこで、私の意見としては、グリーンカードのマル優枠、三百、三百、三百についてはグリーンカード制を適用して、その他分離課税はそのまま残しておくという便法をまず最初に講じておいて、そうしてしばらくしてから利子配当についての総合課税に移行するというような、そういう経過措置的な方向をとるべきだつたんじゃないかと思ふんです。

グリーンカード制を延期する、あるいは今後廃止に持つていくということになると、結局間接的に、国会の決議というのは国の一つの象徴です。国会自身がアングラマネーの存在を認めてゐる、それをほつたらかして置くことに等しいと思ふんです。それはほかの人たちの納税意識あるいは納税義務感の破壊をむしろ国会が容認するといふ問題を含んでいるんじゃないか。確かにグリーンカードを導入して、総合課税に持つていけばお金が地下に入つてしまつてどこにいくかわからない。海外に逃れてしまふ。香港、スイス等に行くといふ。もちろんそういう危険性は確かに

あるわけですが、その場合には、いま言つたように、マル優、非課税をするお金ぐらひはきちつとチェックしておいて、あとについてはいろいろあるけれども、それは税の捕捉の問題あるいは税法の改正、不公平税制は正の問題とか、そういう問題で解決するとして、少なくとも現在あるアングラマネーについては、三五%なら三五%の分離の税金だけは払つてもらふ。そのかわり、マル優を使つてそういう金が逃れてゐるという事態だけは少なくとも避けるために、グリーンカードはマル優に限つて適用し、総合課税はしばらく延期するといふ措置をとるべきだつたのではないかといふふうな感じを持つてゐます。

それといふのも現在、最初に触れましたように、一般の人たちの中にかんがりの税意識が高まつて、不満感、負担感が強い。それから最近この事件を契機に、どうもうまいことをやっている人たちがいるといふ意識が人々のタックスゲームに非常に拍車をかける。一般にサラリーマンは逃税あるいは脱税ができないとされてゐますけれども、セカンドジョブ等の問題、あるいは僕の関係している学生などについて見ると、小さな脱税というのは非常にびびつておられます。額はわずかでありますが、かなりの脱税行為といふのは一般に認識されるところで、こういったことが当然だといふ意識がますます助長されることを非常に私は警戒するわけです。

アングラマネーを僕は大体四十から五十兆円と見てますけれども、そういうお金を取り締まれば、確かに影響が国民経済的に直ちにでくると思ふんですが、その問題と税の公平性あるいは納税義務感の問題とは切り離していく方向で今後考へていかなければいけないのではないかと。勝手な意見ばかりで恐縮ですが、以上で私の陳述を終わらせていただきます。

○委員長(戸塚進也君) ありがとうございます。次に、畠山参考人にお願ひいたします。○参考人(畠山武道君) 私は法律学を専攻してお

りますので、もっぱら税法の条文の解釈ということとを商売にしております。そういうわけで余り租税政策論とか制度論は得意ではないのであります。が、今回御指名でございますので、ふだんから税法の条文を眺めていて感じたことを述べさせていただきます。

論点は二つでございます。一つは租税特別措置一般に関する事、もう一つは減税問題、特にサラリーマンの税負担という問題でございます。

そこで、まず租税特別措置法の問題でございますが、ちよつと口幅つたいところもございまして、租税理論的に言いますと、たとえば能力に依じた課税であるとか、それから富の再分配、それから景気調整、そういうことが所得税の機能として挙げられております。こういう所得税の機能を最大限に發揮させるためには課税ベースをできるだけ広くとらなければいけない、特定のものを除外したりしないでできるだけ広くとらなければいけない。これは財政学の常識だろうと思ひます。

いわゆる包括的所得課税というふうに言われております。租税特別措置法は主に課税の平等に反するということであることで非難されますが、そのほかの所得税の他の機能も損なうという意味でも批判されるべきであるということでございます。

わが国の税制は、特に高度成長期に特別措置を乱用した時期がございます。幸いなことに、税制調査会などでは整理統合の必要性ということが強く叫ばれ、今日に至るまでかなりの数のものが整理縮小されております。今回も中小企業事業転換施策のための特別償却その他四つの特別措置が廃止され、そのほかさらに幾つかの特別措置の縮小が提案されております。私はこれらの努力を高く評価したいというふうに考えております。

しかし、他方で新たにかなり多額に達すると思われ、中小企業設備投資促進のための措置とか、あるいは特定基礎産業対策、いわゆる新構造不況法の施行に伴います優遇措置、それから使用済み核燃料その他のいわゆるエネルギー対策、そういうかなり政治的な色彩の強い措置が税

制を通じて優遇されるということになっております。

それからもう一つ、私は一介のサラリーマンとして、かねがね事業所得者に対するみなし法人課税というものに疑問を持っておりますし、裁判でも、事業所得者本人が本人に給与を払うというようなことは理論的にあり得ないという東京地裁の判決が出ております。そういうわけで、今回みなし法人課税がこととして一応期限切れということになっておりますので、多少期待していただくわけでありまして、今回の提案によりまして、特に説明することなく五年延長されるということになっております。そういうわけでござい

ます。

そのほか、長年の懸案でありました利子配当所得の分離課税の廃止等が、斎藤参考人から述べられましたように、グリーンカード反対のあおりを受けて延期されたというようなことは御承知のとおりでございます。

そのほか、租税特別措置法には定めておりませんが、たとえば法人の受取配当の益金不算入とか、あるいは支払配当の軽減措置、それから個人の受取配当の軽減措置等がございまして、これは本法の特別措置とは必ずしも言われていないようでございます。主として法人税の本質論に絡めて論議されているようでありまして、アメリカ合衆国ではすでに一九六四年からは長いこと二重課税は是認されております。そういうわけでこれが果たして、法人税の本質論に絡めて、当然行なわれなければならない措置かどうかということをいま多少の疑問を持っております。

そのほか配当に關しましては、いわゆる配当の譲渡益、キャピタルゲインが原則として非課税というところになっておりますが、これも特別措置の一種であるというふうに、一種といえますか、特別措置的なものであるというふうに私は見ております。そういうわけで多少把握とか、課税の方法にむずかしい点はあるのだと思ひますが、将来の検討課題としてぜひしていただきたいというふう

に思っております。

そのほか個々の特別措置については、いろいろな細かい問題点があるのだらうと思ひますが、最後に特別措置のいわゆる立法的な統制という問題に触れたいと思ひます。といひますのは、租税特別措置というのは、減税されたのと同じ額の補助金を特定の納税者に与えるものであります。一般の歳出予算というところになりますと、額とか受益者の範囲、それから支給方法、こういうものがかなり明確であります。ところが減税ということで行われますと、資料としては大まかな税額は出ているわけでございますが、その点がなかなか把握できません。そういうわけで、逆に効果とかというの余りはっきりしませんし、逆に打ち切る

ときにも、なかなか打ち切る大義名分が立たないというふうなことで、租税特別措置をいつまでもだらだら続けたようなふうになるわけでありまして、そういうことでございまして、この際、これもアメリカの制度でございまして、租税歳出予算制度というものを考えたかどうかというふう

に考えております。

これは支出の項目ごとにかなり細かく、何十という項目に分けられておまして、そしてその項目について支出を定めている法律としてどんなものがあるか、そして実際に予算の歳出の方でどれだけの額が支出されているかということがまづ掲げられております。その次に減税措置として与えられている補助金などのくらゐであるかというふうなことが書いてありまして、簡単な学者のコメントあるいは参考文献等が載っております。全体は大体二百ページか二百五十ページぐらいの本でございまして、それが租税歳出予算というものでございまして、それが税とともなるん言ひませんが、いまよりは、個々の分野に与えられている租税特別措置の項目がかなり明らかになるんではないかというふうに考えております。

以上が、租税特別措置についての簡単な感想でございます。

次がいまの国会でも特に問題になっております

減税問題でございます。

周知のように、インフレ進行期には名目賃金が上昇するだけで税負担がどんどん増加し、実質増税という現象が生じます。昭和五十二年までは、税制調査会等の答申では、日本の課税最低限は世界各国に比べても高いのだということを盛んに言っておりまして、一方では、政策減税ということをずつとやってきました。これも恐らく増税ということとを避けるための措置だったのでないかというふうに思っております。ところが、五十二年以降、消費者物価上昇率が大体二・八・九％だということに言われておまして、課税最低限の引き上げというのが行われておりません。大蔵省の試算によりますと、約五兆円取り過ぎといひます。増税であるというふうなことも言われて

おります。そういうことで増税、言葉はちよつとどぎついわけでありまして、逆に言ひますと、増税が繰り返されたということの意味するのではないかと思ひます。それは現に納税者が毎年百万から二百万ずつふえているとか、あるいは給与所得者の納税をする人の割合が現在八八％に達しているとか、そういうふうないろいろな事実からも示されているというふうに思ひます。

法律学の立場から一つの問題といひますのは、こういういまの課税最低限が、二百一十五万円でしたでしょうか、それが健康で文化的な生活を保障した憲法二十五条に違反するかどうかということとでございます。これは終審訴訟その他でも争われております。ところが、健康で文化的な生活という基準自体は、これはなかなか定量化できないものでございまして。

それともう一つは、三権分立のもとでは、裁判所が法律を違憲と言うようなことは、礼儀の問題もありまして、理論的な問題もありますから、なかなかいたしません。よほど極端でない限り合憲だという判断を下すのだらうと思ひます。ですから、裁判を通じていまの課税最低限が低いということを主張してもなかなか通らない。しかし、これは裁判所が見て裁判所が違憲だと言いたくなる

ほどにひどくないということをごいまして、いまの制度のあり方が妥当であるということは恐らく意味しないというふうに思っています。これは恐らく立法府の良識の問題ということになるんだらうと思います。

そこで一つの目安として、これも簡単なものではありますが、生活保護法による生活保護基準というのが考えられます。この二つは計算方法も目的も違いますが、一概には比較できないんではあります。法律の整合性とか、あるいは国民感情からいいたしましても、生活保護世帯と同じような所得しかもらってない人に税を課するというのはどうもおかしいんじゃないかということがあるだらうと思います。かつて両者は大変大きく開いてきたわけでありましたが、最近では所得税の課税最低限が標準四人世帯で二百一十五万円、生活保護基準の方が、毎年変わりますが、去年の例で言いますと、百七十五万三千円、開き二十五万円程度しかございません。また住民税では、いわゆる逆転現象ということで、生活保護をもらっている世帯の方が実質収入が多いということがあります。それを防止するために現在非課税限度額というのを設けて当座をしのいでいるわけでございますが、非課税限度額によりまして、最低のぎりぎりのところでは、控除自体は増額しておりませんから、収入がふえたために税がふえて、手取りが所得の少ない人よりかえって下がったなんていう、そういうこともあり得るわけでございます。

幸い、税制調査会では、先ほどのお話のように、五十九年度以降、税率の構造も含めまして、抜本的な対策を講じるというようでありまして、そこに期待したいというわけでございます。最後にクロヨンと言われる問題でございます。これも斎藤先生からいろいろお話がございましたけれども、私のような税法をやっている者から見ますと、どうも法律の規定上はどこからそういうクロヨンというふうなものが出てくるかなかなかわかりにくいわけでありまして、そういうわけで法律に別に不備はないんではないかと、そういうものは法律上は必ずずんであります。けれども、どうも実感としてはあるというものがほとんどの人の意見であるわけでありまして、アメリカでは、先ほどもお話がございましたけれども、文字どおり事業所得者は六割、それから農業所得者は四割ぐらいいしか捕捉されてないという、そういう報告もありまして、アメリカでもクロヨンというふうな現象があるんだなということがわかるわけでございます。それからイギリス等々では、昔から給与所得者に対する税金が重過ぎるという不満が昔からあるわけでありまして、そういう意味では給与所得者に対する税が重いというのは世界各國——まあ納税者は自分の税金が一番重いとみんな思っているわけでありまして、それにしまして、給与所得者の不満というのは昔から解決されない問題でございます。

サラリーマンの不満といえますのは、源泉徴収制度でがっばり捕捉されるか、あるいは必要経費が認められないとか、あるいは自主申告ができないとか、それから他の納税者が特別措置でうまくやっていると、さきまざまな不満が重複したものでございます。そういうわけでこういうものを一つ一つ解決していくより方法がないというのが現状だろうと思っております。

源泉徴収につきましては、わが国の源泉徴収制というものは制度としてはかなり完成したものでございまして、アメリカ等では利子については源泉徴収が行われておりませんが、日本では行われております。そういうわけで対象は狭過ぎるという事はないと思っております。

しかし、これも法律的に見ますと、やや法律的な話になりますが、権利救済制度が整っていないわけでございます。そういうわけで、いわゆる受給者、税を引かれた人が税務署を直接相手として争う方法がないと、こういうことになっております。これはわれわれのような法律をやっている者からしますと、長年の懸案でございまして、こういうことも長期的なものであります。是正していただきたいと思います。

それから必要経費であります。サラリーマンの必要経費は何かというようにことに絡めましていろいろ論議されますが、私の考えでは、一般的なサラリーマンはそれほど必要経費が多くないんでありまして、そういうわけで必要経費の申告を認めよという主張は余り賛成いたしません。しかし必要経費類的なものはあるわけでございます。して、たとえば通勤手当をもらってない人の通勤費とか、それから最近いろいろ問題になっておりますような共働きの場合の保育費とか、その他余分にかかる費用等々でございます。こういうものは税制を複雑化させるという欠点がございます。所得控除等々を通じて緩和されるべきであると思っております。アメリカのように細かい控除をたくさん設けると、かえって税制が複雑化して、そのためにまた一本の控除を設けるというふうなこともやっておりますが、そういうことにならない程度にいろいろ配慮してみるべきだろうと思っております。

ちょっと番外でございますが、うちの周りの奥さんの話であります。働きに出ますと七十九万まで課税されないわけでありまして、内職の場合は二十九万円から課税されます。経費もほとんどありません。それから社会保険、生命保険料控除も引かれないというふうなことで、二十九万円というのはいくらも低過ぎるということを、ちょっと余談であります。言っておきます。

それからもう一つは、最近のインフレによつて給与所得者の税負担がふえているというところでございまして、いわゆるインフレ調整税制、これはアメリカやカナダ等々では実施に移されつつありますが、そういうようなものもぜひ考えていただきたいと思っております。これは事業所得者の場合は経費の方もインフレでふえますが、給与所得者は給与所得控除その他を固定されますとかなかなかふえないので、税だけがふえるというところでございまして、そのほか社会保険診療報酬等々、一部改正されましたが、に絡みまして、租税の特別措置によつて不平等であるということがよく言われますが、これは先ほど述べたとおりのことで、今後課税されるべきだろうということでございます。

あとは、結局クロヨンというのは、税法の執行の仕方とか、いまの税務体制とか、いろいろな問題が絡んでいるわけでございます。これももちろん一朝一夕にはいかないでございまして、この点も税制調査会では現在検討中というところでございまして、多少時間はかかるだろうと思っております。東京高裁の総評判決というのがございまして、あれによりまして、恐らくいまのような税負担の不公平は永遠に続くだろうなんて判決文に書いてあります。それで困るんでございまして、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上、思いつきでございまして、いろいろなことを述べさせていただきました。

○委員長(戸塚進也君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見の陳述は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋山篤君 どうか御苦労さまです。

木下先生にお伺いしますが、参議院の予算委員会に小倉会長が見えまして、参考人としての御意見を述べられたわけですが、その当日を含めて、いまだに税調会長の発言、態度というものが新聞その他をもちまして相当批判をされております。もちろん税調会長という公的な資格に個人的な意見というものが入っているわけですから、すべてけしからぬとは言いませんが、公式の会長という立場を考えてみますと、先日の意見は問題ありというふうには言わざるを得ないと思っております。

そこでお伺いをするわけですが、この十四日に臨調の最終答申が出されました。その最終答申の一番最初に「増税なき財政再建」という大きなタイトルがついております。その項目の中に、一部ではあるけれども、増税なき財政再建という点に非常に消極的な人があるというふうな臨調は指摘をしたわけですね。その一部というのにはいろいろ

て不平等であるということがよく言われますが、これは先ほど述べたとおりのことで、今後課税されるべきだろうということでございます。

あとは、結局クロヨンというのは、税法の執行の仕方とか、いまの税務体制とか、いろいろな問題が絡んでいるわけでございます。これももちろん一朝一夕にはいかないでございまして、この点も税制調査会では現在検討中というところでございまして、多少時間はかかるだろうと思っております。東京高裁の総評判決というのがございまして、あれによりまして、恐らくいまのような税負担の不公平は永遠に続くだろうなんて判決文に書いてあります。それで困るんでございまして、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上、思いつきでございまして、いろいろなことを述べさせていただきました。

○委員長(戸塚進也君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見の陳述は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋山篤君 どうか御苦労さまです。

木下先生にお伺いしますが、参議院の予算委員会に小倉会長が見えまして、参考人としての御意見を述べられたわけですが、その当日を含めて、いまだに税調会長の発言、態度というものが新聞その他をもちまして相当批判をされております。もちろん税調会長という公的な資格に個人的な意見というものが入っているわけですから、すべてけしからぬとは言いませんが、公式の会長という立場を考えてみますと、先日の意見は問題ありというふうには言わざるを得ないと思っております。

そこでお伺いをするわけですが、この十四日に臨調の最終答申が出されました。その最終答申の一番最初に「増税なき財政再建」という大きなタイトルがついております。その項目の中に、一部ではあるけれども、増税なき財政再建という点に非常に消極的な人があるというふうな臨調は指摘をしたわけですね。その一部というのにはいろいろ

て不平等であるというということがよく言われますが、これは先ほど述べたとおりのことで、今後課税されるべきだろうということでございます。

あとは、結局クロヨンというのは、税法の執行の仕方とか、いまの税務体制とか、いろいろな問題が絡んでいるわけでございます。これももちろん一朝一夕にはいかないでございまして、この点も税制調査会では現在検討中というところでございまして、多少時間はかかるだろうと思っております。東京高裁の総評判決というのがございまして、あれによりまして、恐らくいまのような税負担の不公平は永遠に続くだろうなんて判決文に書いてあります。それで困るんでございまして、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上、思いつきでございまして、いろいろなことを述べさせていただきました。

○委員長(戸塚進也君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見の陳述は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋山篤君 どうか御苦労さまです。

木下先生にお伺いしますが、参議院の予算委員会に小倉会長が見えまして、参考人としての御意見を述べられたわけですが、その当日を含めて、いまだに税調会長の発言、態度というものが新聞その他をもちまして相当批判をされております。もちろん税調会長という公的な資格に個人的な意見というものが入っているわけですから、すべてけしからぬとは言いませんが、公式の会長という立場を考えてみますと、先日の意見は問題ありというふうには言わざるを得ないと思っております。

な方があるんだろうと思いますが、政治家も入るでしょう。それからどうも税調も暗に指摘されているんじゃないかというふうには私は理解するわけですが、税調の全体の皆さんの空気といえますか、考え方というものをまず第一にお伺いします。

それから私は、当委員会でも、財政構造というものを強める必要がある、あるいは改善をする必要があるという意味で、過去五年間国会でいろいろ取り上げてまいりました法律の改正、あるいは税制改正というものを一つ一つ取り上げて分析したことがあったわけですが、いずれもそれは一過的な収入増を予定するようなものでありまして、言うところの財政の体力を強めるというふうなもの何らなかったわけですね。今回の税制改正あるいは四兆何がしかの税外収入の問題につきましても、いわゆる体力を強化するという立場から言いますと、全く皆無ではなからうかなというふうに考えます。その点についての木下先生のお考えを第二番目にお伺いします。

それから第三番目に、まず何といつても歳出規模を思い切つて小さくすることだと、こういうふうには言われました。これは臨調も税調も、われわれもある部分では共通した意識でありましたが、さて歳出の規模を縮小する、あるいは歳出をカットするということを気楽にだれでも言いますけれども、各省庁の予算をできるだけ節約して執行するということがあったにしても、昨年の実績、一昨年の実績三千五百億円が最高限度でありまして、少なくとも何兆円というふうなものを切り込むためには、一般的な庁費の節約という範囲ではとてもできるものではないと思う。したがって、その歳出規模を縮小する、カットを思い切つてやるというのは、政策の選択ということにならざるを得ないと思うんです。

そこで、今回も、また昨年の国会でもそうでありましたが、切りやすいところを切つてしまおう。たとえばこの前行われたのは公的年金制度に対しまして国の助成というものを一部カットする、そう

いうことによつて、歳出規模を小さくしたわけではありませんが、その金が別の費目に転用される。ことし五十八年度の予算では典型的にそれが見受けられるわけでありまして、歳出のカットについてどういう視野で行った方がいいのかどうか、その点についてまず三つお伺いをしておきたいと思うんです。

○参考人(木下和夫君) 磯山先生の御質問は三項目にわたりますが、全体として基本的に私も同じような感じを持っております。それを前提にいたしまして第一の問題から申し上げますが、御指摘のように、臨時行政調査会の答申は増税なき財政再建を行政改革のことであるというふうな考えをいたしました上で、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳出の徹底的削減によつてこれを行うべきだという言葉がございました。それと同時に、税制につきましても、「税負担の公平確保」の観点というものを基礎に置きまして、「申告納税制度の適正な運営のための基盤」の強化と租税特別措置の見直しというふうなものの推進、あるいは「所得税制における課税最低限及び税率構造」さらには直間の比率等について検討するというような問題点が指摘されておるわけでございます。この御指摘に對しまして、私どもの受けとめ方は、各種の観点から税制の見直しの必要性を指摘されたものと考えております。したがって、その結果として、税負担の増大が全くないというふうな御指摘があったものとは解釈しております。

と申しますのは、臨調の御指摘にありますように、税負担の公平確保の観点から、外から見直しを行う、それから税体系の見直しの観点から増税ないし減税をしなければならぬ場合が具体的に生じてくるわけでございますから、あるものについては増収をもたらすような結果が出てまいります。たとえば租税特別措置の整理をいたしますれば、その分は増収でございます。それをしも増税という言葉で否定し去るというふうには解釈できないわけでございます。

そのように各個別の措置あるいは税制の見直しから生じます全体の問題に私どもは関心を持つておるわけでございまして、臨時行政調査会の一つのスローガンとして増税なき財政再建ということを打ち出された背後には、歳出の徹底的削減を主張される余り、仮に増税というふうな言葉を使いますと、歳出の削減にブレーキがかかるということとを御心配になつて、強くこの言葉を打ち出されたものであると思ひます。

しかし、一般に考えますと、増税なき財政再建と言つていてはならないかと、それぞれの納税者の立場からはその言葉を盾にとりまして、全面的にこれを拒否されるというふうなことになるかもしれません。私どもが今後の作業として考えております税制の見直しというものは非常に困難にならざるを得ないおそれが出てくると思ひております。恐らく税調会長のお話はこの点を指摘されたものと考えておりますし、私もその点については異論はございません。

それから第二の、過去五年間の税制改正の動向を御検討になりまして、財政体力を強めるような措置というものについては必ずしも十分でない、あるいは今後どういう考え方でおるかということの御質問でございますが、財政体力と申しますれば、いわば国民の一般的な租税負担能力に對應した歳出の問題と絡んでまいります。

したがって、さまざまな歳出の項目につきまして国民の皆様方がこういうものは要らないんだ、これは多過ぎるというふうなことでございまして、当然それに伴う国民の負担というのは下がつてしかるべきでございまして、逆にもつとこれをふやせというふうな御要望がございまして、やむを得ず國債に頼るほかの方法を探すとすれば、増税措置をとらざるを得ないというふうに思ひます。

抽象的に財政体力ということについてここで申し上げるべきとした考え方を私は準備しております。私はいわゆる国の一般歳出というものの占め

る財政固有の役割、これは恐らく公共サービスを国民に提供するという費用の問題、それからさまざまな形で所得再分配をやっておりますが、それらに要する費用というのは、これは原則的に租税及び社会保険料収入で賄うべきであつて、そこに赤字が出るということは施策のやり過ぎであらうと思ひます。国民は受け取る利益というものと負担する租税というものについて一種のバランスを期待しておると思ひます。したがって、その辺につきましては、これは収支がバランスするような方向で検討しなければなりませんので、直ちにこれを一〇〇%税で賄うような体制に持つていくことは、いまの財政運営からは早急にはできにくいと思ひますが、できる限り一般歳出の相当部分を税で賄うような体制に持つていくことが財政体力を強化するゆえんではなからうかと、私見でございますが、申し添えておきます。

第三番目の問題でございますが、歳出規模を削減しろといつてもなかなかそれはできないではないか、大変な問題が控えておるということには御指摘のとおりでございます。したがって、御主張のように、まさに政策の選択によらざるを得ない。乏しい財源の中からどういふ種類の歳出に振り向けていくかということにつきましては、国民の一般的な考え方を基礎にいたしまして、これは国会でも御審議を賜りたい問題でございます。私どもは実は歳出面について検討することは領域外でございまして、もっぱら与えられた歳出需要というものを前提にして、その中で一番望ましい税制のあり方ということをめざしたいとして、年々議論を繰り返しておりますので、そのような立場から申し上げれば以上の御返事になるかと思ひます。

○磯山篤君 次に、共通する問題で三人の方にお伺いしますが、一つは減税の問題です。

国会では、昨年衆議院議長のご定意というのが出て、衆議院大蔵委員会の小委員会で専門的に詰めてまいりましたが、不十分なままに中間答申が行われたわけですね。その際に、議長の見解も、減税

というのは天の声である、そういう意識であつたわけですね。この衆議院の小委員会では減税というのは国民の非常に強い要望である、そういうふうな認識をして作業を始めたわけですね。結論は私がいま申し上げたとおりであります、さて税調の審議について議事録を拝見しますと、賛否両論があるわけですね。天の声とか国民の強い要望というのを考えてみた場合に、税調としてはいかにしてこれにこたえていくか、こたえるためにはどうしたらいいかという議論を十分積み重ねてもらうことが、税調の任務ではないかと国民一般は考えておられるわけですが、この答申というのは非常に冷たいように思われます。

そこで、いつも問題になりますのは財源の点です。税収によつてある特定な事業に充てるという意味で言いますならば、道路整備関係の諸税が目的税としてありますが、それ以外は、金の種類によつて、これは向こうに回しましょう、これはこちらに配分しましょうという仕組みの財政ではないはずだと思ふのです。したがつて、銭がないから減税ができないというふうな話は、余りにも近視眼的な議論ではないか。減税が必要だというならば、あらゆる苦勞をして努力を払つて減税を行う、その努力をすべきだとわれわれは思ふわけですが、税調はなぜかそういうふうな議論に發展しない要素を毎年お持ちになつておられるわけですね。何が原因であるのか、その点をひとつ伺ひたいと思ふのです。

いまの問題につきましても、国民の立場という意味で齋藤参考人、畠山参考人にもその点を十分伺ひたいと思ふのです。

それから次に、先ほど畠山参考人からもちよつとお話がありましたが、たとえば三越の問題とかニュージャパンの問題が新聞によく報道されますね。監査法人、公認会計士が監査をしてほとんど適法という判を押すわけですね、これは商法上当然のことだと思ふのです。ところが、適法と監査されたものに、ある事件によつて、業務上横領とか背任とか、さらには大量の脱税というふうな

問題が絡まつていくわけですね。このことについてわれわれも非常に不審に思ひますし、新聞を読む国民は、おれたちは税金なんか納めたくなかないという節税の意識がどんどん強まつていくわけですね。この商法上の適用の問題と、事件になつてからの脱税という問題をどうやって防止していくかという点について、齋藤参考人と木下参考人にお伺ひをしたいと思います。

それからもう一つはグリーンカード問題です。公式の大蔵委員会で大蔵大臣から、グリーンカード制の実施をなぜ三年延期したのか、このことについて二つだけ答弁があつたわけですね。その一つは、ことしから準備を始め来年一月一日から始めるにしてみても法的な安定性に欠ける、それが第一だと指摘しておられるわけですね。それから第二は、これをいま実施すると国民の間に混乱を生じさせるので、この三年間延期と、こういう御答弁があつたわけですね。

たとえば朝霞の計算センターがことしの八月にならなければ完成しない。その意味で半年、一年延ばしてくれぬかというならば、これは準備不足という意味で了承できると思ふわけですね。長年議論してつづられたものが二つの理由でいとも簡単に三年間延期というのには、どうも国会の權威にもかかわるというふうな私どもは考えますが、この大蔵大臣の御答弁をどういうふうな三人の参考人の方は認識されるのか。

グリーンカード問題についても一つお伺ひしますと、三年延期というのは、もうこれは一生やらないことだというふうなたかをくくつておられる人が十中八、九いるわけですね。そういう傾向になる心配があるわけですが、そういう点について御意見を伺ひます。

グリーンカードの延期の問題が出てまいりますと、少額貯蓄の非課税問題に論議が發展するのは当然でありまして、これは廃止しろという意見も出てまいりましたし、それから残せという意見もあつて、両論であります。いずれこれらは国会の中でも大いに議論を積み重ねなければならぬと思ひ

ますが、三人の先生方は、この少額貯蓄非課税制度を将来も制度として存置すべきであるのか、あるいは少し中身を改正して存置すべきなのか、いや、この際やめてしまえというふうなことなのか、その点について共通をしてお三人にお伺ひしたいと思います。

○参考人(木下和夫君) 御質問は多岐にわたりますので、順を追つて申し上げますが、いわゆるグリーンカード制度というものが国会におきまして延長するということになりましたが、この案を提出いたしました税制調査会としては、まことに残念、遺憾と申し上げるほかはございません。しかしながら、当面三年間凍結するという法案が提案されております以上は、そこへ出てまいります問題は、五十八年の一月一日から持つておる預金その他を納税者が届け出をするという限りにおきましては五十八年一月一日から社会に大きな混乱が生ずる、その混乱の回避がどうしても必要だということ、それからせつかくできました法律が施行されずに凍結することになりますと御指摘のように法的安定性の問題ということにかかわつてまいりますので、まことに残念やむを得ないことをございませうけれども、この措置を見送ることを私どもは黙認せざるを得ないということでございます。

ただ、昨年の十二月時点の税制調査会におきましては、大方の意見は、これについてきわめて残念だということございまして、小倉会長から政府に対しまして、今回の措置によつて、適正公平な利子配当課税の実現という従来の政府及び税制調査会がとつてきた基本方針というものはいささかも変わるものではない、こういう考え方を内外に表明すべきではないかという御提案がございまして、私どもは賛成をいたしましたわけでございます。

この税調会長の御意見あるいは税制調査会全体としての意思表示につきましては、先ほど御指摘のように、大蔵大臣からその趣旨の発言が行われ

たと聞いておりますし、また同じく官房長官や大臣の記者会見でもその点が新聞紙上に出了したので、私は、この問題につきましては政府その他の対応というのは新聞紙上で知つておる限りのこととございまして、それ以上のことは存じておりません。

それから第二点の御指摘でございますが、今後このような努力というものを阻害するがんは何かという御質問でございます。

(委員長退席、理事大河原太一郎君着席) 私、率直に申し上げまして、がんというものを明確に指摘するわけにいきません。税制調査会の審議と申しますのは、中立的に、客観的にかつ理論的に議論する場であらうと思ひます。したがうまいことまで私どもは配慮して議論をするというふうなのは、これはできない相談でございますし、また適切でもないと思ひます。

したがうまいし、私どもの答申におきましても、必ずしも結論を出していない問題、あるいはやや否定的な結論を出しておる答申を政府におきまして実行なさるという例があるが、これは税制調査会としてはまことに残念でありますけれども、いたし方がないこととございまして、恐らくそれは政治的判断によつてございしたのであらうと解釈する以外に方法はございません。

先ほど申しましたように、グリーンカードの問題につきましても、会長の御意見という形で集約して税制調査会の意見を申し上げるのが現在のところ精いっぱいのごとでございます。したがうまいし、何がんだということになりますと、なかなかお答えしにくいというのが実態でございます。

それから第三番目の問題は、これは法律の問題に係属いたしますので、私としては商法あるいは監査法人、その他の問題についてはお答えする資格がありません。

ただこの種の脱税の問題と申しますのは、これは国民一般、納税者にとつては非常に困つたこと

で、あのような脱税をみすみす見逃すような税務
あるいは政府の手抜きに對する不満というものが、納税意欲その他に影響をしないとは私は申し
ません。商法上の問題とは別に、一般にまことに
残念ながらこの種の行為が、これは例外とは存じ
ますけれども、かなりある。国民一般は正確な、
真正な申告をし、納税をしておられると思いま
すけれども、中にはこういう例外的なものが出てま
います。これを封じるような方法は何かという
ことになりましたれば、名案もございませぬけれ
ども、現在の申告納税制度というものを民主的な
一つの制度として認める限りは、これを裏づけるさ
まざまの措置が必要ではないかと思ひます。その
点に手抜きがありますと、申告納税制度が機能
しないというようなことになっては困りますの
で、その点をこれからは税制調査会などでは十分
多方面にわたつて審議していくつもりでございま
す。

それからグリーンカードの問題につきまして、
三年延期ということでございますが、この凍結期
間三年の間には何とかして早くかわりの方策とい
うものを検討してみたいと思つております。しか
しこれは今後の問題でございまして、私が今日の
時点で税制調査会の考え方を予断をもつて申し上
げるといふことは差し控えていただきます。
それから最後に御指摘の点は、現行の少額貯蓄
非課税制度というものを残すのか残さないのかと
いう問題でございまして、これも世間にはさま
まの意見が新聞、雑誌等で伝えられております
けれども、税制調査会といたしましては、恐らく政
府からこの問題に関する答申を求められることにな
らうかと思ひますが、現在のところ全く審議い
たしておりませんので、ここで私、税制調査会会
長代理といたしまして意見を申し上げるというこ
とは差し控えていただきます。

以上でございます。
○参考人(斎藤精一郎君) 御質問のあつた点でわ
かる点をお答えいたします。
一つはグリーンカード問題ですが、大蔵大臣が

言う三年延期についての理由というのは、あの時
点ではある程度仕方がなかつた。確かに御承知の
とおり、マネーといふままか、お金がかなり激し
くいろんなところを動き始めたことは事実だつた
わけですが、これはもとよりいへば、グリーンカ
ードを含む総合課税制度移行の影響について、提
案された政府側の先の見通しの甘さがあつた点
は、指摘しておかなければいけないと思つて
す。税制が大きく変わった場合には、それに伴つ
てかなり金融的な影響が短期間に起こるという点
は、あの当時、五十五年時点では予想されなかつ
たことはある程度やむを得ないわけですが、それ
以降の実際に起こつた金融のシフト、マネーのシ
フトを見ますと、あのままの形で実施するといふ
ことは、確かに金融的な問題、国民経済的な問題
があつたのでやむを得ないと思ひます。問題は、
今後の三年延期でいろんな事態が明らかになつた
ことです。

私の注文を一つ言わせていただければ、こうい
つた地下経済とかアングラマネーの研究というも
のについて、政府当局並びに多くの人たちは非常
に無関心を装うくせがあるんです。これは日本だ
けでなくて世界的にそうです。税務当局並びに政
府は、あるいはエコノミストを含めてですけれど
も、この問題を非常に無視する傾向があるわけ
です。というのは、たとえば地下経済自体あるいは
アングラマネー自体が大きくなりますと、これは
GNP統計とかその他のいろんな統計にあらわれて
こない計数ですから、政府が行う経済政策等につ
いての根拠、あるいはエコノミストがいろいろ分
析する場合の基礎となる実証データに信憑性がな
くなるわけですね。したがつて、多くの国では、
アングラマネーあるいは地下経済は小さいんだ、
小さいんだということをしきりに言うことによつ
て、それが大きいというこの現実を認めようと
しない傾向が一般に非常に強いんです。

ただし、アメリカでは、御承知のとおり、先ほ
どちよつと御説明しましたように、七〇年代後半
に国税庁が積極的にその事態に乗り出して、

調査をし公表をして、いろんなデイスカッション
も持つてゐる。この問題は隠しておかないで正々
堂々といろいろ議論しておかなければいけないん
だらうと思つてゐる。残念ながら日本及びその
他の国ではまだそれを隠したがる傾向がありま
す。特に税務当局にしてみれば、そんなに多くの
脱税あるいは逃税行為があるということを認める
ことは、いわゆる納税意欲、納税義務感に影響を
与えますから、それは小さい、税の取り立ては公
平に行つてゐる、税の執行は公平に行つてゐると
いうことを強調せんがために、それをできるだけ
隠しておこうという傾向が強いわけですね。

これはある程度いたし方ないわけですが、現実
として、先進国の一つの状況としては、こうい
つたお金あるいは行為というのがかなり広がつて
いるという現実を認めて、大蔵当局あるいは税務当
局はこういった問題について、その守秘義務の問
題がありますから個別のこととはともかくとして、
一般的にこういった情報をもう少し公開すべきだ
と思つてゐる。僕はこういうのを研究してま
すが、そのデータ面でチェック、制約がものすご
く強くて、まじめに議論できないんです。個別
の守秘義務にかかわるようなことを知ろうとは全
然思わないわけですが、一体どういうところにど
うなつてゐるのか、大きなマクロ的なデータにつ
いては公表して、真つ正面から取り組んで、どこ
が問題なのかということ明らかにするために、
ぜひともデータ面の公表をお願いしたいわけ
です。

問題は、そういったものは確かにありそうだと
いうことがわかるわけですが、実証はだれもでき
ないことです。延期は三年になつておりますけれ
ども、もうこれで廃止だというふうには、橋山先生
の御指摘のとおり、みんなほとんどそう思つてい
るわけですね。それに対して最近、それだつたらマ
ル優制度、いわゆる非課税貯蓄制度をやめてしま
えという議論があるわけですが、私はそれはちょ
つとおかしいんではないかと思つてゐる。結
局、問題は、そのたまつたよくわからないお金が

変な動きをするのが困るわけですね。そうかとい
つて、それじゃそういうお金が現実のマル優や何か
にいろいろな形でぐつてゐるということとは、こ
れは不公平な問題で、これを容認することは納税
者の意識に悪影響を及ぼすということで、先ほど
申しましたように、マル優についての管理は厳正
にする。

そのために三年後にはマル優扱い、郵貯を含め
て九百万についてはグリーンカードを施行する、
ただしその他については分離課税を一応残してお
くという手があるわけですね。分離課税さえ残
しておけば、えたいの知れないお金がどこかに逃
げるといふことは非常に少なく、税率の問題は
ありますが、三五%ぐらいはしょうがないといふ
ことで、多分源泉で応じるところで、そうして
おけば、いわゆる変なお金は、これ以上マル優と
かあるいは非課税という形で悪用されることはな
いし、一応税金は払つていただければ、変なこ
ろにも逃げない。そして三年ぐらゐの後はさうい
う検討をするといふことを明らかにしておかない
と、何か脱税してうまく隠れてもうけておけば、
幾らでもどこにでも隠せるんだという悪い風潮が
一般に出てくるんではないかと思つてゐる。

それではそのマル優みたいのをやめてしまへ
という議論が最近強まつてゐるわけですね。マル優制
度自体は先進国の中で日本だけですし、御存じの
とおり、利子配当の総合課税、分離課税をしてい
るのは日本だけと言われているわけですね。確かにこ
れは特異なものであるという議論で、五十五年の
所得税法の改正につながつたと思つてゐるが、こ
れも、日本をいつも西欧諸国の税制と比べて、日
本がおくれているという価値判断が基本的にどう
もあるんではないか。このマル優制度というのは
庶民になじんできて、そしてこれが貯蓄を増強さ
せ、それがひいては資本蓄積につながるというこ
とが、最近アメリカでも強く意識され始めてきた
考え方だと思つてゐる。貯蓄率は、日本はいまイ
タリアと同じぐらゐ高いわけですね。けれども、今後
いろいろな形で、年金の拡充等で、国民の貯蓄率

は上昇というよりもむしろ低下傾向になつてくる。そういうことを考えますと、こういった貯蓄奨励策というのはむしろ補強すべきであつて、それを廃止するなどはとんでもないことではないか。そのかわり管理はつきりする。グリーンカード制度で、マル優、非課税を受けられる預金は一人当たり幾らかということはつきりさせる。そういうことをしておいて、そしてあと問題は、分離課税の税率をどうするか、これはまた違う問題が出てくると思うんです。それはまた別途考えればいいわけで、マル優は、今後の中長期的な視点に立ち日本の資本蓄積の観点から廃止すべきではない。むしろ状況によつては、一人九百万という枠をもう少し広げることも考えていいんじゃないか。ただ、その場合に、それが変な形で利用されるのか、仮名だとかいろいろな形で利用されることは好ましくありませんから、その管理だけは明確にするということが望ましいというふうに私は考えます。

それから御質問の二番目の公認会計士の問題は、これも私、専門じゃないんでわかりませんが、多くのほかの国でも、結局、会計士、会計事務所というのは、いかに税金を安くするかというところに基本的な役割があるものであつて、それを法律的にどううまく担保するかは別にしまして、今後日本の法人でも、あるいは個人経営でも、会計士等を使って税をうまく節税するという動きがますます強まると思うのです。これは別に違法でない限りは問題ではないし、それは結局は納税者の納税意欲、納税義務感の問題、あるいは税率との問題であつて、一部の背任行為等の問題では、これは株主総会とかその他違つた次元の問題であつて、公認会計士自体の節税、タックスプランニングと称するわけですが、そういった役割は今後ますます盛んになるのではないかと。これは法として押さえることは基本的にむづかしいので、むしろ税率とか税制上の問題で、節税とか逃税というものがはびこらないような税制をつくる以外に最終的に手はないのじゃないかというふうに思います。

以上です。

○参考人(富山武道君) それでは私のわかる範囲でお答えさせていただきます。

まず、一般減税の問題でございまして、財源がない、あるいはいまのように巨額の赤字を抱えていてこれ以上どこから減税なんという話が出てくるのだというところが、政策の選択の問題あるいは政治的な判断の問題としていろいろ言われております。私もよくわかりませんが、そういう政策絡みの問題としてそういう問題が最も深刻だということとは、そのとおりでございと思います。

そういうわけで財源等の問題、私ではとてもわからないというのが正直なところでございまして、税法の観点からいいたしますと、財源等々のことは一応抜きにして、あるべき税制というのを私たちの責務としては言い続けなければならぬというところでありますから、一応言つておきます。そういう意味にすぎないわけではござい

ます。これは先ほども簡単に述べましたけれども、かつてはマーケットバスケット方式その他によつて最低生活に必要な費用は幾らかというようになことを税制調査会でやつておりました。ところが、その後課税最低限はかなり高くなつたので、もはやそういうことをやるのは意味がないということをやつておりません。その後は、五十二年以降減税をしてないわけではございますが、赤字だとか、あるいは各国に比べて課税最低限がまだ高いからがまんせい——私の見るところでは、そういうこと以上のことはどうも言われてないようではござい

ます。そういうわけでございまして、いま最低限の生活をしてみたら、どれぐらいの経費が一年にかかるとかというように一度やるべきではないかというようにございまして、

ういうことをしまして、下から積み上げていくと、恐らく一定の額は出るのじゃないかという感想を持っております。それを生活保護基準やインフレ上昇分にあわせて調整する、そういうことをすべきではないのかというふうに考えております。そういうことはどうも最近余りなされてないで、もつぱらがまんするというのが先行しているような気がする。これが第一点でござい

ます。それから二番目の監査法人とか、何か事件が起きない限り税の問題が出てこないとか、これは政治の方でもそうなのかもしれないが、そういう問題がよくあります。そこでどうするかとなりまして、これは私、商法苦手でありますがよくわかりませんが、これは私、一応商法改正とかあるいは罰則の強化、それから監査法人の制度の仕組み、いろいろそれはそちらの方に検討をゆだねるべきであらうかと思つて、もう一つの問題は税の執行の問題であるというふうに思ひます。

実調率が十年に一遍だとかあるいは二十年に一遍だとか、われわれですと、抜き取り検査ですから、偶然抜かれると調べられる、抜かれないと調べられない、そういうようなこともございまして、かなり実調率が落ちているというようないことがよく言われております。

そのためには、私、個人的には、税務署の職員というのはいささか多くてもいいという感想を——外国と比べてどうも日本の税務職員は多過ぎると言われておりますが、もう少し多くてもいいんじゃないかという感想を持っております。これは行政上の問題として、人員の効率的な配分とか、効率的運営を期待するしかないんじゃないか。何と申しますか、商法改正は別として、そちらの方に問題点があるというふうに思ひ

ます。それからグリーンカードでございまして、私のつき合っている範囲は狭いんですが、どうもだれに聞いても、グリーンカード廃止には理由がないというのが一般的な税法をやっている者の

感想でござい

ます。それで、いろんな論議がございましたけれども、たとえば国民が混乱するというようなことは、どうも国民の方にうまくグリーンカードの趣旨が伝わってないんじゃないか。グリーンカードは単にマル優をチェックするものにはすぎないわけではございませんけれども、それがどうも預金が全部把握されるというようなことまで言われております。そういういろんな誤解がございまして、あるいは反対する論者の中には、悪いことをしているのはほんの一部なんだから、そういう一部のやつをつかまえるために国民全部にカードを持たせて何だという人もございまして、どうもそれは本末転倒でございまして、われわれといたしましては、一部の方であつて、大変大きな税を免れていることが不平等の原因になつてゐる。国民がばかを見てゐるということであつて、全般に最低限のグリーンカードを保持するというのを国民に義務づける。そして、むしろ大きな税金を上げるということには異論がないはずだというふうに考えております。

それから三年延期は廃止ではないかということでもございまして、その点はどういう含みになるのかわかりませんが、われわれ税法をやっている少数の者から言いますと、これは困るわけではござい

ます。利子所得というのは、恐らくお金持ちの所得の源泉でございまして、庶民はせいぜい四百万から五百万ぐらいの預金しかないし普通に言われております。そういうわけで、利子所得はお金持ちの貯蓄手段でございまして、所得を得る手段でござい

ます。そして上の方の税率はかなり実際には腐食されております。そういう中で総合課税というのはどうしても必要があるわけではござい

ます。それから最後のマル優枠をどうするかということなんですが、これは先ほど斎藤先生の意見とちよつと反対のようになるわけではござい

す。現在、三百万、三百万、三百万、計九百万、そしてそれが一家四人で一応流用するとして三千万六百万までになりますけれども、先ほど言いましたように、庶民の貯金はせいぜい五百万どまりと言いますから、三千万六百万も貯金している人は、これは大金持ちであらうというふうにいる人です。したがって、いまのマル優は少しルーズ過ぎるということ、もう少し額を引き下げようというものが、私も余り深く考えておりませんが、私の感想でございます。

たとえば、いまですと、郵便貯金と定期性の貯金は別々になっておりますが、それを六百万円という額にする必要があるのか、二つ合わせてもう少し下げることが可能でないのかということも考えられますし、それから普通預金の方は、これは二〇%の源泉徴収であとは申告しなくてよろしいということになりますけれども、普通預金、これは数が多からなかなかならずかしいてありましようが、普通預金がそれでいいというのでも多少おかしい話でありまして、普通預金の方にもグリーンカードその他による捕捉を及ぼすべきではないかというようにも考えております。

○亀山篤君 最後に、木下先生にお伺いします。日本の税金に関する法律はたくさんありますね。直接税、間接税、国税、地方税含めてそうなんです。税調の皆さんもその意味では大変御苦労が多いと思うんです。そこで、前から税調で引き続き検討になっている重要なものがあるわけですが、それは自動車関係諸税です。個人が一台車を持つ、それを使用するということだけで九つの種類の税金を直接払いあるいは間接払うわけですから、金額全体にしまして、大ざっぱな計算ですが、五兆円程度自動車関係諸税は捻出をされているわけですね。期限が到来しますと、常に期限の延長、延長ということであって、自動車関係諸税の体系の整理というものが行われていない。そのことに非常に疑問を持ちますし、車を持つという方々からも相当の注文がついているわけですが、この自動車関係諸税についてこれからどういふ

うな御審議を予定されているのか。その点をひとつお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○参考人(木下和夫君) 自動車関係諸税は御指摘のように取得税、これは地方税でございますが、それから自動車税そのもの、それから物品税が課税されております。それから燃料に対してはそれぞれ課税されておりますし、それから車検のときに徴収いたします自動車重量税等でございます。このうちかなりの部分は道路の維持、修理に充てる目的税になっておりますので、道路の利用者あるいは道路にいわば損傷を与えると申しますか、そういう意味でいわば受益に对应した負担という形でこの諸税の構成はでき上がっております。います。

ただ、今日のように自動車の保有者あるいは利用者がふえてまいりますと、納得してもらえるのは、受益と負担との関係で納税者のいわば同意を得るということではなからうかと思えます。そういう意味から考えますと、諸外国の場合、もうすでに道路の舗装その他が一〇〇%を超えるというような、たとえばイギリスなどにおきましては、かつては目的税でございましたけれども、今日では目的税から外して一般財源に繰り入れるという方法をとっておりますが、何分わが国の場合は御承知のとおり、国道、地方道の充実その他はまだ不十分であるという段階でございますので、自動車保有者の負担というものは、これは早急に引き下げることとはなかなかなむずかしいのではないかと思います。

もちろん、これは御承知のとおり、建設公債の発行と抱き合わせまして道路の建設に使っておるわけでございますから、その意味においても、他面におきましては、最近のごときはもと道路の拡張をし、建設をしという御要求ささぐさございます時代でございますので、なかなかこれを一挙に引き下げることとはできないのではないかと私も考えております。

ただ私自身、これは私見でございますけれども、車を持ちませんのでつけ加えますと、一台の

自動車を持つということは私などの所得ではとても賄い得ない。恐らく月に三万円ぐらいタクシーを利用するというのであれば、大体費用負担というものは同じぐらいになるかと思えますが、それほど乗りませんし、これはどういふ自動車持て営業は別でございますけれども、個人の都合、自動車を持つということ、相当高い所得の人でなければ能力的に不可能だと思えます。相当無理をして持っていると傾向というものを一体どう見るかという問題もございまして、これはあくまで私見でございますけれども、とても私どもの所得水準では車を一台持つことはできないという状況にある。これにつきましては、税の問題とは直接関係はございせんけれども、実感としてしまして、そのようなことをつけ加えておきます。

○桑名義治君 最初に、木下先生にお伺いしたいと思うわけでございますが、木下先生は公述の中で、今回の場合は税制の根本的な見直しは行わなかった、しかし今後税制の根本的な見直しが必要ではないか、そういう御意見が集約されたわけでございますが、税調の中で今後の税制の根本的な見直しが必要と思われる税の項目については大体どういふものが狙い上っているのか。あるいはまた、これはある程度の時間をかけるのが必要だと思えますけれども、それと同時に、毎年毎年見直していかなければならない問題でもあろうかとも思えますけれども、大体いつごろをめどに根本的な見直しをなさろうというふうな税調の中で意見がまとまっているのか。もしまとまっておれば、その期目的なもの、作業の段取りといえますか、そういうものも伺っておきたい、こういうふうな思っています。

それから今回の租税特別措置法改正案では、五十八年度ベースで見ますと、増の分と減の分とございまして、相殺すると大体九十億円の減になっている。こういうことになるわけでございますが、国民の間では税の不公平感というものが、先ほどの斎藤先生あるいは亀山先生のお話のよう

に、非常に高まっているわけでございます。そういったときに租税特別措置法という政策税制面で減税を行わなければ、ますます不公平感を増すのではなからうか。こういうふうな思っているわけでございますが、この租税特別措置法についての税調のお考えをもう一度伺っておきたい、こういうふうな思っています。

それから先ほど亀山先生からお話がございましたけれども、最近の税あるいは国民の所得という場合を考えた場合に、よく言われるのは、いわゆる課税最低限度程度の収入の方々とそれから生活保護者、もちろん生活保護者にも一人の方もおられますし、二人の方もおられますし、あるいは家族が四人、五人という方もおられますが、そういった方と比較した場合に、実所得が、実収入がむしろ生活保護者よりも下回っているというふうな現実の姿がもう所々に出てきているわけなんです。

地元で、私は九州でございますが、タクシーの運転手さんからよく言われるわけで、われわれよりも生活保護者の方が実収入が多い場合が多々あるんだと。そういう中でわれわれが税金を納めていくことの不合理性というものをしじみと感ずるけれども、先生どうなんですか、こういう意見をよく私は聞かされるわけです。

実際に考えますと、生活保護の方々は、今回の場合も同じでございますが、一般のいわゆる給与所得者は減税がなかったわけでございますが、生活保護は少し上がりました。そういう中で、小さな子供さんを持つていらつしやると、これは給食費がただだとか、あるいは炊事場を改造する場合にはこれがまた無料であるとか、いろいろな事柄がありまして、そういうものを総合しますと、逆転現象が起こっているというふうな状態でございます。そういう事実を木下先生あるいは亀山先生がどういふふうにお考えになつていらつしやるのか。こういうことを考えれば、課税最低限は引き上げていかなければ大変な状態が起こるんじゃないか。税に対する不公平感なり、あるいは不信感というものがますます増幅されて、納税者は

納税意欲を失っていくおそれがあるのではないかと、こういうふうにお話でございしますが、御意見を伺っておきたいと思ひます。

さらに木下先生にお伺いをしたいんですが、最近原油が5%の値下げになったわけですが、この5%の値下げになりますと、石油税その他が大幅な減収になるわけがございします。そういったことでマスコミあたりも、エコノミストも、いろいろといま議論が出かかつておるわけがございしますが、アメリカ式に値下げの部分はそのまゝ放置してそれぞれの収入の方に上げていく、あるいは経済活動の方で潤滑油にしていきたい、あるいはフランス流にある程度は課税を上げていくんだと。こういうふうなことがよく議論になっていくわけがございしますが、これが税調としてはどういうふうにお考えになるのか。また税調として御意見が集約されてなければ、今後の課題としてこれを組上に上せる意思がございするかどうか、この点を伺っておきたいと思ひます。

それから斎藤先生にお伺いをしたいわけがございしますが、公述の中にいわゆる地下経済の急増という面のお話でございました。それは三点にわたつて大体集約をなさつたわけがございしますが、いわゆる非法法によつて得た収入、あるいはまた脱税、あるいは税から逃れるという、この三つの形態があるというお話でございました。しかし各国ともこの問題は、政府としては逃げて通ろう、避けて通ろうというふうな傾向があるように見える、しかしアメリカではこれが最近は大変な議論になっていくというお話でございします。

いずれにしても、この問題は国会の中で多少議論になりかかつたこともございしますけれども、何せこういう地下経済というものは、目に見えない、あるいはデータを収集しようとしてもなかなか収集ができないというふうな欠点もございまして、政府としてもその資料はございしませんというふうな回答が返ってくるだけでございします。逃げていくのか、実際にそういうふうな捕捉するのがむずかしいのか。もちろん捕捉するのがむずかしいの

かしいのが一番最大の理由ではあるかと思ひますが、これに対する対策が先生におありならばお示しを願ひたいし、あるいはまた、アメリカ以外にその対策が講じられているところがあればまたお示し願ひたいと思ひます。

確かに、私たちがヨーロッパに行きましても、イタリアあたりは相当な地下経済があるんだというふうな話がよくあるわけがございしますが、いづれにしても、こういう問題は納税意欲を大変に阻害する大きな要因になっているわけがございします。これは何とか解決をしていかなければならない問題だろう。非常にむずかしい問題ではございしますが、そう思ひます。

それから島山先生にもう一点だけお伺いをしたいわけがございしますが、先ほどの公述の中に、いわゆるインフレ調整減税制度という問題に触れたわけがございしますが、確かに世界各國の中にインフレ調整減税制度というものがあるにはあるわけがございしますが、これについてのもう一歩踏み込んだ御意見を伺っておきたい、こういうふうにお話でございします。

以上でございします。

○参考人(木下和夫) 桑名先生の御指摘の問題は、私の答え申し上げますべき項目は四つほどございします。順を追つて申し上げます。

今後の税制調査会の審議におきましてどういう税目を中心にして検討するかというお話でございしますが、これは先ほど申し上げましたように、まず歳出の行方というものを十分見守りたいと思ひます。歳出が今後どのような形でどの程度削減されていくかということのみに合わせるといふのがまず前提になります。その上で国民に対する国の施策のあるべき姿というものが恐らく問題になるかと思ひますので、その結果出てまいります歳出財源というものを税でどの程度確保し、また当分の間、公債による財源調達ということもある部分は不可避でございします。そういうものを考へて税のあり方というものを検討したい。そのときに問題になりますのは、もうあらゆる

種類の税を取り上げてみたいと思ひます。所得税、法人税、あるいは間接税、あるいは流通税、その他現在の税制において問題を含んでおりますものはすべて検討の対象にいたしたいと思つております。

次は租税特別措置の問題でございしますが、これは御承知のとおり、過去昭和五十一年度から積極的に整理合理化をいたしてまいりました。今回の五十八年の税制改正案での増減収の見込みとして、租税特別措置によつて減収になるものはなるべく外していきたいわけがございしますが、価格変動準備金の整理やその他の租税特別措置の整理合理化等で実は増収が期待されており、それから貸し倒れ引当金の見直しでまた増収が期待されております。合計しまして恐らく六百五十億ほどの増収になるのではないかとと思ひます。

他方、減収になります租税特別措置は、御承知のとおり、住宅取得控除を拡充いたしましたので、これは減収になります。数字は平年度でございしますが、二十億程度であろうと言われております。それから御承知の中小企業の設備投資促進措置の導入をいたしましたために減収になります。三百億の減収でございします。

減収合計三百二十億、増収合計六百五十億でございしますから、ネット租税特別措置の整理の趣旨に合致する増収が行われるものと考えております。

それから御質問に関連いたしまして、租税特別措置と申しますと、直ちに法人税関係の租税特別措置が問題の主体であるように言われておりますが、これは税制調査会で正面から議論をしたことはございしませんけれども、私自身は実は問題になるのは所得税に関する租税特別措置ではないかと思ひます。金額にいたしましては四倍近い減収になっておりますが、これは先ほど御議論がございしましたように、所得税の課税ベースというものは今後広げていくべきだ。現実の納税者にとりましてそれほど社会的に見ましても意味のないような所得控除というものは、長期にわたつてござい

ございますけれども、次第に見直していく方向に進むべきではないかと思ひます。

したがいまして、租税特別措置の整理合理化と申しましても、法人税の問題もございしますけれども、これは金額にいたしまして二千五百億余りでございまして、これよりも八千九百七十億の減収を伴っている所得税における租税特別措置の問題に手をつけなければ、片手落ちではないかという感じが個人的にはございします。

第三番目は、生活保護と課税最低限の関係は御指摘のとおりでございまして、これは年々生活保護基準が上がつてまいりますから、課税最低限はそれに平仄を合わせるように持つていかなければならないことは御指摘のとおりでございします。地方税については、すでに措置を講じましたことは御承知のとおりでございします。

最後は石油税の問題でございしますが、今回のOPECの原油の価格の引き下げ問題につきましては、さまざまの人々がさまざまな意見を述べておりました。恐らく、集約いたしますと、短期的にはそれほど効果はないけれども、長期的には石油危機の逆のプラスのいい効果があるだろうと見通されております。もちろん金融機関のデフォルトの問題は別にいたしまして、長期的にはこれは好ましいことでございしますが、御指摘のように原油価格の引き下げに伴ひまして税収面で減少要因になりますので、これをどうするかということについては、いま申し上げました原油価格の引き下げに基づく経済の各方面における影響というものを慎重にこれから見定めねばならないと思ひます。

きわめて不確定な要因が多々ございしますので、直ちにそれで増税をするというふうなことを考へておるわけがございしません。この問題のいわば経済的效果というものを十分見定めた上でこれに対する対策を講じなければならぬ、このように考へております。

以上でございします。

○参考人(島山武雄) 御質問は二点だったというふうな存じます。

一点目は、先ほど私、多少述べましたけれども、生活保護基準と課税最低限の問題でございまして、これは一応先ほど述べたとおりでございまして。

生活保護法は、生活保護基準のあり方を定めておりますが、それによりまして、十分なものでなければいけないけれども高くてもいけないというふうな書いてありますので、どうも勝手に高くすることも実は法律上許されないわけでございまして。そういうことを考えますと、いまの基準は恐らく妥当なものであるだろうというふうな思いますが、それがどうも最低限だというふうな考えざるを得ないわけでございまして、そういう点では、御指摘のとおり、一部では逆転現象が生じているということだと思っております。

そういう法律の整合性の問題もございまして、先ほど申し上げましたけれども、厚生省でやったものを大蔵省でとるとのこと、実際にはそうではないかと思ひますが、形としてはそういうような図式はおかしいわけでありまして、それは改められなければいけないということが一点ございまして。

それからインフレ調整税制は、実は私も独自に研究しているわけではございませんで、他の人の書いたものをいろいろ読んでいただけでございまして、それによりまして、一般的にインフレに応じて減税する方法と、それから日本やアメリカで行っているように、そのときでアドホックに行う方法と二つございまして。

一般的に行う方法といたしましては、控除額、所得控除その他全部を足したものにインフレ上昇率を掛けていくという方法と、それから適用税率を一定の割合で引き下げていくという方法と二つございまして。そういうものがすでにフランスとかデンマーク、カナダ、スウェーデン、イギリス等々に導入されているわけでございまして。ところが一つの問題は、最近それはちよつと見直しになっておりますけれども、それは申し上げるまでもなく、赤字の場合にはきわめて財政負担が重くなる

ということであるようでございます。そういうわけで、自動化というものは、何といひますか、そのときどきの税負担はどのくらいあるべきかというのは、これは国民がそのときどき、多少がまんしようとか高過ぎるとかということで議論して恐らく決めるものじゃないかと思ひます。

そういうわけで、自動化はある面では必要だと思ひますが、完全に自動化してしまうとこれまたちよつと行き過ぎではないか。それから財源が非常に巨額に要するというようなこともあるだろうと思ひます。中間に一つのチェックの論議が絡むべきで、そういう意味で、いま直ちに自動インフレ調整税制をするのがいいかどうかということは、もう少し世界各国のいろいろなところを見たらよろしいんじゃないかという感じがございまして。

○参考人 斎藤精一郎君 地下経済の対策ということですが、具体的にはアメリカでは国税庁がかなり積み上げ方式で調査を大規模に行ひまして、どういふところに税逃れが行われているかということの詳細に検討してたり、それからレーガンの増税法案に見られるように、チップを取つたり、それから利子所得については源泉を一〇％加えたり、いろいろな形で捕捉体制を強化してあります。抜本的な対策は、結局は税率の引き下げ、あるいは小さな政府だろつと言われていて、いま成功はそれほどしてないと言われております。

日本について、まあ一般的に、地下経済というのは、ある程度一種の先進国病的な要素があつて、ゲームの楽しさというものが確かにある、タックスゲーム。税法というものは、御指摘のように、複雑でそれをうまくいく一つのゲーム的な楽しさというものがかなりあつて、実際の事業を行つてお金をもうけるより、あるいは働いてもうけるよりも、そつちで節約してうまくやつた方が収益性が高いといううな、そういう現在の税構造の問題とも関係してくると思ひます。

それで大きく分けて三つの対策が言われているわけですが、一つは一種のモラルといひますか、納税意識の問題で、これは納税者の支払つた税金

と返ってくるベネフィット、公共サービスのコストとベネフィットがうまく合つていくかどうか。この点について、日本での多くの議論では、日本の租税負担率、国民所得に占める税負担率が先進国と比べて低いから税負担は少ないんだという意見が一般的ですが、私は必ずしもそう思わないんです。というのは、あくまでも支払つたコストとベネフィットの関係であつて、幾ら税負担が少なくても、ベネフィットがなかったり、あるいは一般に政府に対する不信感があるというアメリカの場合に特にタックスゲームが始まつたのはベトナム戦争及びウォーターゲート事件と言われているんです。スウェーデンの方が圧倒的に税負担は高いわけですが、スウェーデンの方がアメリカと比べていゝゆる地下経済はむしろ少ないというのが一般化しております。

〔理事 大河原太一郎君退席、委員長着席〕
そういうふうな考えますと、人々は政府にどれだけの協力するか、協力して支払うか。これには受けるもの、これは単なる公共サービスの具体的なベネフィットだけではなくて、政府に対する信頼感が問題。それからおこがましいですが、よく言われるように、政治の場における不透明なお金の流れとか、そういったものがあると、どうも国民の中でみんながやつているんだからという形でモラルがかなり傷つく。これが先進国一般に見られる問題です。この問題は、行政改革とも関係する問題で、効率のいい政府を、そして非常に清潔な政府というものをつくつていくということが、一番長いようですけれども、基本的な地下経済対策の第一点だと思ひます。

それから二点目は、税率の問題があるんではないかと思ひます。日本の現在の所得税がアメリカ等の所得税中心税制で、しかも個人の所得税について累進構造が非常に強いといった場合に、四、五〇％ぐらいから超えたところでは税金を払いたくないという意識が出てきて、これが脱税あるいは逃税に走る。したがつて税率の問題、累進カーブをどうするかという問題。

それから一般によく言われている問題として、いわゆるEC型の完全な付加価値税をとれば、税の捕捉はより完璧になるんじゃないかということ、いわゆる直間比率と言われている問題がありまして、必ずしも間接税が地下経済を防ぐとも言い切れない。いろいろな形で流れている段階で税をうまくごまかすことの方法もいろいろ考えられるようです。必ずしもそれが完璧とは言えませんが、一つの案としては、付加価値税を多少強めるということはいろいろ検討されているようです。

それから三番目は捕捉体制の問題で、日本の税執行は非常にうまくいっている、よくやっていると云ふことは言えると思ひますが、いろいろな面で問題がある。実調率が十年、二十年に一回という問題。あるいは赤字会社の問題。それから個人でも一種のペーパーカンパニーをつくつていろいろな控除等を利用してやるとか、そういったことは幅広く一般に行われているというふうな言われているわけですが、その辺の税の捕捉がいまの五万幾らかの人間で果たしてできるかどうか。ただし、人をふやせば、これは取り立てを強化するということが必ずしも好ましいとも言えないわけ

で、その辺、税執行の効率化というものをある程度は考へておかなければいけないのではないかと。こういった大きく分けて三つぐらいいろいろ考えられているんですが、抜本的には納税者の協力というものが大前提で、それにはいつ見ても清潔で効率的な政府をつくるということが最終的な課題です。日本は欧米に比べてその点ではすぐれている面があるので、いまのうちにそういうふうなやつておけば、アメリカあるいはヨーロッパのような地下経済が蔓延するというような事態は、まだ食い止める時間的余裕があるんじゃないかと考えます。

以上です。
○近藤忠孝君 最初に、木下参考人にお伺ひしますが、今日の不況打開のために積極的な手を打つ必要がある、そのためには内需主導型に転換すべきだし、いまはまさにそのチャンスであるし、そ

してまた日本はその打開の可能性がある、こう言われておるんですが、五十八年度税制で内需主導型のための税制は、財政固有の役割という面から見まして、そういう点についての考慮が払われたのか、払われたとすればどんな点か、これをお伺いしたいと思います。

○参考人(木下和夫君) 近藤先生の御指摘は、税におけるいわば景気調整策というものの具体的内容だと思ひますが、拾い上げますと、いわば消極的でございしますが、増税ということをおきかめて小幅に、しかも個人の税負担がふえるということを一回避けましたということでございます。

それから第二番目は、御承知のとおり、住宅取得控除等の拡大によって住宅建設を促進するということが何かの効果があらうのではないかと、いうことを一考えたわけでございします。

それから投資を刺激するという意味で、中小企業に対する特別償却問題を取り上げたことがその一つの例ではないかと思ひます。

その他所得税につきましては、むしろ増税をやめるといふことではなくて大幅な減税をしうといふこと、先ほど御紹介申し上げました税調の審議の中でも消費刺激のために大幅な所得減税をやるといふこととございしますが、現在の状況で可処分所得が増加いたしました消費をふやすといふことは、なかなかよほどの規模の所得減税でないといふ期待したいといふのは、大体税調の中の御議論で一致した議論でございました。

それでは大幅と申ししても、何兆というオーダーでございしますが、何兆というオーダーの所得税の減税をやるといふことは、いまの財政の状況を率直に正しく見る限りとてもできない相談ではないか、何らかのいわば財源を別途に考えない限りはとてもだめだといふ御議論が多かつたと私は解釈しております。もちろん、衆議院の大蔵委員会の特別委員会を設けられまして御審議の最中でございましたので、私もそれに任せをしまして、そのいわば財源となる税については、私

もは五十八年度の税制改正では触れないという態度を維持したわけでございします。以上でございします。

○近藤忠孝君 財源がないから減税はできなかったといふことに尽きるとは、ただその部分は実質増税になりますね、その所得減税されなかつた部分ね。そうしますと、全体の均衡上不公平がもう一つ進んだんではないか。こういう点についての議論なり御考慮はなかつたんですか。

○参考人(木下和夫君) その点についても税調の中では一部御議論がございました。しかし現在の所得税の負担が一番大きく影響を受けておる人たちは、私は給与所得者であらうと思ひます。恐らく、先ほどのインフレにおける所得税のインデクセーションの問題とも関連いたしますが、業績が伸びてどんだん収益がふえるといった場合の個人の事業者といふものは、これは業績がいいわけ

でございますから、給与所得者と同じ考え方で減税の対象にするのはいいか、なものであらうかと思ひます。

そうすると、給与所得者に特別利益があるような減税の方式を考へるといふことは非常にむずかしいわけでございますが、もちろん方法はいろいろ考へられますけれども、今回の議論といふのはあくまで一般的な所得税の減税という次元でとらえましたために、先ほど指摘しております給与所得その他の所得との間のバランスをとるといふこととまでは、これは五十八年度の税制改正ではどうしてできない相談で、五十九年度以降でできるだけ早くこの問題を解決しようといふことを税調の答申でも書いてありますし、私もそれを心に銘じておるわけでございします。

○近藤忠孝君 貴山参考人にお伺ひしますが、いまの問題ですが、物価上昇に見合う調整減税的な部分ですね、これは財政についての憲法上の規定といふ面から見まして、やっぱり問題があるのではないかと、憲法上の論議。それから外国では物価スライドにより自動減税がされる仕組みのところがありますけれども、そ

れについての御見解を承りたいと思ひます。

○参考人(貴山武道君) 憲法上の問題ということでございますが、憲法は近藤先生よく御存じだと思ひますが、憲法といふまでも結局、憲法を盾にいろいろな政治的な主張をするというレベルと、もう一つは、憲法を盾にといふんですか、基準として訴訟を起す段階と二つございします。前者の方はいろんなことが言えますし、比較可能だと思ひますけれども、それを訴訟で争うということになりますと、最近の郵便貯蓄の目減り訴訟もそうでありまして、なかなか立法裁量の幅が広いわけ

でございます。どこからが違反でどこからが違反でないかと言われましても、これは朝日訴訟その他ずつとあるわけでございしますが、なかなか言いにくいわけでございします。

そういうわけで、法律をやつておる者としてはなはだどうも申しわけないのでございしますが、実を言ひまして、そこら辺が一番弱いところとございしまして、何ともお答えしようがないということなんでございします。一般的には、先ほど言ひましたように、裁判所が違憲と言わないからそれでよろしいといふことではないわけと、ございしますから、特に前者の政策の基準としての憲法的な観点とか、そういうものでせひ生かしていただくといふことをお望みしたいといふことなんでございします。どうもちょっとお答えになりませんが。

あと、インフレの方は一般的な見解でしようか、調整税制の。

○近藤忠孝君 いや、物価スライドによって自動的な減税がされる制度ですね、それについての御見解。

○参考人(貴山武道君) それもや専門外でございしますが、先ほど言ひましたように、財源が非常に要るといふことで、制度の見直しといふことが諸外国では言われておるところであります。世界各國とも財源難に悩んでおりますので、そういうところで問題があつて行き詰まつておるという感じのところ、実を言ひますと、多いのではない

かという感じがいたしております。

先ほどもう一言言ひましたけれども、自動化すると、いい面と悪い面とがあるわけと、ございします。いまの時点で直ちに導入するのがわが国の場合いかにも悪い、これは国会による財政の統制といふ問題もございしますので、いいか悪いかは正直言つてわからないわけでございします。

○近藤忠孝君 最後に貴山参考人にお伺ひしますが、先ほどのグリーンカード凍結についての国民の間の不公平感といふものは、御意見としてわかりましたが、そういうところからかもしれませんが、分離課税案を推すという御意見ですね。したがって、総合課税がなされないことによる実際の国民の間の不公平と、そしてそれに関する国民の不公平感、これについてはどのようにお考えでしようか。

○参考人(斎藤精一郎君) これはもうあくまでも便法です。マル優非課税貯蓄金に対してグリーンカードを適用して総合課税化することが、今回の金融市場の混乱に近い形のいろんな移動を引き起こしたわけで、そうすると地下にもぐつてしまふとか、あるいは海外に逃げてしまふ。総合課税にしてしまふと、税率が高くなること及び源泉までわかつてしまふといふことで、かなり混乱が当面起こるのではないかと。

その場合に、分離にとどめておいて、怪しいと思はれるものでも、軽いかもしれないけれども税金だけは払つてもらふ、変なふうに移してしまふと、できるだけ国内の産業に役立つ資金としてどまつてもらふといふことで、現行の三五%、あるいは四〇%くらいにしてもいいかもしれませんが、それは税率の問題だと思ひますけれども、一応分離にする。そして、そういう形をと

ながら、先ほど言つたように、いろんな税制全体の不公平感をなくすことによって、もつと脱税とか逃税の動きを抑えていけば、自然に総合課税への土壌がそのうち整備されてくるのではないかと。それまで多少待たないと混乱が多少は出てくるのではないかと、いふことが一番大きな理由で、それ

で分離課税案をとるということです。

それから二番目の理由としては、私は、貯蓄というものは他の所得と一緒だというのが一般の経済理論で言われてきて、総合課税というのは一つの先進国のモデルと言われているわけですが、今後の貯蓄の動向、資本蓄積を考えると、多少変則としても分離課税で、つまり総合課税と税率が一挙に上がってきますから、特に貯蓄をする人は高所得者が圧倒的に多いわけですから、その分は資本蓄積に向け、いろんな形の奢侈品や何かを買ったりするよりも、貯蓄に向けるべきものはまだ残しておいて、また今後も、先ほど言いましたように、高齢化社会で公的年金制度ができてくると貯蓄率は一般に落ちてくるわけで、そういう面で経済のバイタリティーを抽象的に考えますと、多少貯蓄優遇的な税制があってもいいんじゃないか。ただ、それもいろいろ不公平な問題がありますから、時期を見て総合課税に移る時期を模索しながら、当面はそういう形が好ましいんじゃないかというのの一つの考えでございます。

○柄谷道一君 ます、木下参考人に御質問いたしますが、政府が発表いたしました財政の中期試算から見ると、昭和五十九年度から六十一年度まで膨大な要調整額が見込まれているわけでございます。このような現状を踏まえ、財政再建を図るには、当然まず徹底した歳出の削減が行われてしかるべきである、これはもう当然のことでございますが、この膨大な穴を埋めるということ、これは常識的に考えればまずまずむずかしい、これは当然考えられることですね。

そこで、参考人は、この場合、行政サービスの低下から赤字国債が増税の選択にゆだねられる、そしてその選択は国民の選択にゆだねられる、こういうお気持ちがあるんじゃないか、こう思うわけでございますし、小倉税調会長も衆議院で同様のことを言っておられます。ところが、前二者はいわば税調の権限外のことである。とすれば、そこから当然、税調がこれから検討する内容は増税の具体的な内容をどうするかということにしばられて

しまうんではないかという危惧を抱きます。

そこで、斎藤参考人は、租税負担率は単に単純な諸外国対比ではなくて、政治への信頼とかベネフィットとか、いわゆる総合的な視点から考えねばならぬということ指摘されたわけでございますけれども、今後直間比率の見直しを含めて、参考人としては適正な租税負担率は那邊にあるとお考えかお伺いいたします。

○参考人(木下和夫君) 柄谷先生の御質問は、まさにこれから私も税制調査会で十分に慎重に検討しなければならぬ問題点でございますが、臨時行政調査会の答申以来、一般の新聞などには直間比率という言葉がよく出ております。ただ、直間比率と申ししても、これはある税制を組み上げまして、その結果経済の諸活動にさまざまな影響が出てくる、その諸要因の変化に基づきまして法律で定められた税法を適用して、出てきた結果、所得税がどのぐらいい収入、相続税がどのぐらいい収入、あるいは物品税がどのぐらいい収入、流通税がどのぐらいい収入として決まっておりますので、最初から直間比率をたとえば七・五対二・五というふうにして決めておりました税制を組み直せと言われまして、これはなかなかできない相談でございます。したがって、直間比率だけを基礎にして税制を議論するという態度は私も適当ではないという判断をとっておりまして、直間比率の見直しというよりも、税体系全体の見直しという考え方でこれからの審議を行うことになるかと考えております。

それでは税制全体の審議といっても何をやるかとおっしゃれば、先ほど申し上げましたように、所得税、法人税から始まりましてあらゆる種類の間接税を検討してみることが、私どもの任務だと思っておりますので、五十八年度はとにかく一応そういう問題は見送りにいたしまして、五十九年度以降に成案を得たいという考え方で進んでおります。

○柄谷道一君 小倉税調会長は衆議院段階の公述で、財政再建を達成するにはいつか増税をお願い

するときに来ると、こう述べたと新聞に報道されておりますが、いつかとは五十九年度を考えていらっしゃるわけですか。

○参考人(木下和夫君) 小倉会長がどのように述べられましたのか、私は新聞で知る限りでございますが、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、大蔵省におきまして、経費の削減をできるだけ合理化、削減という趣旨でやっていたきたい。それを前提にいたしまして、先ほどから申し上げておりますように、国民が期待している行政サービスというものの見合いで税負担のあり方というものを考えたいというふうな方針で審議することになるかと思っております。したがって、中

長期的に考えました場合、国がどのような施策を今後講じていくかというめどが次第に明らかになっていくと思っておりますので、国の制度や施策の水準というものに絡み合わせて税負担の水準を考えるということになりますから、ある意味で増税あるいは減税というものの組み合わせという形になる可能性が高いと思っております。

その組み合わせと申しますのは、先ほど申しましたように、租税特別措置の整理合理化ということとは増収になります。あるいはある種の税を減税するということになれば、増税と減税とが加わりますので、ネットのぐらいいなるかは全く現在のところ見当はつきません。

○柄谷道一君 三点続けて御質問いたします。

私は、木下参考人の御発言の中に、はなはだ失礼でございますけれども、一つ欠落している点があるんじゃないかと思っております。それは財産の持っている景気調整機能という点に対する認識でございます。

税調は五十五年十一月七日に中期税制答申を行っておりますが、国税収入の伸び率は平均年二・二％というところに前提を置かれました。しかし、この前提は翌年から大きく崩れました。五十六年度は決算で三・三％の伸び、五十七年度は補正後予算で三・九％、五十七年度は当初予算で五・

九％、まさに五十五年当時の前提はその翌年から大きく崩れているわけでございます。私は、もちろん税調の権限外の問題でございますけれども、財政再建のためには所得税減税、投資減税、金融政策、公共事業等いろいろありますけれども、そうした施策展開というものを政府に期待して、この程度の税収の伸びを確保する政策展開が必要である、こういう考えが必要ではないだろうかと思っておりますが、個人的見解でも結構ですからお伺いをいたします。

それから二番目は、同じく木下参考人に対しまして、税調では、所得税減税について賛否両論はあったけれども、五十八年は見送り、五十九年度抜本的に見直すという結論が出た、こういうこととでございます。その答申後、国会では五十八年じゅうに景気回復に役立つ相当規模の減税を実施するということが合意され、かつ政府も、財源を確保し、立法院の合意を尊重、実施すること。こうした立法院、政府の意向を踏まえるならば、早急に税調としてこれに対応する減税内容の検討が行われることが至当であろう、こう思うんですが、いかがでございますか。

最後に斎藤、皇山両参考人に対しましては、私は、税意識の向上が節税、逃税の意識を高めて、いわゆるタックスゲームを一般化させてくるおそれがある、また税負担の不公平感が納税義務を薄めさせるおそれがある、こういう認識は全く同感でございます。

そこで、この対策として、両参考人から、たとえばマル優はグリーンカード、分離課税は当面存続という御提言や、租税歳出予算制度の創設、サラリーマンに対する権利救済制度、いろいろ御提言があつたわけでございますが、それらは大いに立法院としても検討しなければならぬ課題だと思いますけれども、現行制度のもとでも実調率等から見て改善すべき点は多いと思うわけでございます。私は、持論として、行革、定員削減という問題も、歳入官庁と歳出官庁では別途の見方がある、としかるべきだという持論を持つものでございま

すが、簡潔で結構ですから、現行の執行面改善に
対する御意見を承りたい。
以上でございます。

○参考人(木下和夫君) 柄谷先生の第一の御指摘は、景気調整機能に関連いたしまして、その中で税の問題を考へるということについて税調ではどう処理していくかという御指摘だと思ひますが、景気調整機能という観点から申しますと、現在でも、税制の変更なくとも、いわゆる構造的伸縮性と申しますか、ビルト・イン・スタビリティというものは働いておりまして、税収減ということはお、不況の一面から自動的に減取になつておるわけでございます。これは普通に諸外国で言われておりますところの税制に組み込まれた構造的伸縮性が働いておると私も考へております。もちろん、最近の不況のゆゑに減取が起つたということだけでは説明できない諸問題が多々ございします。いまの財政赤字が全部不況のせいであるとはみなすのはやや行き過ぎではないかと思ひますが、景気が相当回復いたしましたも、現在の赤字を完全に埋めてしまふまで税収がふえると期待するのは、私の個人的見解でございますが、少し無理ではないかと考へております。

したがひまして、御指摘のように、税制だけではなくて、諸般の経済施策とあわせて景気調整機能を営むべきだという考へ方に全く同感でございますけれども、税調の守備範囲でなかなか逸脱することができないという実態もひとつ御考慮に入れていただきたいと思います。
それから第二番目は、与野党間における財源の確保も含めた減税の実施についての合意ということとは十分承知をいたしております。したがひまして、政府におきましては、恐らくこの決定を最大限に尊重するというところでお進みになるかと思ひますので、いずれ税制調査会としても会合を開きまして、この事態を含めて今後積極的に検討していくということになるかと私は考へております。
以上でございます。

○参考人(斎藤精一郎君) 簡単にお答えいたします。確かに先生のおっしゃるとおり、捕捉面、税の執行面での改善というのはまだあると思ひますが、それは人間をふやすということにつながると思ひます。問題は、税の捕捉、執行面だけを強化して取り立てを強化することは、確かにいまの不公平感を多少緩めることにはつながると思ひますが、それが基本的な問題ではなくて、そういうものを強めても、今度は脱税とか、いわゆるアボイダンスといわれる逃税、節税、いかに税法をくぐり抜けるかということにますます神経を集中する人たちがふえてくるので、そういったものが起らないような、もうちょっと中長期的な観点で負担を下げて公平感をつくっていくということをやれば基本に考へながら、実際の税執行面での多少の強化ということが必要なんじゃないかと思ひます。

○参考人(畠山武通君) 御指摘のとおりだといふふに思ひます。日本の税務職員の数自体はそれほど少ないわけではないわけでございます。そういうわけで、税務職員一人ふやせば、何億円でしたかわかりませんが、ふえるという実際の数字も示されたこともございしますが、いま斎藤先生がおっしゃいましたように、人をふやすことは、そういう意味では、税の取り立てを強化するという一種のアレレギーみたいなものがあるのではないかといいことで、ちょっとしんどいかもしれませんけれども、執行面での改善ということをしあたりはお願ひするしかないだろうと思ひます。

それからもう一つは、やや唐突でございますが、税務行政のコンピュータ化、一種の納税者番号でございます。納税者番号にもいい面と悪い面があるので、一概に言えないんであります。が、個人は、ある程度の合理化が必要であるし、導入は将来避けられないんじゃないかという気がしております。そのための問題があることはよく知っておりますが、国民番号号にならない程度の納税者番号といひますか、言葉は悪いわけであり

ますが、これは考へる余地があるだろう。それへの一歩というところ怒られるかもしれませんが、その手がかりとしてグリーンカードがどうもあつたような気がしておりますので、その点が廃止されたというのはいくつ後退であろうというところは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○野末陳平君 一問ずつお聞きしたいと思ひます。木下先生には、先ほどおっしゃつた、租税の中で残る所得控除を見直すすれば、というようになことをちよつとおっしゃいましたけれども、所得控除のどれがそうなのか。つまり税調でもそういう見直しの議論がかなりあるのかどうか、その辺のところの事情をもうちよつと。私も個人的にはもうその辺しか切り込むところはないだろうと思ひます。増税を言ひながら、九千億に及ぶあれをそのままほうっておいていいのかどうかということをかねて疑問に思つておりましたので、その辺のことをもう少し説明をお願いしたいと思ひます。

それから斎藤先生には、アングラ経済の三つの例の逃税のところですね。確かに法の盲点というのか、すき間をくぐり抜ける節税というのか逃税というのか、それがはやつていゝとは思ひますけれども、サラリーマンじゃなかなかそうもいかないんで、せいぜいバイトをごまかすとか、もぐり度何とかやる程度です。となると、これは商売とか事業とかいう関係に多く見られる現象だと思ひます。ね。先生は具体的にどういうやり方が一番目立つて、これは好ましくないという考へなのか。その辺、実際に幾つかの例でも示していただければ参考になると思ひます。

それから畠山先生には、もし専攻の範囲外であつたらば申しわけないと思うのですけれども、法人の使途不明金と税金のことなんです。いまのところは、税金払えば、使途不明で中身は問われないうんだというところで通つていますが、このままでは果たしていいんだらうかどうか非常に疑問に思つていゝところもありますので、もしお答えいただければと思ひます。

○参考人(木下和夫君) 御指摘の所得税における租税特別措置の整理でございますが、税制調査会では全くこの議論は審議されておられません。先ほど申し上げましたのは私個人の見解でございます。私自身は税率の調整をするというようにと絡めまして、どうしても課税ベースを広げる必要がある。これは一般的に諸外国もそのような方向に進みつつあるという事実もございします。

現在、それではわが国の所得控除の中で何を削るとか合理化するかという御質問でございますが、私の個人の念頭にございしますのは、第一にわが国の所得控除の数が多過ぎるということ。したがつて、たとえばの話でございますけれども、損害保険料控除あるいは勤労学生控除というやうなものは、これは諸外国の例を見ましても、合理化の対象になるものではないかと考へております。

○参考人(斎藤精一郎君) お答えいたします。日本では一番顯著だと言われているのは、先生御承知のとおり、所得分散と言われている方法で、家族に所得を分散して専務とか重役とか取締役とか、あるいは課長とか、いろいろな名前をつけて分散させて累進税制を逃れるというのが、よく医者等の問題でも言われておられますけれども、そういうのが非常に一般化していると言われております。それからあと個人業でも、ペーパーカンパニーをつくつておいて、うまくそこへ利益を、所得を圧縮したり操作して、仮に高く仕入れをするというやうな形で税を逃がれる、所得を圧縮して税を逃がれるというのが、かなり一般的じゃないかと言われていると思ひます。

そのほかやグレートといひますか、ブラックに近いのは、経費勘定でいろんなものを落とすという方法、これはかなり脱税に近くなつてきていますが、かなりうまい経費勘定を使う。これはアメリカでは圧倒的に多いと言われております。これはそこまで控除をチェックするのが事務的に大変でむづかしいというやうなことで、総収入でチェックをしたらどうかという意見が最近強まつて

ますけれども、この経費勘定を使うということが、グレーに近いですが、かなり一般化してきているんじゃないか。

それからよく指摘されている農業については、農業の課税基準が現実と合わないで、経費率を高く、そして収入を低く抑えてきている。これは完全な脱税じゃないわけですか。税務署の税執行面での基準に合っているという意味では、一つの逃税、節税になっているんじゃないかと、そういうところだと思えます。

○参考人(山田武道君) ちよつとお答えになるかどうか分かりませんが、概括的なことだけ申し上げます。

確かに現在、法人が大きくなればなるほどだと思えますが、使途不明金というようなものがあります。それは本人はわかっているのかもしれないが、決して明かさないで、たとえば政治献金に流れたんじゃないかと、あるいはアングラの方に流れたんじゃないかと、そういうようなことが取りざたされていることは、私もよく存じております。恐らく課税の方法としても認定費とあたりにするとか、あるいは寄附金として限度額を超える場合には課税するとか、多少技術的なことでちよつと直ちに答えられませんが、そういうことになされることになるんじゃないかと思えます。

そういうわけでございまして、使途不明金を所得の規定のどこかにひっかけて課税するわけではございますが、それはいろんな面と関係しております。益金の概念にも関係しております。損金の概念にも関係しております。そういうような中で、そういう使途不明金の状態に個々の規定から迫ることも必要でありますし、それからもう一つ、税執行面でそういう面の不明の額をほとんど明らかにしていくということ、この両方が必要なんだろうと思っております。

○委員長(戸塚進也君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々は、長時間にわたり御出席を願ひ、貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。

とにありがとうございます。午前はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後二時一分開会

○委員長(戸塚進也君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として岩本政光君が選任されました。

○委員長(戸塚進也君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田篤君 昨日、たばこに關します質問を専門的な立場から鈴木委員がされました。したがって、どこに問題点があるかということとは十分わかりになったと思うんです。

したがって、この法案の処理の最終段階でまとめて大蔵大臣に確認をする事項がありますので、その点はまたきょうは保留にしておきたいと思うんです。

二つ目は、災害被害者に対します租税の減免の問題であります。これは、言ってみますと、なぜこういう問題を放置しておったのかということが問われてもやむを得ない問題ではないかなというふうに思っています。

私も、昨年十八号台風その他でいろいろ現地を見ましたが、この種の問題についての要望がたくさん出ておりました。したがって、この点につきましては、今回の改正につきましても原則的に賛成であります。

さてそこで、お伺いをしますが、この法律の第二条で、所得というものを基準にして、それぞれ三段階で処理する規定になっているわけですが、たとえば四百萬円の限度額ですね、これは私の記憶によりますと、九年前か十年前に設定をしたものと思うんです。その意味では実情に合っていないと考えます。前々私もこの種の問題について、少なくとも十年も放置してあるようなものについて見直しをすべきではないかということをして再三申し上げたわけですが。

たとえば手数料の改定というのは、大蔵大臣がまとめて一括提案するわけですが、大体三年とか五年のサイクルというものは標準的にあるわけですね。ところが、この種の問題については五年、十年、長いものになりますと十年も放置してある。非常に実態に合わないわけですね。そこでこの第二条の総所得の限度を見直しする必要があるかと思ひますが、その点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) いまの御意見、私もよく理解できる話でございます。所得限度額の水準はある程度の期間を置いて逐次引き上げが行われてきております。が、現在の金額はまさにおっしゃいますとおり昭和四十九年度改正でございまして、いろいろ問題になっております昭和五十三年以来の所得税減税が行われておりませんということから、この所得限度額もそのままとなっております。こういうことでございまして、今後当国会での御議論、いまの議論を含めて、税制調査会に報告したいと考えております。したがってその調査会で、所得税制の見直しに関する審議の中に入れて幅広い観点から検討していただけるものというふうな考えております。

○山田篤君 横並びの問題もありますから、今回の修正でまともなことは私も留保したいと思ひますが、いまの大臣の答弁でいきますと、少なくとも次の税制改正の機会にはこれを含めて手直しが行われるものだ、こういうふうに向きに理解をして差し支えございませんか。

○国務大臣(竹下登君) 同じような気持ちでもって調査会で御審議をいただく、こういうことであります。

○山田篤君 それでは租税特別措置法の問題に移りたいと思ひますが、昨年十一月十九日に、衆議院大蔵委員会の減税小委員会が中間報告をされているわけですが、これは国会内の問題ではありますけれども、大蔵省当局も十分に熟知しているものと思ひます。そこで考え方を伺ひたい。

この減税小委員会の中間報告は三つあります。一つは、所得減税の必要性については各党の意見の一致を見た。さらに、その減税の手段は恒久税制改正によることにしたい。二つ目に、そのための財源は赤字国債によらないことも意見の一致を見た。減税のための財源として種々税目を対象に真剣な議論をしてきたが、今日に至るも合意をすることができなかった。三番目に、財源対策については今後検討を続けることにする。こういうふうな三つにまとめられているわけですね。

その第一の必要性について各党の意見の一致を見たということは、与党・自民党も協議に参加をし、減税小委員長が山中先生でありますので、当然それは与党・政府も同じ理解に立っていると思ひわけです。さらに、その減税のやり方としては、戻し減税でなく税制改正、こういうふうな小委員会報告をされているわけですが、そのことについて大蔵大臣の御感想はいかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) この中間報告というのは、読んで字のごとくきちんと受けとめるべき問題であるというふうな考えでおります。政府としてはということになりますと、この結論に基づいて税制調査会に御報告を申し上げて御審議をいただく、こういう筋になりますので、政府としてもこれで決めておりますという表現は差し控えなきゃならぬかと思ひますが、認識そのものはまともにとおり受けとめております。

○山田篤君 衆議院議長、議長裁定も、それからこの小委員会の中間報告も、いずれも減税については国民の強い世論である、あるいは平たい言葉で言いますと天の声である、こういうふうな理解

をすることが正しいと思うわけです。

そこで、税調の答申につきまして、午前中も参考人として会長代理に来ていただきましたが、減税問題について両論があつてなお検討をしないきやならぬ、こういうふうに言われているわけです。少なくとも天の声であるとするならば、政府は所得税あるいは住民税について減税をしたい、ついではその考え方に基いて税調は具体的な勉強を開始してくれないか、こういうふうにもう一歩突っ込んだ税調に対する諮問の姿勢があつてしかるべきではないか。もちろんその実施時期だとかそれから規模だとか、あるいは財源の出場所というようなこともあろうと思ひますけれども、もう少し積極性があつてもいいかと思ひます。また、その意味では政府並びに税調が国民全体の税に対する考え方が、あるいは国民の強い要望というものを反映してないかというふうにもは考えられるわけですが、もう少し前向きの方法をとることができないかどうか。現在は、与野党の間で十分に相談をされているからその結論を待ちたいというふうになつていますけれども、これも問題の解決というのが非常におくれてしまふ、こういう可能性が強いと思ひます。そこで、大蔵大臣としてもう少し積極的な意思表示というものを考えられているかどうか、その点をお伺ひします。

○国務大臣(竹下登君) 税制調査会は租税制度に関する基本的事項を調査審議することを目的としておるものであります。例示として申し上げますと、三年ごとに、諮問の方式でございまして、たとえば四十九年十月十四日「社会経済の進展に即応する税制のある方」、それから五十二年十一月二十二日「国民経済の健全な発展を目的として」、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上のあるべき方策」、それから五十五年十一月十八日、これが今日まで任期の上から続いているわけですが、「国民経済の健全な発展を目的として」、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上のあるべき方策」、こういうふう非常に広い範囲の諮問を申し上げるわけであり

ます。

したがって、その中には、いろんなこちらからの予見とか前提とかいう問題は必ずしも入れないで御審議を賜る、こういう性質のものでございまして。したがって、非常に幅広い税制全般についての御審議をいただいておりますが、政府としては正確に報告を申し上げる。そうすると議論のいたぐ一つの方向というふうなものがある意味においては自然にそこできてる。したがって、所得税問題につきましても、「五十九年度以降」とは書かれてございまして、これらについて検討すべきである、これは課税最低限等を含めて検討すべきである、こういう答申をいただいております。ごさいますから、いろんな議論をされておることがかやの外にあつて議論をされておるとは思ひません。

したがって、私どもとしては、本国会等において行われた議論を正確にお伝えして、そうして凍結後の問題にいたしまして、あるいは具体的な所得税の改正の問題につきましても、当然議論していただくようなこととを期待をしております。こういう表現で申し上げるべきことではないかなというふうに考えております。

○磯山篤君 税調から答申があるわけですが、「総合的に検討した結果、昭和五十八年度において所得税の見直しを行うことは財政状況等から見て見合はせざるを得ない」との意見が大勢を占めた。それから個人住民税についても所得税と同様に「五十八年度においては住民税減税を見合はせざるを得ない」との意見が大勢を占めた。こういう前提が置かれて「昭和五十九年度以降でござい早期に、税制全体の見直しを行う中で」というふうにつなげられているわけですが、これは五十九年度を含めてはいるものの、必ずしも五十九年というふうには押さえているわけではないわけですね。税制全体の根本的な見直しをじっくりやるのだからということになりますと、それは六十年にな

る可能性もありますし、昭和六十一年の可能性も解釈としては出てくるわけです。しかし、政治論議、国民の意見としては、五十八年度中に減税をしてほしい、あるいは減税してしかるべきではないかというふうな、国民の意識あるいは国会の論議というのは税調の答申よりもずっと強いものになつていくわけですね。その点、税調に諮問することは当然であります。研究をしようというにしても、少なくとも国民の強い要望とか、国会の論議というものを踏まえた場合に、五十九年度以降でござい早い機会にというものは全く気持ちに沿わないと思ひます。ですから、けさも税調の会長代理に少し各委員からも注文があつたところなんです。これを促進をするというのには、政府自身の決断にならざるを得ないというふうになるわけですね。その点も少し実態に合った御答申をいただかないと、われわれとしては納得がいかない問題だらうというふうに思ひます。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) いまの小委員会の中間報告が十一月十九日でございましたが、それからその後の小委員長報告というのが十二月二十四日でございます。したがって、今年度の予算編成に当たつての御答申をいただきましたものには、いま磯山さん御指摘のとおり文句になつております。確かに見送らざるを得ないとして、その後五十九年度以降という前提を置いて検討すべきであるとして、所得税等についても課税最低限、税率構造と、こういうふうな書かれてございます。何分その後生じた国会での各党間の話し合い、そしてまた国会の中における御議論でございまして、これをもとにして御議論をいただくというのは今後の問題でございまして。したがって、これに対しては、政府からお答えをいたしましたものも含めて当然報告申し上げ、御理解の上に立つてこの御議論をいただくわけでございます。政府としても、この法律案を五十八年中に国会に提出するとの確約があつたことを承知してあります。そして、政府としてもこれを尊重

いたしますという官房長官発言、これをも当然一緒にして、きょうの御議論等も踏まえて、報告するわけでございますから、当然の帰結とも申しましようか、その中でそのような前提を踏まえた御議論がしていただけるものというふうな期待をしております。そうしてもらいますというのには、税調に対しての表現としては、そうあることを期待しておりますというところが表現としては限度かな。気持ちとしては、磯山委員の御指摘と私どもの認識との間に相違はないと思ひます。

○磯山篤君 予算委員会におきます大蔵大臣の答弁をずっと聞いておまして、減税問題を含めて税金問題につきましても、非常に慎重な発言をされております。時には増税なき財政再建と言つてみても、全く一円もあるは一銭も増税がないという意味ではないか、あるいは直間比率の見直しとか、いろいろなことを慎重に述べられていますが、立場上やむを得ないことだらうとは思ひますが、率直に言つて、大蔵大臣は何を考えているのかということになりますと、国民の皆さんは非常に懐疑的であります。またわれわれも、大蔵大臣の腹の中には何が入っているんだろうかと、いろいろ想像をしてみました。本当の中心は何であるかにつきましては、はかり知れない状況にあるわけですね。しかし、先日から議論されておりますように、私は総理大臣並びに大蔵大臣の答弁の中から見て、中期試算のCを頭に描きながら中長期的な財政再建を考えているのではないかと、こういうふうな推測をするわけです。少なくともAとかB型を採用するということは、ほとんど物理的に不可能な状況でありますので、CまたはCに近いものを考えているだろう。それにいたしまして要調整額というのとは相当の規模の量になります。そこで、前回も指摘しましたが、単純な歳出カットだけでは処理ができないということになりますと、ある程度の増収策を考えざるを得ない。しかしながら重箱の隅をつついて一過性の財源を考えるといたしまして、ほとんど今年度をもって

限界に近いという状況になっていると思うんです。そうなりますと、次に考えられますことは、直間比率の見直しということで、三十兆円なり三十二兆円の国税収入の規模を同じにすればこれは別でありますが、もう少し規模を大きくしようと思えますと、間接税の割合を相当大きく引き上げなければならぬ。もちろんその場合に、直接税の比率を思い切つて下げて五対五にするということも、これは物理的には可能でしょうけれども、税の収入規模全体から言いますと、結局無理が起きる。だから七〇%の方の直接税をおおむねそのままにして、それに三〇%の規模の間接税を大幅に引き上げて五〇対五〇にする。そういうことを考えているのではないかと、これまた推測をしているわけです。

もちろんそういうことについてまだ明確に答弁があつたわけではありませんから、あくまでも推測なんですけれども、大蔵大臣の本当の腹をいままで明らかにしておきませんので、逆に私の方から、そういうふうなことも大蔵大臣の頭の中にあるのかどうか、その点をまず伺いをしたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登君) 非常にむづかしい御質問でございます。お答えが非常に慎重にならざるを得ないという基本的な問題は、これは行政府とハウスとの基本的な問題になるかと思つて、絶えず念頭に置いておりますのは、いま御審議いただいております歳入歳出を含めた予算というものは現状において最善のものであるという前提で御審議いただいておりますわけですが、そうすると、それは当然のこととして、予算の単年度主義からしても、補正を伴うとか、なかなか修正を伴うというようなことにについては、最善のものとして信じておる立場からは、これがお答えの中で片りんも見えるようなお答えはしてはならぬというある種の制約は私はあると思うんです。したがつて、この減税問題の衆議院議長見解に裏づけられた各党間の申し合わせというふうなもの、問題意識として別な角度からとれば、修正とか、あるいは補正を伴

うという認識ができないわけのものでもない。大筋各党の了解があるのだから、そんなことは念頭に置かないで答弁してもいいじゃないかと、こういう議論も何度かいままでにも行つてきたことがございますが、正確に言えば、立法院に対して行政府として現状において最善のものなりとして歳入歳出を含めた予算審議をしていただいております。そのような問題については勢いお答えとしてはおのずからの限度がある。こういうことを基本的には私なりに認識の底に置いておるわけでございます。

そこで、まず御意見を交えての御質問、御提言でございましたが、中期試算というものでABCをお示しした。たとえそれがあつた種の仮定を前提として等率等差で計算したものとはいへ、この数年で赤字国債からの脱却ということを考えますと、まさにいまの場合、数年と言わざるを得ないし、そうなれば、鳩山委員の方でも、なるほどCケースかなというふうな御理解に勢いおなりになつても、これは仕方のない問題だなど。私どももいたしまして、これから新しい経済展望、財政の展望、これらも整合性を持ちながらいずれば決めてお示ししなきゃならぬ課題だというふうに思つておるわけでありまして。

今度は具体的な税制ということになりますと、確かに私も一つの壁と申しましょうか、お答えするに当たつていろいろ勉強してみてもありますが、一方、増税なき財政再建、こういうことが臨調答申でうたわれております。そしてその増税なきとはということになりますと、いわゆる租税負担率というふうなものを大きく変更するような手法は原則としてとらないということがうたわれ、そして一方にまた租税と社会保険負担とを含めたものは、まだヨーロッパほどには至らぬが、そこまではいくべきものではないと。読みよによつては、現行よりは高くなつていくこともやむを得ないかなというふうに読めなくもない。そしてもう一つが、いままさに御指摘のように、いわば直間比率の見直しの検討と、こういうこともう

たわれておるわけでありまして。

したがつて、大筋読んでみると、やっぱり歳出カットということに重点が置かれておつて、歳入という問題については、そういうふうな三点が文章で提示されておりますが、ある意味においては具体的な問題は政府税調の方へ任すというような考え方も基本的にはあるではないかと、こういうふうな感じもしないわけでもないわけでありまして。

それに加えて、私も、今度は税制調査会の御答申を見ながら、言つてみれば、基本的に見ますと、そう違つたことをおっしゃつてゐるわけじゃないと、そう違つたことになりまして、当然まず「糧道を断ちつ」という表現まで使われているわけでございますから、歳出削減ということにあらん限りの力を尽くしていく、そしてなおかつ現行の制度、施策をそのまま残すべきであるという国民のニーズ、こういうものがどうしても必要と出た場合に、いま委員はいみじくも増収措置、増収策というお言葉をお使いになりましたが、ある意味において負担増とでも申しましようか、そういうこともお願いしなきゃならぬときもあるかもしれぬ。

その場合、さついま直間比率の見直しによつてこれも見ていくかということになりますと、また厳密な議論をしますと、税制調査会でも直間比率の見直しという言葉が三年前には使われておりますが、その後、考えようによると、直間比率というのは結局景気の変動とかいろいろ経済情勢の推移で結果として出てくるもので、あらかじめアブリオリに決めておくべきでないということになると、税体系の見直しという言葉の方が正しいのかなというふうな受けとめ方をしながら、こういう問題を通じながら、最終的には国民のこれはまさに選択の問題でございまして、その意思がどこにあるかということ、結局こういう問答を通じてながら最終的に判断していかなくやいけない問題だ。

確かにかくくしかじかのものがいま念頭にありますとかいふ言葉は、私ももととして現状において申し上げられない。したがつて、考えようによれば、大蔵大臣の言っていることは意味不明——意味不明という少し自己卑下でございまして、非常に歯切れが悪いと言われてもこれはやむを得ないかな。いさか長い答弁になりましたが、素朴な私の心境をお伝えしたわけでありまして。

○稲山篤君 まあ論争は長く続くと思ひますが、いままで予算委員会なり当大蔵委員会で議論したものを少し整理してみると、大蔵省が提示したABCという中で、Aというものはもう現実的に可能性は全くない。中期試算のAはないと見なさなければならぬ。客観的に言えば、大蔵省はこれを放棄したであらうというふうに思ふんですね。

それからこのBです。五分の一の方式でありまして、これもほぼ実現の可能性が薄いというふうには私は受け取つてゐるわけです。

そうなりますと、残ります問題は、CまたはCに近いものが大蔵大臣の頭の中にあるんじゃないか。これも推測の域を出ないわけですが。もちろんいま答弁がありましたように、確定できない要素がたくさんあるわけですから、それは無理はないというふうに思ひます。しかし、私が前段で申し上げましたように、減税の問題については、財源があるなしの議論は当然重要な問題でありますけれども、政治が国民の負託にこたえるという立場から言うならば、何らかの無理をしても減税というのを実現する、こうでなければ政治の責任はとれないというふうな思ふんです。したがつて、これ以上論争してもしょうがないと思ひますが、減税についてはわれわれには強い要求がある、そのことを再確認しておきたいというふうな思ひます。

それからいま直間比率の問題が出ました。いま七二対二七・幾つになつてゐるわけですが、これも最初から決めていた割合ではないわけですね。結果として出たものであります。それは政策的には二七%の間接税の規模をもつと多くしようと思へば政策的に幾らでもできることであります

て、結論は五対五にきちつとなるかは別にいたしまして、みんなそれぞれ税目ごとに規模なり内容というのがわかつているわけですから、余り素人向きの話ではわれわれは納得できないと思うんです。これはなるほど結果としての数字でありまされども、こういうふうにするれば五対五になる、あるいは四対六になるというのは、当然計算すればわかることなんでしょう。したがって、この間接税の見直し、あるいは直間比率の見直しという面では何らかの御研究が進んでいるんじゃないか、こういうふうには思うんですが、大蔵大臣どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) この直間比率の見直しということにつきましては、具体的に検討しておることもありませんし、それから指示を受けたことも、また指示を請うたこともないというのが正確なお答えであらうかと思うわけであります。

ただ、この直間比率の見直しということについて私が常日ごろ思っておりますことは、前回大蔵大臣をしておりました五十四年当時は、直間比率の見直し、こう言えば、すぐいわゆる一般消費税(仮称)の導入と、こういうふうにとらわれました。しかし、その後税制調査会の五十五年十一月の中間答申、これは課税ベースの広い間接税は今後の検討課題だとされております。それから五十六年、五十七年、五十八年の税制改正の答申においても、言葉こそ、税体系の見直しが今後の検討課題となると、こうされております。それから臨時行政調査会においても、直間比率の見直しを検討すべきであるという言葉が答申に出てくる。いわば権威のある諸機関で広く議論の俎上に上つてくるようになってきたという意味においては、当時比べてみますと、勉強する上での環境はずいぶん違つてきておるなという感じは、率直に私も思うわけでございます。

で、おっしゃいますとおり、結果としてはほどれぐらいになるかというように対する勉強の素材を出して勉強することは、これは私はできることであると思っております。しかし最終的に

は、いまの税制というのは結局長い間の国民の合意と選択の中から形成された結果でございますので、結局最終的には国民の合意と選択の問題でありますだけに、それがどこにあるかということについては、各方面の意見を聞き、そして本国会の議論とか税調の御意見とか、そういうものの中に見きわめていくべきものだなというふうな考えをしております。いま直ちにいわゆる直間比率の見直しというものの検討を始めておるとか、あるいは指示をしたとかいう段階にはございせん。

○磯山篤君 論争しておりますけれども、どうも行き違ひのようですから後日に譲ります。

次にグリーンカード制の問題です。

昨日、大蔵大臣から、なぜ延期をするか、延期の法律を出したのか、それに対して二つお答えがありましたね。一つは法的な安定性に欠ける、それから二つ目には無用の混乱を生ずると、こういうふうに答弁がありました。この答弁をもつて納得した人はないと思うんですが、昨年十二月の二十八日の日に政令をもちまして一時延期をするときの釈明としては、準備が十分に進んでいない、たとえば朝霞の計算センターの完成というふうなことも含めて準備が不十分であるということが大きな理由でした。それから二つ目には、政治的な理由として、とかくの議論が内外にある、こういう説明がついていたわけなんです。考え合わせてみますと、準備が進んでいない、大蔵省自身の準備の問題もあるだろうし、各金融機関の準備の問題もあるだろうと、各金融機関の準備の不十分のため六カ月なり一年延期をする。こういうことならば、理屈は国民的に了承ができたと思えます。しかし政治的な理由、法的安定性が欠けているとかあるいは混乱が起きるというものは、やや政治的な釈明だというふうには思うんです。

そこで、具体的にお伺いしますが、三年延期して四年目には必ずこれは実施をする、こういうふうな確約がいまもえらるかどうか、これが一つであります。

それからこの三年間延期をする過程の中でい

んな研究が進められるだろうと思えますが、少額貯蓄の非課税の問題について、これも賛否両論があるわけなんです。いずれは回答を出さなければならぬと思うわけですが、この問題について大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。

その二つの御答弁を聞いてから、なお問題点を明らかにしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 三年間延期をいたすべく法律案をお願いをしておると、こういうことでございませう。

これにつきましては、やはり可及的速やかに私も税調で審議をしていただいております。その方向を打ち出していただきたい。そういたしますと、今度はそれに伴つていけば予算というものがどうなるか、こういう予算要求の問題もございませう。そうして諸般の準備を考えますと、三年というものがどうしても必要ではないかということ、あえて三年ということをお願いをしておるところでございます。したがって、三年というのは、御結論をいただき、なおそれに伴う諸般の準備をすべて完了し、四年目には出た結論に基づいて措置を正確に行つていかなければならぬ問題である、こういうふうには私も理解をいたしてお願ひをいたしておるところであります。

それから、二番目のいわゆるマル優の見直しでございます。これはグリーンカード制度が、法律を通していただきまして凍結されておる間に、利子配当課税のあり方につきまして、国会での御議論を踏まえながら改めて税調において検討していただきたいと考えておるわけでございませう。

そして税調の場合は、先ほども申し上げましたように、総理大臣の諮問を受けて幅広く税制のあり方について調査、審議するとされておりますので、自由に広範囲な角度から議論をいただくべきものであるというふうな考えをしております。政府としてあらかじめの予見をもつて、マル優をいふまでもとりにするとか、手直しするとか、廃止するとかいう具体的な考え方は持つておりませんし、具体的な問題について政府部内で検討してお

るという事実もございせん。やはり予見を持たないで御議論をいただくという、その中にインクルードされておるとでも申しませうか、入つておるといふふうには御理解をいただきたいと思います。

○磯山篤君 確認をしておきますが、四年目には原則に戻つて実施をする。そのために二つの理由があつたわけですね、混乱を防止する、混乱を避けたいことと、法的安定性を欠くおそれがあること。その二つを具体的に克服しなければ四年目に原則復帰というのとは不可能なんですか。

そこで、その二つの理由について、具体的にこういうふうな方法で周知徹底を図りたいし、四年目に原則に復帰できるようにしたいという具体的な努力目標が、努力の自身がなければ、三年凍結をしたというのは、四年目からはもうやらないことである、こういう解説が当然正当性を帯びてくると思うのです。その点いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 本グリーンカード制度の凍結に関する法律案を通していただきました後、われわれが税調にお願ひいたしますのは、今後の適正な公平な利子配当課税のあり方について国会での御議論等を踏まえて御検討いただくと、こういうことでございませう。いままでどおりのもので、実施していくという前提に立つて御議論をいただくという性格のものではございせん。

すなわち、まさに予見を持たずして適正公平な利子配当課税のあり方、こういうことでお願いする、そしてその得られた結論に基づきまして、国税庁における予算要求、執行体制の整備等の期間を得て、最低三年の期間、これだけは必要であると考えたわけでございませう。そういう整備、準備等を整えて四年目からこれに対応する。こういうことでございませう。その出るであろう結論の内容とか、あるいは、期待としてはできるだけ早く結論を出していただくと申しておりますが、時期についても、一切予断を持つては税調に対しては臨まないと、こういう考えであります。

○磯山篤君 そのことについて私も否定するつ

もりのないんですが、大蔵大臣が今回三年凍結を提案した理由の主たるものは二つなんです。法的安定度が弱いこと、実施すると混乱が起きること。この二つを十分克服するために税調に対して不公平な税制を見直してくれと、こういう話はそれだけでいいと思うんですけど、大蔵省自身として、四年目に原則に戻って実施するためにどんな努力をするんでしょうか。具体的な努力の中身が明らかにならないと、私が先ほど言いましたように、これはもう四年目からはなくなっちゃうんだと、こういう常識がまかり通ると思うんです。そのことについて私は指摘しているわけです。

グリーンカード制の実施というのは不公平は正の一端としての利子配当所得の総合課税移行に伴う措置である、こういうふうな五十五年のときも確認をいたしましたし、昨年グリーンカード問題が議論されたときもそういうふうな確認をしているわけなんです。したがって、適切な税のあり方を研究することについてはわれわれはやぶさかではありませぬけれども、いま私ども問題にしているのは、三年たてば四年目に必ずこれは原則に戻るんですねと。原則に戻すためにはいろんな努力が必要ですね。その準備の問題としては、計算センタ―の問題もあるだろうし、金融機関に対する指導もあるだろうし、いろんなことも含めてなければならぬと思うんです。そのことを私は指摘したつもりであります。大蔵大臣の考え方というのはどうも不明な点が非常に多いということで、不満を表明しておきたいと思っております。

さて、もう時間がなくなりましたので最後に自動車税の諸税について伺いをしておきます。まず、建設省の方から道路整備五カ年計画について、これからの展望と、その裏づけになります財政上の問題についてごく簡単にひとつお話を承りたいと思います。

○説明員(鈴木道雄君) わが国の近代的な道路整備の歴史はようやく四半世紀を経たにすぎません。その水準は目標のおおむね二分の一程度でございます。

ざいします。このため、二十一世紀初頭を用途といたしまして長期計画を策定いたしました。道路整備を計画的に推進しようとしていくところでありますが、本年度終了いたします第八次道路整備五カ年計画に引き続きまして、五十八年から第九次道路整備五カ年計画を策定し道路整備を推進しようとしていくところでございます。

第九次道路整備五カ年計画の投資規模は三十八兆二千億円という規模で閣議了解されております。一般道路事業は十六兆円、有料道路事業は九兆二千億円、地方単独事業十一兆七千億円、調整費一兆三千億円からなっております。道路整備を進めていく場合には、今後道路交通の安全の確保、それから生活基盤の整備、生活環境の改善、国土の発展基盤の整備、維持管理の充実というふうな五つの施策を目標に、全国的な市町村道から高速自動車国道に至る道路網を着実に整備しようというふうな考え方をしております。

特に、実施に当たりましては、効率的な実施という点に配慮を置きまして、継続事業の早期完成に重点を置く、新規の採択に当たりましては事業の緊急性、重要性を勘案し、計画的に採択していくというふうな考え方をしております。それから次に道路財源でございますが、道路整備を計画的に推進するために、現在国費につきましては、揮発油税及び石油ガス税を法定の特定財源といたしておきまして、自動車重量税につきましては、同税の創設等の経緯から、税収の国分の八割に見合う額が道路整備に充てられるというように配慮されておるわけでございます。

第九次五カ年計画の適確な実施のためには所要財源の確保が重要でございますが、従来同様の方針によりまして、この計画実施に必要な財源の相当分をいま申し上げましたいわゆる道路特定財源により確保いたしまして計画を進めてまいりたい、かように考えております。

○橋山篤君 そこで大蔵大臣、自動車関係の諸税、一台車を持ち、それを使用するというだけで九つの税目があるわけですね。五十五年、六年の

実績からいいますと、揮発油税が大体一兆六千億です。地方道路税が約三千億ですね。それから石油ガス税が両方二分の一ずつになっておりますが三百億、それから軽油引取税が四千五百億、物品税の中で自動車にかかります税金といえますのがおおむね四千億円近い数字です。それから自動車取得税が二千八百億から三千億、自動車税が八千億、軽自動車税が四百五十億。五兆円に近いお金が車一台持ち、走行することによって課税されるわけですね。これは余りにも負担が多いんじゃないか。これは四千万人の車を持っている人の共通の考え方ではないかと思うんです。所得減税をやれ、あるいは住民税減税をやれという要求と同時に、自動車諸税の軽減というの、客観的にいいますと、天の声に近い、私はそういうふうに見るわけです。合わせて九つも税目があるというところについて税調でも議論になりましたし、当委員会で議論になりました。ほとんど整理整頓をされてないわけですね。これも言ってみますと、怠慢ではないかと、こういうふうな考えるわけなんです。

そこで、最終的な確認をいたしたいと思っておりますが、建設省の方で第九次とか第十次というふうな道路の計画が将来続けば続くほど、この制度は残り負担が重くなっていく、こういうふうにならざるを得ないと思うんです。少なくとも特定なものであるわけですから、一定のところをこれを切る、あるいは一般財源の中で考えるというふうな方式をとらまないと、これは非常に硬直するおそれがあるということについてどういうお考え方を持っているのか。

それから二つ目は、九つもあります税目を整理整頓しようという附帯決議が衆参両院でつけられているわけですが、これがいまだに手がつけられていないわけですね。これをこれからどういうふうな整理整頓するつもりであるか。そのことについて伺いをしておいて質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) この問題につきましては

国会でもたびたび御議論がございします。自動車重量税を含む自動車関係諸税については、社会経済情勢等の推移に即応しつつそのあり方について幅広く検討すること、これは附帯決議でございします。

税調の答申としては、かねてから、現在の自動車に課する税制は税目が多かつ複雑であるところから、これを簡素化すべきであるという指摘があるが、この問題は納税者の理解と協力を求める意味で確かに重要であるが、国・地方間の財源配分等にも係る問題であるので、これについては今後なお相当の時間をかけて検討することとした、こういう御答申をいただいております。

私もそのことは、いま御指摘のことは理解をいたしますが、考えてみますと、その取得、保有、消費等に着眼して各種の税を課しておりますが、全体としては適正な負担が実現されておるではないか、そしてまた、これらの税はその性格、課税主体、課税物件等を異にしておりますことから、これを直ちに統廃合することはなかなかむずかしい問題だ。事実九税目でございますけれども、一台の自動車に九税目すべてが課せられておるわけではございませんので、諸外国の例を調べても、自動車についてはその意味において各種の税が課せられております。

したがって、この附帯決議を踏まえ、そしてそれに伴う税調の答申、かなりの時間をかけて検討することとしたいという御意見がある意味において適切なのかなと、こういう感じを持っております。

それから道路事業との問題でございます。これの問題については、これもよく国会で議論される問題でございます。揮発油税、これは形式は一般財源でございますけれども、全額国の道路特定財源とされております。そういうようなことが、考え方によりますと、ある意味において、何と申しましようか、道路事業という公共事業に対して特定されておること、事業そのものに与える影

響として非常に問題を硬直化させ要因になるということは、私どもも理解のできる話です。

したがって、年々、予算編成の際にこの問題についてはときどき議論いたしまして、いわゆる道路事業費をオーバフローする場合とか、あるいは不足する場合、まあ内輪の言葉で言えば貸し借りとも申しましようか、そういう考え方で、そのときどきの需要に応じた措置が行われておりますので、私はそれなりに、その税のよつてもつて立つこの意義というものは弾力的な予算編成の中でおおむね評価されておる問題ではないか。私自身、建設大臣もしておりましたので、その点いつも念頭にあることでございますが、結果として見れば、その中である種の調整というものはとられてきておるのではないか、こういうふうな理解をいたしておるところであります。

○塩出啓典君 それでは、まず大蔵大臣に臨調答申についての感想をお尋ねしたいと思います。増税なき財政再建ということについては本国会においていろいろ議論があつたわけでありまして、第五次答申には、「糧道を断ちつつ、歳出の削減によって財政再建を図る限り、おのずから既存の制度や政策の見直しが必要となり、そのことが本格的な行政改革の推進につながっていく」、

こうあるわけで、この趣旨には大臣も異存はない、そのように思います。しかし、私の率直な感想として、増税なき財政再建という言葉のみが先行して、それに至る具体論としての切り込みが非常に不足しておるんじゃないか。臨調の皆さんはそれなりに苦労してやつた結果ではございますが、私はそういう感じがするわけですが、大蔵大臣としては率直にどういう御感想であるかお伺いいたします。

○国務大臣(竹下登君) 増税なき財政再建、これはまさにいまも御指摘なさいましたように、「糧道を断ち」と大変な言葉が使つてあると思うのであります。しかし、まさに哲学として、基本的にそれを踏まえて進まなきゃならぬ問題であるというふうな考えております。そうして今度は、歳出

削減の具体的なポイントにつきましてもまた御指摘いろいろいただいておりますが、三十三項目は、財政制度審議会の御報告の中にございまして、とおおむね同じような指摘のものが多くございまして、これらも制度、施策の淵源にさかのぼつて、われわれが将来、財政改革、なにかんづく歳出構造の見直しというのに取りかかつていく場合の指針の大きな方向の項目であるというふうな理解をいたしておるところでございます。

○塩出啓典君 今回の臨調答申は、昭和五十六年七月十日の第一回答申から先般の三月十四日の第五次答申と、五回に分けられておるわけでありまして、これは、私の理解するところでは、一刻も早くこの臨調の答申を実施に移したい、そういうことと、まとまつたところからとらえて出しているというふうな政府の要望でもあつたと理解しております。この五十八年度予算を見る限り、現実には財政再建は非常に遠のいておるという、こういう感じがするわけですが、どこに原因があるかと考えているのか、大蔵大臣の御見解を承ります。

○国務大臣(竹下登君) 私は、臨調の答申は、いま塩出委員もいみじくも御指摘になりましたように、政府側も一つの切れ目切れ目にできたものから出してくださいます、こういうことで小出しではございませうが、今日までいろいろ出していたでいて最終答申と、こうなつたわけでございます。

そこで、たとえば五十八年度予算そのものを御審議いただいておりますが、その中でもそれぞれ御指摘いただいた問題につきまして、何らかの手をつけ、あるいは将来の方向づけはことごとく行つてきたというふうな自己評価をしておるわけでありまして、さらに最終答申において三十三項目を含め御提示されておりますので、これについて忠実に取り組むということは、私は財政再建というものを推し進める一つ

の要因となるべきものであろう。むしろ、財政再建の一つのめどでありました五十九年赤字国債脱却ということをおくらざるを得なかつたというの、臨調の問題とは別に、国際経済の不透明感というものの起因するところ、私どもとしては理解をいたしておるところでございます。

○塩出啓典君 私も予算の全部を見たわけではありませうけれども、たとえば定率繰り入れの停止とか、あるいは補助貨物回取準備金の取り崩しとか、あるいは自賠責保険から受け入れるとか、あるいは今回のいま審議中の日本専売公社の納付金をふやすとか、そういうような見せかけの歳入増というのか、あるいは歳出減というのか、そういうものによるのであつて、本来の財政改革ではないと、そういう判断をせざるを得ないわけでありまして、大蔵大臣として五十八年度予算編成もそれなりに大変な御苦労をされてつくれたことは認めるわけでありまして、大蔵大臣御自身としてどの程度の評価をされておるのか、何点ぐらいの評価ですか。この点どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) この五十八年度予算、私という意味ではございませうが、各省庁、各方面の御協力をいただいて、現状においては最善最良のものなりとして御審議いただいております。ございませうから、点数をつけていただくのは塩出委員につけてもらつたりとか、ほかの人につけてもらふべきで、自分でつけるほどおこがましうあつてはならないというふうな思つております。

○塩出啓典君 それでは、臨調の最終答申には、特に「一般会計歳出の伸びを名目経済成長率以下に抑制することを目指す」と、当面、より厳しい伸び率の上限の設定等の工夫を図る」と、こういうふうなあります。この十年間を見ましても、大体一般会計歳出の伸びが国民総生産の名目の伸びより低かつたのは、昭和五十年と昭和五十八年度、今年度のみでございます。

先般の委員会でも、大蔵大臣は来年度もマイナスシーリングをやるとのお話でございますが、臨調答申のいう「一般会計歳出の伸びを名目経済成長率以下に抑える」という点については、はつきりやつていけるという見通しであるのか、その御決意をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) これは御指摘のように、何よりもまず歳出の節減合理化に努力することが必要でございます。したがつて一般会計歳出総額の伸び率を、五十七年度では六・二％、五十八年度予算では一・四％と厳しく抑制したところでございます。

したがつて、臨調の答申そのものでございまして、言つてみれば、厳しくやれという答申の趣旨は、歳出削減の努力は今後も厳しくやれと、こういう大筋の趣旨であると考えております。今後は、国債費の増高などで大きな歳出増加の要因が見込まれて、なかなか容易ではないと思われまして、抑制を行うことによりまして、極力答申の方向に沿つた努力をしていく必要があると考えております。

ただ、毎年度の歳出規模というのは、そのときどきの経済社会情勢など、諸般の事情を背景にしてきわめて広範にわたる経費を積み上げた結果として出てくるものでございまして、また各年度の各名目成長率も年によって変動するものでございまして、したがつて、具体的な毎年度の歳出規模にあらかじめきちんとした枠をはめていくというのは、現実問題としてはなかなかむずかしい問題でございます。

この点につきましては、この答申を読んでもみましても、「一般会計歳出の伸びを名目経済成長率以下に抑制することを目指す」と、こう書かれてあります。そして「より厳しい伸び率の上限の設定等の工夫を図る」と、こういうふうな書き方をされておられますので、答申にあるとおり、厳しい概要要求シーリング枠を設定いたしまして、その活用を図つていくことが現実的なやり方ではないかなと、こういうふうな考えておるところでございます。

○塩出啓典君 これは「抑制することを目指す」、

当面、より厳しい伸び率の上限の設定」ですから、僕の理解では、少なくとも財政再建期間中はそのようにGNPの名目の伸び以下に予算を抑える、特に当面は非常に厳しく抑えるという、こういうように理解をしているわけですが、いまの大蔵大臣の御答弁では、趣旨は尊重するが、そうむずかしいことを言うてもなかなか経済の変動もあるからそういう場合もあるんじゃないか、できるだけ努力しましょうと、こういう程度と理解していいわけですか。

○国務大臣(竹下登君) これは原則的に、毎年度の予算編成に当たって、一般会計歳出の伸びを名目経済成長率以下に抑制するといったしますと、先ほど申しましたように、いろいろな問題点が出てくると思うんであります。したがって、私が申しましたのは、それを目標として、そしていまいじくも言っていたように、「当面、より厳しい伸び率の上限の設定等の工夫を図る」と、このところが私は問題ではないか。だから、これに従って、まさに概算要求の前に厳しい概算要求シーリング枠というものを設定してこれに対応していかなくばならぬ課題となるというふうな思っております。ただ一般論として申し上げたのと当面と、いみじくも塩田委員御指摘になりました点については私も同感でございます。

○塩田啓典君 私は、それは大蔵大臣がそういうお考えじゃないかということを言ったわけで、私の意見としては、財政再建の、これは五年か七年かわかりませんが、その間は歳出をカットするという精神から、この臨調の姿勢を断固貫く決意で私は進むべきではないかと、そのように思うわけですが、そういうお考えはないかどうか。

○国務大臣(竹下登君) 私はこれを体してやるべきであるというふうな考えております。だから、その後段にあります、厳しい概算要求シーリング枠を設定して、その活用を図っていくというようにすることは、御指摘そのものも現実的な御指摘であると思っております。

○塩田啓典君 ことしの予算は、歳出が五十兆円

余で、税収が三十二兆円余であります。歳出の中には五十六年度決算不足補てん分の繰戻し等も含まれるわけですが、そういう点を除いても、歳出に対して税収は約十六兆の開きがあるわけでありまして、もちろん税外収入とか、そういうものもあるわけですが、大体この開きをどの程度まで詰めれば財政再建ができたと考えておられるか、これを伺っております。

○国務大臣(竹下登君) これも計量的にきちんとして申し上げるということはかなりむずかしい問題でございまして、確かに歳入総額に占めます租税収入の割合は低下しております。まさに五十八年度予算は六四・一%、こうなっておりますので、現状のままでは、中長期的に見まして収支を均衡させて財政の健全性を回復するということは、確かにほど遠い感じがいたします。

そこで、きわめて流動的な現下の社会経済情勢のもとにおきまして、歳出に占める税収の具体的な比率を目標としたり指標とするような財政を行っていくということ、かなりそれは困難な問題であります。ちなみにイギリス、フランスなど主要国におきまして、わが国もまた四十年代までは、おおむね租税収入の割合が約八割となっておりまして、この辺を目安にするという物の考え方ではないか、こういうふうな考えておるところでございます。

○塩田啓典君 そうしますと、かなり税収と歳出の大きな差があるわけですが、経済企画庁は、去る一月に「昭和五十七年度経済の回顧と課題」という中でいわゆる財政赤字というものを分析して、循環的赤字と構造的赤字、裁量的赤字、こういう三種類に分けて分析をしておりますが、特にこのうち循環的赤字——私の理解するところでは、経済は常に循環するわけで、一時の好況、一時の不況、そういうものを循環と考えた場合、そういう循環的な景気の不況による赤字という意味であると思うのですが、これが昭和五十四年、五十五年、五十六年、五十七年と急速に拡大してある。昭和五十七年度はこの財政赤字のうち

の約四割は、四三%程度は循環的赤字であるという、こういうような見解を発表しておられるわけですが、大蔵省としては、今年度の財政赤字について、この経済企画庁のような考え方についてはどうお考えであるのか、あるいはそういう分析をされておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) ただいま委員がお話ございましたように、財政赤字には、一つは景気動向により生ずる赤字、いわゆる循環的な赤字と、それから景気動向にかかわらず生ずる赤字、構造的赤字があるわけでございます。

この点につきましては、先ほど委員が御指摘なさいましたように、五十七年度の白書において、いわゆる完全雇用赤字というものとしまして、これを構造的な赤字というふうに言っております。

しかしながら、現在の財政の抱えている赤字のうち、どの程度が構造的なものかということを見れば、きわめてむずかしいわけでございます。一、概ねこの程度の額ということはなかなか申し上げられるものではないと考えるわけであります。

ただ、いずれにいたしましても、現在の歳出総額に対する国税収入の割合が約六割でございます。五十八年度予算では六四・一%ということでございますので、現状のままでは中長期的に見て財政の収支が均衡していくのはなかなか困難であるというふうな考えるわけでございます。

この点につきましては、先ほど大臣の御答弁にございましたように、この六割台というものが八割となるのが一つの目安というふうな御答弁がございましたが、その辺も頭に入れないと考えると、こういうことではないかと思うのであります。

○塩田啓典君 そうしますと、経企庁のような分析は大蔵省としてはやっていないかと。また、そういう経済企画庁のような見方はとらないと理解しているわけですか。

○政府委員(平澤貞昭君) このいわゆる経済白書

にございます完全雇用赤字の推計は、

〔委員長退席、理事大河原太一郎君着席〕

これは、この白書でも指摘いたしておられるわけですが、たとえば生産関数とか、それから完全雇用水準と考えられる完全失業率等とのり方々、それによつてこの結果がかなり大きく変わるといふこともございまして、大蔵省としては、これにつきましてはいろいろ研究はしておりますけれども、具体的に申し上げられるようなものは現在持っておりません。

○塩田啓典君 その点、これは大蔵大臣にお尋ねしたいわけですが、経済企画庁の考え方から言いますと、先ほど予算と税収との差が六四%、かなり四〇%に近い差があるわけですが、その赤字の四割が循環的赤字であるということになりますと、ちよつと景気がよくなると、いまは不況であるが正常な状態になれば、そのうちの四割が回復して税収がふえる、こういう見方じゃないかと思うのですけれどもね。そういう点、先般から当委員会においても景気対策ということが問題になりました。しかし大蔵大臣の御答弁は、いまの五十七年度予算で補正をした目標値を達成するのが景気対策であつて、そういうような感じから言いますと、いまの日本経済というものが非常に異常な不景気であり、将来は正常に返ればもつと税収の面で非常に希望の持てる状態になる、そういうことを経企庁は言っておるんじゃないかと思うんです。

そういう点で、大蔵省としては、今後の税収増について明るい展望を、かなりの伸びを期待しておると理解しているのかどうか、その点についての御意見を承ります。

○国務大臣(竹下登君) これもむずかしい問題でございまして、私が先日以来申し上げておりますのは、成長率が実質で三・一%というのが五十七年度では達成できるといふ、自信と申しましようか、確信はほぼ持てるに至つた。私もいまいろい御議論いただいております五十八年度の経済見通しというものは、実質三・四%程度の成長

というようなものを下敷きとしていろいろ議論をしていただいております。

したがって、その数値が増せば増すほど、それなりに景気という面から見ていい面があるということ、否定するものではございませんけれども、長い間高度経済成長というもののの中に私どもの体がなれてしまつて、景気対策といえどもかなり大きい数字を念頭に置きがちなのである。だから当面の景気対策あるいは経済運営の目標というのは、この三・四％というものをより確実なものとして定着していくということが、低成長下におけるわが国経済のあるべき現状からする目標ではないかなと、こういうふうな考えで申し上げたわけでありませう。

したがって、これからの景気によって生ずる自然増収というものは、これはいまの時点で最良最善なるものとして御議論いただいております。算は、歳入歳出を含めまして、いろいろそういうものに基礎を置いて積み上げたものでございまして、いまにわかに自然増収が生ずるであろうということとを申し上げる段階にはございせんが、逐次アメリカ等の若干の景気の底離れでございませうと、あるいは引き続き堅調な消費の伸び、物価の大変な安定。

前年同月比、きよう発表されましたのも一・九％、こういうことでございまして、前月比たしか△〇・四％であつたかと思つておりますが、そういう物価の安定ぐあい等からいたしますならば、いま御指摘のように、自然増収等が出ることは心から期待をいたしておりますという表現にとどまるべきものではなからうかというふうに考えております。

〇塩出啓典君 五十六年度は三兆円、それから五十七年度は六兆円、これは当初予算に対して税収不足であります、特に補正後の税収の見込みにも足りなかつたのは昭和五十五年、五十六年、五十七年——五十七年度も恐らく足りないであらうという先般の本委員会での御答弁でございまして、三年間続いておる。特に五十六年度では補正

後三兆円も不足をしておるわけですね。このよう大きな狂いというのは昭和五十年のとき以外にはないわけでありませう。いままではいつも政府の税収見積もりが少ないうちで、弾性値が低過ぎるんじゃないかということ、大分国会でもいろいろ議論をしてきたわけでありませうが、最近

は、今度は粉飾見積もりじゃないかと逆になつて、どうも大蔵省の見通しの狂いが最近では非常に多いような、そういう気がするわけですが、そういう点についてはどう考えるのか。高度成長から低成長に移つて、経済の体質が変わつたと見るのか。その点のお考えはどうでしょうか。

〇政府委員(梅澤節男君) ただいま委員が御指摘になりましたように、特に五十六年度、五十七年度、当初見積もりを大幅に減額し、しかも五十六年度の場合は決算上、補正後さらに大きく下回つたという意味において、当初の税収見積もりには大きな狂いが生じたわけではございませう。

(理事大河原太一郎君退席、委員長着席) 税収というのは、結局は実体経済をそのまゝ反映しているものでございまして、このように大幅な税収減が生じた基本的な原因は、第二次オイルショックの調整過程の中で世界同時不況と申しますか、世界経済、国内経済ともに、急激に基調が変わつたということではございませう。

ただ、これは当然のことではございませうけれども、税収見積もりを担当する私どももいたしまして、そういう実体経済に即応した見積もりを立てる務めを持つておるわけではございませうが、若干弁解になりますけれども、そういう実体経済の急激な基調変化と同時に、税体系として、わが国の場合は法人税のウェイトが非常に高いわけではございませう。今回の税収の急激な減も、法人税、それから所得税もそうではございませう、こういう利益とか所得が非常に急激に変化するということではございませう。

したがいまして、私どもは今後ともこういう流動的な経済情勢のもとでは、常に実体経済をよく見つめるとともに、税収見積もりというのは、

年度税収といひますか、一定の期間内に一体税金が幾ら入ってくるかというところを見積もるわけではございませう、もう一つ技術的な工夫を要する面もあるわけではございませう。

この二回の経験を将来に生かす意味で、私どもといたしましては、特に法人税収等について従前以上に、マクロ経済の動きだけじゃなくて、個々の企業の実際の動きを情報として早くキャッチできるような工夫をしなげら、今後とも見積もりの精度を高めるように努力してまいりたいと考えておるわけではございませう。

〇塩出啓典君 大体いままでは一・二とかそういうような弾性値で考えていたようでありませうが、今回の中期試算では一・一をとつておると、このように聞いておるわけでありませうが、一・一というのはどういう考え方であるのか。

〇政府委員(梅澤節男君) マクロ的に税収を一応推計いたします場合に、GNP弾性値というものを手がかりにするという手法を従来からとつておるわけではございませうが、過去の弾性値の動きを見てもまいりますと、四十年から四十八年の平均の弾性値が一・四でございませう。この期間は第一次オイルショック直前のまさに高度成長経済時代の高い弾性値を反映しておるわけではございませうが、その後、つまり四十九年から五十六年までの実績弾性値をとつてみますと、これは〇・九二、一を割つておるわけではございませう。

ただ、わが国の税体系から見まして、通常の経済の動きを考えます場合に、法人税それから所得税合わせまして、直接税が七割を占めているような税体系のもとで、弾性値が理論的には一を下回るといふことはあり得ないわけではございませうが、この四十九年から五十六年度は二回のオイルショックを含む非常に経済が急激に下の方に變化した時期でございませう。

今回の中期試算を策定するに当たりまして、弾性値をどのようにならせたかといふことはいろいろ内部で議論したわけではございませうが、ただいまも申しましたように、高度成長期よりも名目成長率が

低くなる傾向があります安定成長期では、弾性値は当然理論的にもこれは低まつてまいります。

それからいま申しましたような過去の経験から見て、一を下回るといふことはあり得ないわけではございませうが、ここ二、三年の見通しであるとすれば、平均して一・一と置いてそう不合理ではないという結論を得まして、今回の試算では一・一を採用しておるわけではございませう。

〇塩出啓典君 大蔵省は今回、財政の中期試算でございませうか、これを発表いたしました。しかし毎年のごとく要調整額をどうするかということは今後の問題に残されておるわけですが、先ほどからお話がありましたように、税収も名目成長率よりは多少はよく入つてくるわけですが、それと、しかし余り多くは期待できない。そうすると、どうしても名目成長率以下に予算を抑える。それから、あとは増税しかないということになつてくるわけではございませう。

これはいつも言われることでありますが、そういう点を中曽根内閣として、また竹下大蔵大臣として、大体予算の伸びはこの程度にして、そうして要調整額をこういう形で埋めていくという方針をはつきり示すべきである。今回の予算委員会には間に合なかつたにしても、早急に財政再建の中期計画を政府がつくり、そしてそれをもつて国民の皆さんにも協力を求めていくべきではないか。そういうことが、財政再建というものがどういう状況であるかといふことをもつと国民にも理解をさせるためには必要ではないか、そのように考えるわけですが、大蔵大臣の御意見をお尋ねいたします。

〇国務大臣(竹下登君) そのところがまさに、結局、このところ五年あるいは極端に言うところ十年、財政再建という言葉が本委員会等においてかまびすしく議論をされるようになった、あるいは五十四年からとも申しませうか、一番このポイントの議論になるわけではございませう。そこで、まず初めにお出しいたしましたのが、いわゆる収支試算、それから中期展望、それから

中期試算、こういうふうに変わってきたわけであり、これは本院のみならず、衆議院で毎回矢野書記長から厳しい批判と要求を受けながら精いっぱいそれに対応する姿勢としてお出ししてきたわけであり、したがって、国民に協力を求めるために財政再建の中期計画を示すべきだというその理念、これは私は尊重すべきものであると思います。

しかし、この変動する国際経済社会に対応する自由主義経済の基盤の中に、なかなか仰せの理論に見合うような計画性を持った指標が出し得ないで今日まできておる。しかし、そうした難題にこたえて絶えずそうした理念に近づくための努力は継続して今日に至っておるといふに御理解をいただきたいところであります。

○堀出啓典君 私たちもいろいろ中小企業の経営者等にお会いして、景気対策をしてくれという意見はもちろんないことはないんですけれども、はっきり方向が決まらないという。政府が増税でいくなれば増税の構えでいかなければいかぬし、本当に景気対策でいくなれば景気対策の構えでいかなければいかぬし、ところが、要調整額を歳入カットで徹底的にやるのか、あるいは増税でやるのかというそのあたりの方針がはっきりしていない。もちろん歳入カットで全部できるとはだれも思っていないと思うんですが、しかしどの程度まで歳入カットでやって、そして増税でいくのかという、そういう方針がいつも政治的にカムフラージュされて不明確であるというところは、私は非常によくないんじゃないかと思うんですね。そういう意味で、その点はひとつ勇気を持って責任ある方針を明示すべきではないかということをお意見として申し上げておきます。

次に、最近の新聞の報道等を拝見いたしました。国税庁はいろいろな業種の税務調査をして、ある新聞では、ソフト産業に非常に手を入れているとか、こういうことが言われておるわけであり、また、国税庁も税の聖域化をしないようにいろいろなところへ気を配ってがんばっているんだなど

いう、そういう感じは私もしておるわけであり、最近のこういう税務調査の方針、特にこういう面に入力を入れている、こういうものがございまして、御報告いただきたいと思っております。

○政府委員(角農一郎君) 税務調査は基本的に、税務行政の一環といたしまして適正、公平な課税を期するというところでございます。その実行に当たりましては、申告納税制度が本当の形でワークするように、納税者の理解と協力がそれによって高められるような形で運営しなければいけないと思っております。したがって、これは従来からそうでございますけれども、高額事案ないしは悪質事案を重点に調査対象に選定をいたしておるわけでございます。

それで、そういう高額、悪質事案については、念を入れて相当の日数をかけて徹底した調査をするという方針で臨んでおるわけでございまして、ただいま先生も御指摘になりましたように、税に聖域を設けないように社会事象に目を配りながら調査対象を選定し、高額、悪質重点の調査運営を行っておるところでございます。

最近の調査の状況を若干申し上げますが、最近までありました申告所得税の五十五年分ないしは法人税の五十六事務年度の事案ないしは最近の査察事案でございまして、申告所得税で申しますと、全国で十四万七千件ほど調査をいたしまして、増差税額千九百四十億円ということでございます。また法人税につきましては、十八万七千件を調査いたしまして、増差税額が三千三百億余となっております。また五十六年度に行いました査察事件、全国で二百三十五件でございますが、増差税額で申しますと三百十億円ということになっておるわけでございます。

○堀出啓典君 昨年ですか、国税庁が社会保険の診療報酬の不正請求を調査したという、こういう記事が出ています。私は、これは厚生省がやることじゃないかと思つたんでありますが、国税庁がやったのです。国税庁として、税金だけではなしに、不正請求とか、こういう問題までも従来やっ

てきたのかどうか。その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(角農一郎君) いま御指摘の昨年の不正請求、診療報酬の水増し請求の調査でございまして、従来は社会保険診療報酬につきましても、措置法の規定によりまして、必要経費の特例が認められておるわけでございまして、特にこれに焦点を当てた集中的な調査というのは行っていないわけでございますけれども、事例として出ております不正請求につきましては、この措置法二十六条の経費の特例の規定が働かないということが法的にあるわけでございまして、そういう不正請求で経費の特例について税務上否認すべきものがないかどうかというのを、いわば五十五年分の一般的な事後調査の一環として行つたわけでございます。

○堀出啓典君 そうすると、この不正請求は返したわけじゃないんですか。

○政府委員(角農一郎君) これはあくまで私どもは税務調査として行いましたので、税務上否認をしたということでございます。

○堀出啓典君 新聞の報道では、もちろん請求金額等が異常に高いところに目星をつけてやつたと思うんですが、六割が不正請求しておる、不正請求金額は二十六億六千万だ。厚生省独自としてやっておる不正請求の金額は、五十四年度十億四千万、五十五年度十六億、五十六年度十一億六千万。これは新聞の記事で、私調べたわけではございませんが、そういう点に比べて厚生省の調査が非常に甘いという、そういうことが言われておるわけでありまして、調査の実感としてはどうなんですか。

○政府委員(角農一郎君) 五十五年分の事後調査の中で、先ほどお答え申し上げましたような調査を行つたわけでございます。

全国で五百九十五件を調査いたしました。三百六十六件について不正請求が認められまして、不正請求額は二十七億円ということでございます。

私ども、調査対象といたしましたのは、社会保険診療報酬に対する患者負担の割合が極端に低いケースないしは医師一人当たりの社会保険診療報酬が異常に高いというようなケース、両方ともいわば不正請求を行つて疑いが非常に濃厚であるというものを抽出して調査をいたしましたわけでございます。二十七億円の総額を一件当たり割りまして、七百二十六万円ということになっておるわけでございます。

私ども、税務の担当でございますので、この金額についての評価というのを別途どういうかっこうでするかということにつきましては、特に申し上げることもないわけでございますが、事後調査の一環として調べたところ、そういう事実が判明しておるということでございます。

○堀出啓典君 大蔵大臣、大蔵大臣は大蔵省の責任者であるとともに、内閣の閣僚の一人でもあるわけですから、もちろん診療報酬の問題は直接は税金の問題とは違つたわけですが、しかし国民が非常に不信を抱いているものの一つがそこにあるんじゃないかと思うんで、そういう点について内閣の閣僚としても、また公平な政治の実現のためにも、こういう問題は厚生省ともよく話し合つて——これは全体が悪いわけではない。一部でもそういうことが起こらないようにやつてもらいたいと思うんですが、大蔵大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) この問題、税務調査に当たりますと、収集した各種の資料、情報等を分析、検討した上で、高額、悪質事案を重点的に調査対象に選定して行つ、そのことが誠実な納税者の信頼にこたえる、こういうことになるわけでございます。

したがって、ただ税務調査の面から見ました場合に、診療報酬の問題、これは厚生省の問題でございまして、国の内部とはいへ、一つの守秘義務の問題というものは存在するわけでございまして、したがって、一般的に不正、高額と言われる点についての調査、一つの診療報酬というものの

みを対象にした調査、こういう考え方ではなく、結果としてそのような点が出てまいりましても、出てきた結果を総合的に体しながら対応していくというところで期待にこたえていかなければならない課題であるというふうに考えております。

○塩出啓典君 それから少額貯蓄非課税制度の問題でございますが、現在約二百兆と聞いております。いわゆるマル優制度、これを非常に悪用するとか、こういう事犯が当委員会でも何回か報告されたことがあったわけでありまして。大体国税庁としては今日までどういう調査をしておるのか。どういう調査というか、大体三兆円ぐらいが悪用であるというように聞いておるわけですが、そのあたりの何か見解を持っているのかどうか、これをお尋ねしておきます。

○政府委員(角屋 一郎君) 私ども從來から、金融機関等に対します源泉所得税の調査、指導というのをやっておるわけでございまして、その過程でマル優の不正利用の是正に努めておるわけでございいたします。最近の事績で申しますと、五十六事務年度では全金融機関の店舗の一〇％に相当します約三千八百件につきまして調査、指導を実施しておりますが、そのほとんどの店舗でマル優の不正事例が発見されておるということでございます。その中には限度超過のほか、架空名義とか、借名とか、そういう形でマル優事例もあるわけでございまして、この一〇％に相当する三千八百件の調査によりまして、不納付加算税なしは重加算税も含めまして約九十億円を追徴しておるわけでございします。

五十六年度別途査察調査をいたしまして告発処理した百六十七件を集計してみますと、公表帳簿に計上されていない、いわゆる別口預金が百四十六億円ございましたが、このうち仮名預金が百一億円、その仮名預金のうちマル優などを利用して非課税になっていたものが三十七億円ということでございます。

いま申し上げた査察調査の例は、脱税事件として告発の処理をした、いわば最も悪質な事件で

ざいますので、これから全般のマル優の利用状況を推測することはできませんけれども、私どもも源泉の調査、それから査察調査、そういうものなどを含めて総合的に調査、指導を行っておるといのが現状でございます。

○塩出聲典君 これは三千八百の支店に調査をしたというわけですが、そういうマル優の悪用でもその支店だけでわかる悪用——仮名預金であるとか、あるいはそこで何口もやっている場合はわかぬかつちやうと思ふんですね。しかしそういう人は必らずしも一支店だけではない。ほかの支店、あるいはほかの金融機関、あるいはほかのバンクの金融機関を利用する場合は、よく見つからないと思うんですね。いまの調査というのは、そういう個々の支店ごとに見てそれだけの不正が摘発されたところを理解していいわけですね。

○政府委員(角屋 一郎君) 私どもは、店舗ごとの調査とともに——現在非課税貯蓄申告書は金融機関から税務署に提出されますので、多種類多店舗という制度ではございますけれども、それぞれの申告書が税務署に提出されております。したがってまして、この枚数というのは、三十八年以降累計いたしますと、三億枚に近いという枚数でございます。まして、きわめて膨大なものがございますので、これを悉皆的に名寄せを、整理するということは事実上むずかしいわけでございますが、私ども事務量の許す範囲で、また抽出方法なども十分工夫しながら名寄せを行っておりますので、その事情も現在申し上げました数字の中には入っております。でございます。

○増出啓典君 名寄せは大いにやつてらっしゃるということなんでしょうが、この三兆円というのは、大體国税庁として正式に推定をしている数でございいますか、三兆円というのは。

○政府委員(角 農一郎君) 先ほど申し上げましたように、最近の調査、指導の事績では九十億円を追徴しておるといふことでございます。その九十億円というのはいわば加算税も含めた源泉所得税額でございますので、これから元本を推計す

ということでございますけれども、私もも源泉徴収税額を集計しております、その元本については集計をいたしております。したがって、これからどのくらいの元本になるか、またその調査したものの非違が九十億円でございますが、それからほかの状況が推しはかれるかということになりますと、ちよつと正確なお答えができませんということでございます。

○塩出啓典君 大蔵大臣、私らがこの委員会で聞
いてるお話でも、何億のお金をこういうように分
散してるとか、こういうような例が発見されてお
るわけであります。まあ現在の体系ではなかなか
これはどうしようもない。一応書類が税務署へ送
られますけれども、何億枚という数の書類で、コ
ンピューター化されてるわけでもないし、實際に
はそれはできないわけでありまして、そのために
グリーンカードという制度ができたと思うんです
ね。

こういうような道理に合わない、しかも悪い人が得をするような姿をずるずると解決を先に延ばすということとは、私は非常な政治不信にもつながっていくと思うんですね。そういう意味で、グリーンカード制度というのはマル優のチェックと総合課税という二つの目標があつたわけですが、その苦勞の末でできた法案もいろんな諸般の反対に押れ動いて三年間凍結されるという現状なんですね。

で、何となく世間では、グリーンカードはもう流れたと、こういうような印象で受けとめてる人が多いわけでありますが、少なくともマル優の運用を防ぐために何らかの処置をちゃんとやるべきじゃないか。きょう午前中の参考人の方は、総合課税の方は先に延ばしてもいいから、グリーンカードのこのチェックだけはやるべきではないかと。これは一つの現実論、段階的に物事を進めていくという考えから見れば、私は一つの意見だと思つて拝聴したわけですが、少なくともそのあたりぐらひは、大蔵大臣として、いろいろ反対がきつても頑として守つてもらわなければ将来が思い

やられると思うんですが、その点御見解はどうでしょうか。

○國務大臣 竹下登君 御指摘のように、このたびお願いいたしておりますのは、まさに三年間延長しようということであります。そこで、その間に、源泉分離課税制度を含めまして、利子配当課税制度全体を現行のままとするということを提案しておりますが、適正、公平な利子配当課税を実現するという政府の基本方針、これは変わりございません。したがって、今後当国会での御議論等を踏まえまして、改めて税制調査会で検討していただくと、こういうことにおるわけでございます。

で、その間にもいろいろな工夫をすべきであるという御議論がございましたが、何分国民の非常に多くの人々に関係する問題でございますので、三年間、そしてそのあるべき方向についての結論は可及的速やかにということで、あらゆる予断を持たないで、そして税制調査会に本委員会等での御議論を御報告申し上げ、その中で検討していただく。しかし、重ねて申し上げますように、いわゆる適正、公平な利子配当課税を実現するという基本方針を貫いていくという考え方には変わりはありません。

○塩出啓典君 審議会にいろいろ諮ることもいいと思うんですけども、こういう問題は全員一致でいいというのは余りないと思うんですね。

〔委員長退席、理事大河原太一郎君着席〕

そういう意味で私は、ある程度大蔵大臣がリーダーシップを持ってやっていただきたいと、このことを要望しておきます。

それからいまの庶民から見ても非常に納得のいかないうちの制度としていわゆるパートですね。最近はお金のパートに行く率が非常に高まっております。これはいろいろなデータから出ています。ただ、パートの場合は七十九万円までが非課税であります。これが八十万、一万ふえるだけで税金がたなくさんかかるといふわけですね。もう七十九万で、それ以上働いたら損だからということ、こういうのがある。

非常によくないんじゃないか。しかも、いろいろ聞いてみると、パートの人たちは、それを理由に、あなたの賃金を上げると税金がかかりますから、もうこれではまじないさという事で、パートの人が賃金を安く抑えられる。そういうことになっておるわけですね。税金というものは一つの連続性を持って、働けば働くほど収入もふえる、こういう制度でないとね。ちよつと働き過ぎるとうんと税金を取られる。

特に国家公務員の場合は、扶養手当のカット分を含めると、七十九万は無税でも、八十万の場合は、税金が三万五千円、健康保険が一萬三千円、扶養手当が十四万四千円、合計十九万三千円も減る。扶養手当は別としても、税金だけでも三万五千円ふえるわけでありますが、こういうのを是正すべきではないか。

それからいつも内職とパートの問題ですね。同じように仕事をしてても、内職の場合とパートの場合とは違ふ。パートの場合は七十九万円、自宅で内職する場合は二十九万円が限度である。こういう点も庶民から見れば非常に納得がいかない。またこういうところを強化したからといって、税金は本当に大したこともないし、そういうことに気を使うだけ税務職員もオーバードロードになつちやうんじゃないかと思うんですが、そういう点は、いまのこういう婦人労働がふえておる、パートや内職がふえておるといふ現状から見ると、私は来年度の税制において改正をしてもらいたい。この点はどうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘が二つあるわけでございます。パートの七十九万円という現在の限度につきましては御指摘がございましたけれども、いづれにいたしましても、限度を決めるといふやり方にいたしますと、限度をどこで設定いたしましたも境目必ずこの問題が起こるわけでございまして。したがって、この問題を基本的に解決するためには、たとえば夫婦合算のようなやり方とか、いろいろ方法が考えられるわけでございまして、毎度申し上げておりますよう

に、現在のこの七十九万という限度額は、現在の人的控除の体系から言ひまして、これはぎりぎりの限度でございまして、これ以上引き上げるといふことは、現行の控除体系では逆転現象が起こりますので、この制度については各方面からいろいろ御指摘があるわけでございまして、今後この検討課題というふうに考えております。

それから内職とパートの比較でございますが、これも御案内のとおり、パートというのは雇用契約に基づくものでございまして、所得税法上の所得の種類は給与所得でございまして。したがって、この七十九万円というのは、配偶者控除の所得限度である二十九万円と給与所得控除の最低保障額五十万を足して七十九万円、つまり収入ペーイスで七十九万円までは皆さんの税金を計算する場合の配偶者控除の対象になるし、御本人にも税金がかからないということで、七十九万円というふうになつておるわけでございまして、通常内職と言われる場合は、これは雇用契約に基づく収入でございまして、所得税法上は雑所得もしくは事業所得ということでございまして。したがって、所得計算は、通常のルールに従ひまして、収入から必要経費を差引いた所得の額が二十九万円以下であれば、同じく配偶者控除の対象にもなるし、御本人にも税金がかからない。その意味では、パートと内職の間に所得税法上の扱いとしてはバランスがとれておるわけでございまして。ただ、いま言ひましたように、内職の場合は必要経費といふものが、事柄の性質上、給与所得のようにたとえば五十万という固定された概算控除額がないものでございまして、そういう表示がされておらないということでございます。

この内職の問題につきましては、事柄の性格上、非常に零細な事業で、所得計算をなさる場合にいろいろと手間がかかるという問題もございまして、法令の許す範囲におきまして、国税庁におきましてなるべく実態に即した取り扱いをするというふうになつておるわけでございまして。○塩出啓典君 前から、前は、私は限度を上

げる——上げるのも大事なことでございけれども、ここで上げるとは言つたんじゃないんで、上げて今度はその上に逆転現象が出るわけですから、それを連続的に働けば働くほど収入もふえる、もちろん税金もふえてもいいんでなければ、そういうように接点を工夫してもらいたい、こういうことなんです。

それと、いまの問題については、各税務署において非常に現実に即してやる。同じ仕事をやってゐるのに、そこへパートに来て働くのと自分の家で働くのと、一方は七十九万円、一方は二十九万円というのは不公平ですから、現実に即してある程度——大半はやつてくれたいと思ふんですが、けれども、それならもうちゃんと、内職などをやる人は生活的にも非常に苦しい人が多いわけですから、同じようにすべきではないか、こういうことを申し上げたわけなんですけれどもね。

そうすると、あれでございまして、たとえば仕事をやる場所が自分の家で仕事をしても、要は仕事を発注する人との間に雇用契約があるかないかという、そこが判断の分かれ道になると、このように理解していいわけですね。

○政府委員(角田一郎君) 実際の取り扱いといたしましては、雇用主から源泉徴収票が出る、ないしは日雇いのように日々給与が精算されるという方につきましては、源泉徴収票にかえて給与の支払い明細書が出てまいります。雇用主からそういうものが出てこられた場合には給与所得として取り扱うという趣旨を各税務署に徹底しておるところでございます。

また、若干追加して申し上げますけれども、これは要すれば事業所得か雑所得か給与所得か、こういう問題でございまして、いまお答え申し上げましたのは、そういう源泉徴収票なり給与支払い明細書が出てくれば給与所得として取り扱うというところでございまして、また事業所得または雑所得の計算上なかなか一々経費を記載できないという場合には、おおむね三〇%をめぐりにした概算的な経費を認めると、こういうこと

で全国の税務署に指示をいたしておりますので、その取り扱いには全国共通して現在行われていると思ひます。

○近藤忠孝君 昨日指摘した補助金の問題に加えて、財政投融資の予算における大企業優遇やあるいはむだ遣い、むだの問題というところについて質問したいと思います。

五十八年度の財政予算は、郵貯の伸び悩みや補助金回収準備金の取り崩しなどもあつて、原資面で前年を下回ることになったために、政府保証債など市中資金の調達によつて、財政全体としては二十兆余、前年比は約二%増、こういう予算になつております。

ところが、機関別に見てみますと、事業ベースで輸銀が一・三%増、石油公団が三・一%増、金属鉱業事業団が三・四・八%増と、これはこれで大幅な伸びを示しておるわけです。また開銀は、全体としては二%の伸びですが、そのうちエネルギー、電算機関係、これはいづれも大企業向けだと思ひますが、これについては六・四%の伸びと、こういうのが実態だと思ひます。片や中小公庫の方は、事業ベースでは三・三%、国金が三・二%、商工中金が三・八という状況ですね。輸銀の融資はこれは言うまでもなくほとんど大企業向け融資。大企業向け融資が大幅に伸びて中小企業向けが伸びないという状況です。しかも電算機振興あるいは低レベル放射性廃棄物処分、基礎素材産業活性化、こういうために大企業向けに新たな特別融資制度が設けられてゐる。

こういう状況を見てみますと、財投についても財政再建の立場から徹底的に見直しが必要じゃないか。特に大企業向けの融資について、これは金利やあるいは融資比率、あるいは補助対象、こういう点について過大な企業保護にならないようにすべきではないかと私は思ふんですが、これについての大臣の考えはどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 財政投融資計画の問題であります。財政計画というもののついて、よく大企業向けでございまして、あるいは中小、国民

金融公庫等々の問題が議論されるわけでございませうけれども、この大企業においていろいろな採算ベースに乗らない問題が、かつて申しますならば国際競争力に対応するため、あるいは今日の時点で申しますならば公害防止とかエネルギー対策とか、そういう問題には、政策金融というものがあつて結果として国民全体にそれが利益することでありまして、大企業だから悪いとか、そういう議論とは角度が違つた問題ではないかというふうに理解をしております。

○近藤忠孝君 公害とエネルギーを挙げられました。たとえば代替エネルギーについてあれほど補助したり、あるいは融資等で援助したことが、むしろ逆によかつたんだらうか。いま石油がこういう状況になつてきてみますという問題もあるわけですよ。それから公害だつて、これはまさに自分たちでやるべきことを逆に国が援助するという点でこれも過保護ではないか。しかもその過保護になる対象が大企業が圧倒的に多い。補助すべきなのは、こういう時期においてはむしろ中小企業ではないかという点だけでも、そこは伸び率も少ない。そういう点を見て私は指摘しているんですが、大臣の答弁はそれに対する答弁にはならないと、こう思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) これは確かに社会経済的要請に即して弾力的に運用していくわけでございませうから、最近では住宅あるいは生活環境施設、中小企業等の国民生活の向上と福祉の充実に資する分野については、これは重点的に行われておる。いわゆる第一から第六分類でいま計約七割、こういうことになるわけであります。だから今度もこの政府関係中小企業金融三機関の貸出額の拡充というふうなものには配慮をしておるといふことでございませう。

大企業だからといつても、いまエネルギーの問題についての御批判がありました。エネルギー問題は、特にならぬ、特に気をつけたいといふのは、私なりに個人的にも最近原油価格の値下げの問題からくる課題として非常に注意しなげやうな

ぬと思つておりますのは、要するに原油価格が下落した、したがつてその代替エネルギーとか、そういう問題の開発であるとかということがむしろネグレクトされる傾向が生じてきた場合に、わが国の国民経済全体の将来にわたつて、あるいは大きく言えば人類全体においていま大変な勢いをつけなきていかぬ問題じゃないかというふうな認識を持つておりますだけに、大企業だからそれらのものはその責めに帰するものではないという論理は、私もものごとくところではないというふうな考えをしております。

○近藤忠孝君 これは基本的考え、立場が違つてうです。平行線になると思ふので、意見を述べておくにとどめます。

もう一つの問題は、これは臨調答申でも触れていますが、財投についてはわかりにくいので、財政投融資の残高の一覧表など、各種資金がどのように使われているかなどについて情報公開するよううに求めておりますが、この点についてはどういたしますか。

○国務大臣(竹下登君) いまおっしゃいますとおり、臨調最終答申「第七章 予算・会計・財政投融資」の中の「4 財政投融資」というところでございませうが、「一般に分かりにくい」という指摘があるが、特に以下のような点を含めて、財投を国民に対して分かりやすく示すよう更に情報公開を図るべきである、こういうことでアイウとなつておるわけですよ。

したがつて、まず財政投融資計画の内容は現在すべて予算に計上されておるといふこと、それから国会の議決を得ることになつておるといふこと、それから実績については決算書に添付して国会に提出するといふことのほか、財政投融資計画の説明などの各種資料を配布して、財政投融資の状況につきまして、資金運用部月報として資産、負債の主要項目別の計数を公表してあります。そして、この財政投融資の内容を明らかにするようにしてやつておるわけですが、国民に対し

てわかりやすくとの御指摘をいただいたばかりでございませうので、これを踏まえて今後ともさらに多くの方々に理解をいただけるように努めていかなきやならぬという基本認識は持つております。

ただ、もの手続としては、それなりの手段は今日までとられてきておる。それなら具体的にどういふふうな方法がいいかというふうなことは、指摘されておりますだけに、検討すべき課題であると思つております。

○近藤忠孝君 次に、これは先ほど来触れられていたグリーンカードの問題に関連して、利子配当の総合課税への移行問題です。これは私十八日の本会議でこういう質問をしたつもりです。竹下大蔵大臣は衆議院本会議の答弁で、今回の凍結の理由として、総合課税移行を前にして金(きん)、ゼロクローポンへの資金のシフトが起こつたこと、これら関係者による理解、協力が得られなかつたことを挙げている。これら関係者とは巨額の脱税資金や裏金を操る大資本家や政治家のことだと思はうが、彼らが不利になることに理解や協力をするはずがないではないか、したがつて理解や協力を前提とするそのことが凍結の理由になつていふことであらば、永久に総合課税はできないことになりやしないか。こういう質問をしたんですが、答弁はさつぱりなく、将来移行する決意でありまして、決意だけ述べられましてね。しかし問題は、先ほど来議論になつて三年後に果たしてどうなのかという問題があります。その場合、そういう対象となる人々の理解や協力をどのように得ていく努力をするのか、それが第一点です。

なかなかむずかしいと思ふんです。きょうも午前中に参考人、学者の先生が見えました。そうすると、移行するとみなブラックマネーになりかねないという意見も出ました。そういう人々に協力を得ることはなかなかむずかしいんじゃないか。そうすると、得られるまで努力をしいていくのか、努力をしたけれども一定の段階で踏み切つて

いくのか、この辺についてのお考えはどうですか。

○国務大臣(竹下登君) この問題は、今度御審議いただいたおつて、これを通過さしていただいた後、この利子配当課税そのものの適正化について税調に国会の論議を踏まえて諮問をして結論を出していただく、そしてそれは可及的速やかに期待をしております。そして、もろもろの準備をやつていくというその準備の段階において、いかなる答申が出るかといふことは、いま予見をもつて申し上げるわけにいきませんが、国民の理解と協力を得られるような広報活動も含め、あらゆる努力をしていかなきやならぬ問題だといふふうに理解しております。

法的安定性という問題について言及いたしました。いかなる施策といへども国民の理解と協力なくして、それは実行に移しその効果を上げることはできないといふものでございませうだけに、その努力は、今度は逆に言えば、その努力が実らなかつたんじゃないかと言われれば、私もそれについて、いや、努力したがだめだったと無責任に突っぱねる考えもありませんだけに、今度出た答申というものについては、それが実行可能になるあらゆる手段を通じての理解と協力を得る努力はしていかなければならぬ課題だといふふうに考えております。

○近藤忠孝君 それは当然のこと、私がお聞きしているのは、どのような努力を具体的にしているのか。たとえば金(きん)やゼロクローポンに走る人々、要するに大体対象は金持ちの人たちですね。預金もない連中は全然関係ないことです。だから、大臣としてはどういふ場を設定し、そしてこの人たちの協力が得られるようにどのような努力をしていくのか、あるいはどういふ対策を示して協力を得ていくのか。現にそれは協力が得られないから凍結したんです。そこを具体的にどう答えたいだきかと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 協力が得られないからというわけではございませう。その法律のそれと因

果關係が必ずしもあるとは思われないが、世上そのような問題が惹起したということについてのかまびすしい議論がなされた。そういうかまびすしい議論を生むような前提となつたそれらの行為そのものを対象にしてゐる努力をしてみたわけではもちろんないわけでございます。今後の問題については、どういふところに問題が出てまいりますか、納税意識の高揚とか、そういう基本的な問題から広く理解をいただかなければならない問題でありますので、いま素人の私に具体的な理解と協力を求める方法と言われましても、ちよつと名案が直ちにあるというわけのものではございません。

○近藤忠孝君　ですから、また三年後になりまして、そのときになつてまたいろいろだか音頭を取りまして、またやかましい議論が出てきたら、また今回と同じようにそれはまた延期と。延期、延期といふことになる可能性、心配があることは、これは各議員が指摘してゐるところですね。ですから私は、大臣がこういうことが今回凍結の一つの理由だとおっしゃる以上、この三年間に具体的にどうやって解決していくということがなければ、だれも信用しないんですよ。その点を聞いておるんですが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君)　これはたびたび、朝令幕改という言葉が正しいかどうかは別として、やりますと、私どもの内閣も支持されなくなりますし、私が大蔵大臣であることもできなくなりますし、それは国民のそれだけの批判にこたえるような努力をわれわれとしてもしなきゃならぬ、しかし、具体的に何をやるかとおっしゃつても、いま竹下登には名案はない、こう申し上げてゐるわけですよ。

○近藤忠孝君　こちらでまた考えましてお教えいたしますので、ひとつそういうことも含め、かつ具体的な努力を私は始めるべきだといふぐあい考えます。

次の問題は使途不明金ですが、これは参議院の予算委員会に提出された資料でも、大蔵年々ふえ

ていますね。これは毎年毎年指摘をされ、大蔵省としても、それに対する取り組みの決意は述べておるんですが、ふえています。空前の三百八十七億円という状況です。このふえている原因は何でしょうか。

○政府委員(大山綱明君)　お答え申し上げます。私も新聞に発表いたしました数字は、調査課所管法人、一億円以上の法人でございますが、それにつきまして四千社ばかり調査いたしました結果の数字でございます。全体の法人のうち、百数十万ある中のきわめて限られたデータでございますが、それだけの数字をとりましても、いま先生御指摘のとおり数字はふえている実情でございます。

その原因いかんということでございますが、私もそれを分析いたします具体的なデータを持ち合わせていないのでございますが、感じといたしまして、一つは、企業の取引が年々歳々ふえていく、それに応じてどうしても取引上支出をしなければならぬ、そしてその使途を明らかにすると取引をあるいは停止されてしまふとかいふような危惧を持った資金の支出が多くなるということもあるかと思ひますし、あるいはまた昨今景気が余りよろしくない、そこで過当な競争が生ずる、そういった実力競争の激化といったために起る支出といふものもあるんじゃないか。かような感性的な分析でございますが。

○近藤忠孝君　この問題は、大蔵省が真剣に取り組み、なくしていくといふ、この方向は毎回述べられてゐるんですけれども、またそれに対しては、一つはもっと強い課税強化、フランスなどで行われてゐるような課税強化ということがすでに論じられてゐるところですね。

問題は、そういう方向に進むにしましても、使途不明金といふものをどのように見るのか、これに対する課税の根拠はどう考えるのか。大体、課税の根拠といふのは、不法支出説と、それからもう一つは、必要経費でないとする説があるようにすね。大蔵省としては、その根拠としてはどうい

う考えに立ちますか。

○政府委員(大山綱明君)　先生の御指摘のいまの二点の中では後者でございまして、実際にその支出があつたかどうかの確証がないということから損金性を否認しているということでございます。

○近藤忠孝君　確証がないというだけですと、たまたま否認しましても、確証を示して、それはこれだけありましたと言われれば、その場合、どうなんですか、使途不明金にはならないということになりますか。

○政府委員(大山綱明君)　推認ができる程度では足りないのでございまして、損金に算入される経費であるかといふことまで私もチェックをいたす必要がございますので、どういふ性格の支出であるかといふことを確認できれば損金に算入いたしますが、そうでなければ損金性が無いということと否認をいたすという考えでございます。

○近藤忠孝君　そうすると、その場合には、支出先が明白でなくても、それが明らかにされなくても、それは損金として考えるということになりますね。

○政府委員(大山綱明君)　ちよつとただいまの先生の御質問を聞き落とした感じがございまして、支出先が明らかでなくともいまおっしゃられたように思ひますが、名前が明らかでなければ、ケース・バイ・ケースでございましてけれども、名前が明らかでなければ否認すべきだと思ひます。

○近藤忠孝君　じゃ確認しますが、支出先の氏名や会社名が具体的に明らかでない場合には、それが客観的に損金性のものであるということが立証されましても、そういうことで立証される場合もあり得るはずですが、そういう場合にもそれは否認をする、そういうことになりませんか。

○政府委員(大山綱明君)　ちよつと具体的なケースを頭に浮かべにくいものでございまして、ただいまのようなケース、恐らくそれは損金算入を否認していいケースだと思ひますが、具体的な事例、もう少し明らかにになりましたら、それに即してお答えを申し上げます。

○近藤忠孝君　そうしますと、原則的には、相手方が具体的に明らかにしない場合には使途不明金として扱う、それが原則であると、こう聞いてよろしいんですな。

○政府委員(大山綱明君)　基本的に結構だと思ひます。

○近藤忠孝君　そこで大臣、この間の本会議質問で私が使途不明金のことについて、私はいまよりもっと徴税強化しろと、こういう指摘をしたんですが、それに対して大臣の答弁としては、使途不明金そのものが不明確なのでなかなかむずかしいと、こういう御答弁だったんですね。

ところが、この使途不明金につきましては毎年のように当委員会でも議論されておりますし、これは一昨年の三月三十日のこの委員会でも当時の高橋主税局長は、「たびたび御指摘をいただいておりますから、いまその辺のところを掘り下げて検討いたしておるところであります」と。

というのは、徴税強化の方なので、大臣の本会議答弁はこの段階でも大分後退したことになるんじゃないかといふことになりますけれども、いままでの既定の方針の上に立つてもっと強化していく方向で、「掘り下げて」といふことはそういうことだと思ふんですけれども、そういう立場じゃないんですか。

○政府委員(梅澤節男君)　使途不明金の制度的な取り組みについては、内部でいろいろ検討、勉強はしてゐるところでございますけれども、これも毎回申し上げてゐるところでございますが、その使途不明金について、たとえばフランスのような特別の課税制度を設けるかどうかといふ場合に、その税の性格とは一体何か、つまり本来なら支出先が明らかにされれば課税されるであろう所得課税が免れてゐるものを支出先が負担するといふ考え方に立つのか、あるいはそういう免れるべき行為によつて税の秩序を乱したことに對するいわば制裁的な課税として考えるのか、いろいろの考え方があつて思ひます。

制度の前提といたしましては、まず一般的に、企業なり個人も含めまして、納税義務者に個々の支出について税務当局に明らかにするというのが一般的義務を課する必要がある。それからフランスなんかの例を見ますと、その中で特定の種類の経費につきましては、一定の期日までに税務当局に届け出をしなければならぬという義務を課しておられるわけでございます。フランスの課税制度はそういう義務違反に対する課税制度というたてまえをとっております。

したがって、わが国の場合にそういう課税制度を仮に設けるといたしまして、制度の理屈としては、そういう義務をまず課さなければならぬという問題がございます。同時に、そういう義務を課したといたしましても、それが実効性を保つためには、きちんとした税務上の記録が行われておることが前提になりますから、税法上一般的な記帳義務のない現在の税法で、その議論を通り抜けて、ただ抽象的な義務だけを課するのはいかかという問題がございます。

それから同時に、そういう義務を課する以上は、それとの対応関係において、税務当局の質問調査権の現実的な範囲の拡大を認めてもらわなければならぬという問題がございます。

したがって、そういう税の秩序をどう考えるかという議論と、その反面といたしまして、当然、企業なり納税義務者にそれだけ義務を負担していただくためには、そういうものを総合的に考えなければならぬ、そういうものを総合的に考えなければならぬ、ただ使途不明金について課税を強化すべきであるという議論だけでは、この議論はなかなか前進しないわけでございます。そういう点も含めまして、特に記帳問題につきましては、現在税制調査会の特別部会等でもいろいろ議論をいただいております。そういう結果も踏まえて、しかもわが国の風土でそういう制度を採用するのがいいのかどうか、これはもう少し高い次元からの判断も必要とする問題であるというふうに考えております。

○近藤忠孝君 記帳義務の問題については、これ

も毎回答弁されていることですが、どうなんですか、全般的に記帳義務を課さなければ、この使途不明金についてフランスのような先ほど言われたような課税ができないのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(梅澤節男君) 要するに、一般的に使用を明らかにするということは、取引についての記録を保持するということでございます。理論的前提としては、当然その前提として帳簿なり記録をきちんとしておることが前提になるというふうに考えております。

○近藤忠孝君 それはそうなんです。だから問題は、そのことを納税者全般に課すると、それは過大になるかどうかという議論が一つあります。そのことが一つ記帳義務の問題としてはあるわけですね。

同時に、現にきちんと記帳を行っておる一定以上の納税者あるいは企業に対しては、いまの段階でも、いま梅澤さんが言われたような義務を法的にきちっと課しても、それは一向問題はないし、まさにその使途不明金で問題になるのは、どこかそこです。小さいところはそれほど余り問題になることはないんで、その辺のところはいまの段階でも解決は可能ではないでしょうか。

(理事大河原太一郎君退席、委員長着席)
○政府委員(梅澤節男君) これは委員と議論が並行するわけでございますけれども、税制として考えます場合には、きちんとした帳簿なり記録の義務というものがまず前提にあつて、それから税務当局に対して支出先を明示しなければならぬという義務をどの範囲まで負わせるか、同時にそれに対応いたしまして、税務官署にどれだけの質問調査権の範囲の拡大を認めるか。これは税制全体の根幹にかかわる大きな問題でございます。ただ技術的にその分だけ通り返られるのはいかというふうな問題ではないのか、これは私どもの考え方でございます。

○近藤忠孝君 そのことでは毎回毎回指摘されながらまだ着手されていないわけですね。

も、私はいま指摘したような解決策があるということを目指して次の質問に入りたいと思います。次は引当金の問題です。これは一昨年の商法改正に基づいて、昨年、企業会計原則、それから商法計算書類規則が改正されました。その中で引当金の計上についても大きな変更が加えられております。一つは企業会計原則注解、その注14が削除されたこと、それから注18が改正になったこと、その改正をした根拠、それはどういうことでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 私からお答えするのが適当かどうか存じませんが、企業会計原則の注解なり商法の引当金の改正規定、これは商法の改正に当たって、今回、貸借対照表なり損益計算書が従来は総会決議事項でありましたのを取締役会におろすということの関連におきまして、従前の商法の引当金の規定化、利益留保性の引当金を排除するということを明確にした。企業会計原則も恐らくそれに照應するものでございまして、私どもも税務当局、税制当局から見ますと、税制上の引当金というのはあくまで経費性のもの、あるいは損金性のものということで従前整理しておりましたので、大きな方向としては、税法上の引当金の概念なり、企業会計原則の引当金の概念なり、商法上の引当金の概念なりが、厳密には一致しないにしても、かなり近寄ってきたというふうに受けとめております。

○近藤忠孝君 問題は、利益性のものを排除するというその点が大変大事だと思うのですが、そうなりますと、これに伴って、たとえば注18の点でこういうことがありました。「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるときに」計上できるというところになったわけですが、これに伴って税法上も、従来の引当金について、たとえば退職給与引当金などもそうですが、その積立率を一層縮減するなどの措置をとるべきだと私は思うのです。どうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 引当金の繰り入れ率の見直しにつきましては、これはつとに税制調査会からも御指摘を受けておりました。私どもは特に昭和五十年代に入りまして、実際に実態に即した引当金の縮減に努めてまいつておられるわけでございますから、企業会計原則が今回そういう考え方を表明されるまでもなく、私どもは従前から適正な引当率の検討を行っているわけでございます。

○近藤忠孝君 もう一つの問題は特定引当金の問題です。従来、特定引当金として取り扱われてきたものが、今回の改正では利益処分を行うべきだとなったわけですね。この取り崩しによる利益は当然課税対象としてしかるべきだ、基本的な考えとしては、その点どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) 私どもの考え方は全く逆でございます。商法上の今回引当金の性格がはつきりしたわけでございまして、そこで従前の各企業が任意に引き当てておつたり、あるいは租税特別措置法に言われる準備金等も従前は税法上の引当金になつておつたわけですが、今回それが、いま御指摘のとおり、負債から利益処分というふうなところで資本の部に引き移される。当然の場合に、取り崩しの場合には形式上は益金に算入になるわけでございます。しかし任意積立金のようなものはすでに前期において課税済みでございますから、これを二回税金をかけるわけにはいかないわけでありまして、それから準備金につきましては、これは税法上損金処理をしていただくわけですが、各準備金の性格によりまして、それぞれ取り崩しの要件、取り崩すべき金額というものはつきりしておりまして、取り崩しが行われたときには、当然税務計算上益金算入されるわけなんです。今回の形式的な取り崩しについて課税するというのはかえっておかしいというのが、私どもの考え方でございます。

○近藤忠孝君 これは従来、大蔵省の説明としまして、引当金は企業会計の合理的な計算に基づ

くものであつて特別措置ではないという、こういう答弁をしてきた経過があるわけですね。となりますと、企業会計原則上、これは利益処分をしうということだとして、この機会に大蔵省としては、その会計処理上どこにのるかという問題が変わるだけじゃなくて、中身についてもそれは踏み込むべきじゃないかと、こう思うんですが、どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) ちよつと御質問の趣旨が理解しにくいわけでごさいますけれども、税法上の引当金なり租税特別措置法による準備金というものは、それぞれ要件が非常につきりいたしてありますので、仮にそれが利益処分のかつこうで行われようが、実質を私どもは判断いたしまして、税法上損金に算入すべきものは課税所得上損金に算入するというところで別に支障がない問題ではないかと考えております。

○近藤忠孝君 次の問題としては、銀行の海外債権引当金の問題で、これもいろいろ論じられていますが、これは将来不良債権となるおそれのある海外融資について引当金を相当巨額に積むことになつたわけですね。銀行は最近海外活動にかなり活発に進出してはいますけれども、海外部門の利益も非常に大きくなつておるわけですね。ですから、今回のこの引当金は銀行の利益隠しじゃないか、こういう指摘がされておるところです。そこで、こういう問題が起きてきたことは、結局は銀行の海外向け融資をむやみに伸ばしてきた、それに對して大蔵省のチェックがなかつたんじゃないか、こう思うんですが、こういう問題について大蔵省としてはどう対処いたしますか。

○政府委員(大場智満君) 銀行の対外融資活動、これは本来的には銀行がみずからの判断で行うべきものだと思つております。したがつて、そのリスクも銀行に帰属するというところでごさいます。が、私どももこれまで銀行の対外融資活動についてはガイドライン等を設けることにより指導はしてまいつておるわけでごさいます。

たとえば、一カ国に対する貸し付けは自己資本

の二〇%以内にとどめていただきたい、これは一年超の貸し付けについてでございますけれども、二〇%にとどめていただきたいという指導とか、あるいは一年超のドル建ての貸し付けの場合には、その貸し付け残高の四割以上を一年超の長い借り入れで取り入れてください。ですから、これは経営の安定性に資するということになりまして、長い借り入れで長い貸し付けをしてください、こういう指導も申し上げてきたわけですね。

さらに、ドル建てのシンジケートローンの場合に多いわけですが、かなり多額の貸し付けを行う場合には、日本がリードマネージャーをとる場合であっても、日本の銀行のシェアは五割以内にしていただきたい、残りはアメリカなりヨーロッパの銀行からの貸し付けということで、欧米の銀行と一緒にしていただきたい、そういう指導も行つてきたわけでごさいます。できるだけの措置をとつてきたつもりでございます。

○近藤忠孝君 そこで大蔵省は、カントリーリスクを調査するための情報センターを官民共同で設立して、融資対象国の危険度などを調査するということになってはいますが、その内容と運営方針はどうですか。

○政府委員(大場智満君) この国際金融情報センターでございますけれども、私どももこのセンターには大いに期待しておりますが、民間銀行を中心にしまして、生命保険会社等も加えた各会社が集まつて設立し、これから業務を開始しようという段階にあるわけでごさいます。

その仕事の中心は、この業務内容については、この設立趣意書を見ますと、第一は、カントリーリスク情報の収集、分析、それから第二には、カントリーリスク評価方法の基礎的な研究、それから三番目に、海外借入人の調査研究、この三つが、中身の中では濃いといえますか、主たる業務内容になっております。

私どもとしましては、この機関が健全な発展を遂げて、カントリーリスク情報の充実、さらにはその集めた情報の研究、交換等、そういう領域で

活躍してくれることを期待しているわけでごさいます。

○近藤忠孝君 そういう活動にいま期待することだと思ひますが、ただ現実にもうすでに指摘されているような多額の融資がありますし、特に中南米の金融危機というものは大変なものだと思ひますね。

私も昨年アルゼンチンに行きましたね。アルゼンチンは国民も無責任だし、政府も無責任で、一〇〇%以上のインフレ率あるいはもつと大きいという。こういう状況を見ていますと、本当に破綻するんじゃないかということ、これは感じですけど、するわけですね。しかもそういうところに大変多額の金が行つてゐる。それは本当に心配ないでしようか。

○政府委員(大場智満君) 確かに、国によりまして支払い能力に問題がある国も一部にはあるかと思ひますけれども、大部分の国は、いま御指摘のアルゼンチンを含めまして、私は流動性に問題のある国ではないかというふうに理解しているわけでごさいます。ですから、もしファイナンスが円滑に続く限りは、たとえば金利が払えなくなるとか、元本が最終的に返済できなくなるとか、そういう事態には至らないのではないかと期待を持つてゐるわけでごさいます。

いま御指摘のアルゼンチンにつきましては、確かに最近その經常収支は悪化しておりますし、また御指摘のようにインフレ率は非常に高いという状況でございまして、もともとかなり資源豊かな国でございまして、私どもとしては、IMFの指導よろしきを得、アルゼンチンの政府がみずから立ち直る努力をしてくれれば、結局は債務累積の自助努力といひますか、経済調整が一番大事だろうと思つておりますが、そういった努力をしてくれれば立ち直つていくのではないかとこのうふうに考えております。

○近藤忠孝君 危険が言われておりますが、危険が大いというところは逆に利益も大きいんだと思ひますね。

これは最近の新聞ですが、特に東銀が、中南米に多く融資している東銀が大変な収益を上げてゐる、中南米は東銀の利益の票田である、こういう記事も出ておるんですね。そうすると、こういう利益がある以上、そういう危険もある意味では負担して利益を上げてゐるんじゃないか、こういう考えもできるんじゃないでしようか。

○政府委員(大場智満君) 確かに御指摘のような考え方ができるかとは思ひます。たとえばメキシコの例を見ておきますと、従来はユーロダラーの六カ月物の金利プラスの八分の三とか二分の一分の金利で銀行は貸してゐたわけでごさいます。が、最近まともになりましたメキシコ向けの五十億ドルの貸し付け、これは数百行が一緒になつて貸し付けることになつたわけでごさいます。これをみますと、ユーロの六カ月物の金利プラスの二%と、非常に高い金利になつております。ですから、これはアメリカの銀行の考え方が主体といひますか、主流になつてこのような考え方が出てくるんだと思ひますが、金利のスパレッドが高くなるということ、銀行からすればリスクであるということでもあります。リスクのある融資だからこそ金利を高めるんだという考え方かと思ひます。

ですから、御指摘のように、金利が高いという場合は、その裏打ちとしては、リスクが増大したということがあつたわけでごさいます。いま御指摘の引当金との関係で言へば金利が高い、逆に言えば、利益が出るような国はかなり問題の国になつてゐるということが言えるのではないかと思ひます。

○近藤忠孝君 そこで、これは盛んに議論されておる引当金を有税から無税にするという問題ですね。その関係で見てみますと、先ほどの企業会計原則から見ますと、将来確実に起こるといふ予想、それから当該支出の金額を合理的に見積もることができるといふ条件、この場合は、いま中南米等の問題になつてゐる特に銀行の海外融資については、そういう条件に合致するのかどうか。むしろこれはしないんだという点が一

です。

それからまた、企業会計原則では、この改正によって、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない」、こうなっておりますので、これから将来の問題として、これを無税の引当金とするには大変な無理があるのではないかと、この指摘をせざるを得ないんですが、どうでしょうか。

○政府委員（水野繁君） 引当金の問題でございすけれども、先生おっしゃるとおり、引当金に充てますのは、「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し」、それが一つ。二つは「発生の可能性が高く」、それから三つ目が「その金額を合理的に見積ることができるといふこと」でございまして、先ほど来御議論がございましたように、こういった債権の關係は、債務の返済の繰り延べなんか出てまいります、いま申し上げた「発生の可能性が高く」に該当するものではあるかと、こういうふうな考えでおるわけでございます。

それでは三つ目の、その金額を見積もることができるといふことにつきましては、いろいろのいま御議論ございましたように、むずかしい情勢はございすけれども、相手国の経済社会情勢とか、それから債務不履行がどういふふうなかつたうで起こってくるかというふうな、それから国際的な支援を一体どうするのか、こういうところがございすけれども、そういうところを検討いたしまして、各特定国ごとに積み上げ方をするといいことでございすので、われわれといたしましては、特定の海外債権引当金というのは企業会計原則の引当金の要件を満たしていると、こういうふうな考えております。

○委員長（戸塚進也君） この際、委員の異動につきまして御報告いたします。

本日、河本嘉久蔵君が委員を辞任され、その補欠として井上孝君が選任されました。

○近藤忠孝君 ちよつと矛盾しませんがね。大場さんの方は、一つは、リスクが大きいかから金利が高いのだという問題もありましたけれども、しかし具体的な国名を私が挙げたがそれは大体大丈夫だと。資源もたくさんあるし、ということですね。片やこちら、発生の可能性があると。片方の話を聞けば、発生の可能性はないのに、こちらへ聞くところというのは、同じ大蔵省でもこれは少しおかしいんじゃないでしょうか。

○政府委員（水野繁君） 大場国際金融局長はいろいろの期待を含めまして申し上げたわけでございますけれども、現実の問題として、私たちまだ回収ができないと申し上げたわけではございせんけれども、可能性はあるんだという点につきましては、諸外国でもそういう手段がほぼ始まつておるところもございすので、そういうのに合わせて妥当な解釈ではなからうか。期待は、もちろん全部回収することを考えておる、こういうことでございす。

○近藤忠孝君 期待の問題と現実の問題というところでちよつとずれておるんですけれども、しかし私は基本的には、銀行側はもうけておるんだから、だから当然損失が出ることはある、それは自分たちの責任において行動している、こういう面が基本的にはあるんだと思うんです。それが基本的にありながら、しかし客観的には大体いままです、その可能性はむしろきわめて少ないのに、それが発生の可能性があるとどういふことで対象になり得るといふのは、私はこれは大変おかしなことだし、これは竹下さんといつも言葉の問題で対立のする大企業優遇の問題になつてくるというところを指摘して次に移ります。

国外所得の課税の問題です。海外取引や海外子会社を利用した脱税がふえていくという報道が大変多くあります。そこで、国税庁の調査、摘発の体制と実績はどうなつていくか御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員（大山綱明君） お答え申し上げます。

海外取引を利用いたしました不正所得の把握につきましては、私も従来から十分留意して調査を行つておるところでございまして、こういった海外子会社を有するような法人あるいは海外取引を多くしておる法人につきましては、具体的に毎年毎年調査をいたしますとか、あるいは一回の調査日数も相当日数を投入するとか、あるいはまた海外でも調査官を派遣いたしました調査をいたしますとかいふようなことをいたしまして、充実した調査をいたしてございまして、引き続き調査をいたします。

最近におきます海外取引をめぐる不正所得の把握でございまして、五十六事務年度に調査をいたしましたものの集計で、不正所得の把握は十五億円となつております。この数字は年によりましてかなり波がございまして、数十億円の不正所得を把握した年もございまして、最近の事績では約十五億円といった数字でございす。

○近藤忠孝君 脱税の手法が一段と巧妙になつていくようにも見えらるんですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員（大山綱明君） 確かに御指摘のとおりでございまして、私も海外にいろいろな資金を置かれたりいたしたりと、海外までなかなか調査権が及ばないといったような問題もございすので、なかなか発見しにくいといった状況でございす。私もいろいろ工夫をしてやつておるところでございす。

○近藤忠孝君 その巧妙さに対しての国税庁としての具体的な対応策、これはどんなことを工夫してございますか。

○政府委員（大山綱明君） 具体的にと言つて、私にまずはお答えをいたしますだけの材料を持つておりませんけれども、金融機関にいろいろな名義で資金を置いておくといったものがございす。輸出をいたしますときには、金額を小さくいたしまして、あるいは輸入の場合には逆の対応をするといったような形で、海外からこちらに送

られるべきものを過小にして海外に留保したり、海外に余分な資金を送つて留保するといったケースがございす。

○近藤忠孝君 時間が来ましたので、この後、国際的な税金のトラブルについて質問する予定でしたけれども、次回にしたいと思ひます。

○柄谷道一君 大蔵省関係の諸法案につきまして私は去る三月十八日の本会議で質問し、また三月二十二日及び二十四日の本委員会でも関連して質問を続けましたが、大臣すでに御承知のとおり、私の考えの根底にあるものは、長期にわたる経済の低迷、そして財政の危機的状況をもたらしたの、確かに世界的な不況という要因はあるけれども、そのほかに政府の経済財政政策というもの、適切を欠いたのではないかと、また現状では、総理が公約しておられます増税なき財政再建ということを文字どおり置きながら五十九年度以降の歳入不足を補つて要調整額を埋めるといふことは、常識的に見て非常にむずかしいのではないかと。そこで財政再建のためには、一つは、徹底した行政改革によつて行政機構の簡素化、冗費の削減を行いますと同時に、あわせて並行して、積極的な経済財政政策を展開して経済を活性化するという、この二つの道を同時並行に進めなければならぬといふのが私の考え方でございます。

過去の政府の財政政策を見てみますと、五十六年度には減税すべきところ、逆に一兆三千九百六十億円の増税を行いました。そして上期公共事業は七〇・五％の前倒しを行いました、下期については災害復旧費だけで、その追加措置がとられませんでした。五十七年度につきましても減税をせず、逆に三千五百億円の増税をもたらした、公共事業につきましても実質マイナスであり、かつ下期も追加措置が不十分であつた。五十八年度につきましても、いま提案されております予算案では、所得減税は行わず、公共事業につきましても、五十七年補正後と対比いたしますと、実質マイナスである。これは、五十九年度赤字国債脱却に向けて機械的に国債減額を行うことを絶対視化する

余りに、弾力的財政運営というものが行われず、財政の景気調整機能を妨げるような対応がとられてきたことが大きな一つの要因ではないだろうか、こう思うのでございます。

事実、これを裏書きするように、昭和五十五年十一月七日、税制調査会は中期税制答申を出しておりますが、この時点におきましては、年平均して一二％の国税収入の伸びを見込んでいただいております。しかし現実には一般会計租税及び印紙収入の伸び率をみてみますと、その翌年の五十六年度は三・三％に落ち込み、五十七年度は補正後でございまして三・九％、これはまだ若干落ち込む可能性がございまして、五十八年の当初予算でもこのまゝいって五・九％、税調の中期展望は根底から覆ったというのが実態だろうと思っております。この点については、これは大臣も現実の問題でございまして、否定されたいと思っております。

そこで、いま私の申しました基本的な認識というもののについて、大臣はこれを否定されますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 大筋、基本的な認識というものは私も否定いたしません。

ただ、考え方のもう一つ基本を申し上げますと、柄谷委員かねて御主張の、なかんずく内政面における拡大均衡とでも申しますか、そういう主張が根底にあり、そして国際経済の見通しの不透明感からして、結果として縮小均衡的な施策が政府の中においては進められた。その根底の相違というものは私はあると思うんです。

したがって、柄谷委員の拡大均衡の基盤からの御発言というのは、それなりに私も認識としては妥当なものではないかというふうに思っています。

○柄谷道一君 私とはとも拡大均衡論の立場をとる者でございまして、百歩譲つても、財政というものが景気の足を引く張るということだけは避けなければならぬ。少なくとも経済、景気に対して財政は中立以上の線をとるべきだと、私は思うわけでございまして。

そこで、まず所得税減税についてお伺いしたい

わけでございますが、与野党の合意、そして政府がこれを尊重、実施すると言われました内容は「景気浮揚に役立つ相当規模の減税」ということになっていくわけですね。

日本経済新聞が二月二十八日に掲載いたしました社説では、一兆五千億程度の規模を求めております。日本経済研究センターは、景気浮揚の一環として一兆円減税すれば実質GNPを〇・二％引き上げることができる、こういう結論を出しております。また、経済社会政策研究会では、大体日経センターと同じ結論を出しております。また三月二日、衆議院予算委員会でもわが党の岡田議員の質問に対して塩崎経企庁長官は、景気浮揚の一環として、一兆円の民間消費支出が追加されれば、GNPは〇・三％増加すると述べられたわけでございます。国民の消費性向は約八〇％と見られますので、逆算をいたしますと、減税額は約一兆三千億程度とはじき出されます。

野党の要求と、いま私の述べました研究機関ないしはマスコミの論説等を考えますと、私は「景気浮揚に役立つ相当規模」とは、少なくとも一兆円以上の規模を持つものでなければ景気浮揚に貢献しない、こう思います。

財政的事情というものを考えられれば、これまた別の視点も出てくると思うんでございましてけれども、正確にいたしますと、素直に与野党合意を読み取りまして、私がそう認識することは間違いないでございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) そのところが、偉い人のお集まりで「景気浮揚に役立つ」という、そういう表現そのものが非常に味のあるとでも申しましょうか、そういうことではないかな。いろんな問題、今日御審議をいただいております中で、補正良のものとして御審議いただいております中に、補正要因とかあるいは修正要因とか、そういうようなものがこの中に入るようなことでは、行政府と立法府の立場からして、行政府の立場もお考えいただきたい、そういう一つの概念的文句になったんじゃないかなあと一つは思っています。

いま一つは、「景気浮揚に役立つ」という問題について、率直に言つて、財源を含めて合意がなされているわけでありまして、その財源を仮にもしこの特例公債等をもって充てたとすれば、逆な意味において民間金融等の金融市場を圧迫して金利の上昇をもたらして、足を引く結果になっていこうとございまして、そこがなかなかおぼろげなところであるので、今後国会の議論を踏まえながら税制調査会で御検討していただくという課題になるわけですね。

それともう一つ基本的な問題は、確かにいろいろな数字が出ておりますが、一般論として現状認識の上に立った場合に、民間消費支出というものの一兆円がGNPの〇・二％というものを引き上げる要因になるんじゃないかというの、一つの理論であると思うのでありますが、基本的に考えなやいかぬ問題は、言ってみれば、成長率の実質三・一％がほぼ確実になったという前提の上において、それが土台になる五十八年度の三・四％の成長というものをより確実なものにしていくということが景気というものの概念の一致するものなのか、あるいは多年高度経済成長になれてきておりますので、念頭にある実質成長率の数字、それを高目に置いたものがこの景気に影響のあるという数値に値するものか、その辺がこれからも、税の問題でございまして、小委員会等でいろんな議論もされた経過もありますので、各方面、なかんずく国会等の各党各派とでも申しますか、そういうところの専門家の皆さん方とも議論を詰めていかなきゃならぬ問題の一つだなあというふうに認識をいたしております。

○柄谷道一君 いずれにしても、これは五十八年実施ということが確認されているわけですね。いま私は大臣にその財源を政府の予定していた以上に経済が成長して自然増収が得られるということをお願いして、そこに財源を求められるのか、最悪の場合国債を発行しても財源を確保するのか。こんなことを御質問しても、大臣は明確に答えられない立場にあることはよく承知しております。

ただ、税調は現在のこの予算編成に当たつて五十八年はしない、五十九年は抜本的に見直そう、こういう姿勢だったわけですね。ところが、立法府は五十八年に減税を実施するという意思を固めた、行政府もそれを尊重するという意思を固めた。とすれば、早急に税調というものが開かれて、前回の答申以降のこうした立法府、行政府の変化に伴つてその検討を開始すべきではないか、またそれが当然であろう。こう思うんですが、大臣はいつごろ税調に対してこの問題を諮問される予定でございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは先ほど来申し上げましたように、現状において最善のものとして御審議いただいておりますこの予算が成立したとしていただくと仮にいたしましょう。そうしてその後財源問題というのが大き問題になりますので、この国会を通じていろいろ議論をされたこと等を正確に報告して、そして議論をしていただくということになれば、議論の一つのきっかけとなるのは、土台であります五十七年度のこの予算に関連いたします決算というものが確定した時期が一つの機となるのではないかと、いまのところ私が頭に描いております一つの時期というものはそこを求めておるわけであります。

○柄谷道一君 次に景気浮揚のために大きな要因となります予定歩合の問題についてお伺いします。

いろいろ調べますと、竹下大蔵大臣は昨年十二月二十日の閣議後の記者会見で、これは報道でございましてから正確かどうかわかりませんが、最近の円相場は円安から離脱といった状態から一歩進んで円高基調がほぼ完全に定着したと思う、景気回復のために、物価も安定していることだし金利を含めて金融政策の弾力的な運用が進められてもよいのではないかと、こう述べられたと報道されております。そして、三月四日の衆議院の物特におきまして、経企庁長官は、当面の経済運営について、原油値下がりや契機に金利引き下げの方向にいくべきだと確信しているとお答えになつてい

わけでございます。そして、今月十八日の本会議で私の質問に対して総理は、金融政策を機動的かつ適切に行いたい、五十八年度の経済運営については民間需要の着実な回復を図るよう環境づくりを考えていると、こうお答えになった。

最近、円高基調というものにつきましては、ほぼ二百三十円台で定着しておる。とすれば、一連の総理、大蔵、経企庁という責任ある大臣の答弁からすれば、私は、公定歩合引き下げの時期は迫ったと、こう認識するのは当然だろうと思うんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) これがなかなか表現がむずかしいのは、公定歩合の操作はまさに日本銀行の専管事項とでも申しましょう、そういうところでございます。したがって、われわれ一般論という問題についていつも申し上げておるのは、まさに景気とか金融動向とか内外金利関係とか外為相場場の状況等を見守りながら適切かつ機動的に対処していく必要があると考えるという一般論を申し上げてきておるわけです。

私は、十二月、就任いたしました、一番うれしかったと言ふとちよつと表現がおかしくなりますが、要するに就任するやいなや円高、あるいは円安の是正とでも申しましょうか、そういう方向に進んできた。これは日本経済全体のためにとっていいことだという認識を持っておりまして、そして、一時二百二十七円でございますが、三十円よりもなお円高になった。

ところがその後を見ますとかなりのおれが生じてきて、円安の是正は行われたが円高基調が定着したということが言えないような状態にある時期になったと思うんです。それが恐らく各方面とも慎重になられた一つのゆえんのものではないかなあという感じもいたします。

で、言つてみれば、内外金利差の問題と為替相場の問題というのは大きな要因でございますだけに、恐らくその辺は慎重に見守つて、適切かつ機動的に対処されるんじゃないかと思ひますが、きょうが二百三十七円四十銭でひけております。き

のうロンドンが終わつたら二百三十五円。こう見ますと、かつてほどのおれはございませんけれども、一進一退という感じがいたしますので、そういうところが大変な慎重に対応しておられる一つのゆえんのものじゃないかなあと思ひます。だから、私が前回ここで答えておりましたが、何だか一喜一憂しているような感じが率直にしております。

それと、いわゆる昨年以來から見ますと、アメリカの金利も総体的には下がつたといへ、どうも最近ちよつとまた下がり、あるいは上昇傾向も皆無ではない、いろんな判断があるところでございますので、私どもは公式的に言えば、適切かつ機動的に対処していく必要があるものとして静かに見守つておるといふしか言ひようがないかなあ、こういう感じがいたします。

○柄谷道一君 公定歩合の引き下げは日銀の専管事項であることもよく承知しておりますし、解散と公定歩合引き下げの時期だけは言うていいと言われるほど事前に明らかにすべきものではない、これは十分に承知しております。

言葉をかえてちよつと質問しますが、政府はこの予算案の成立後、四月の中ごろに総合的景気対策を打ち出そうとしておられると承知しております。金融政策というものはその総合景気対策の重要な一環をなすものであらうと思うんですが、その理解は間違ひでございませうか。

○国務大臣(竹下登君) いまだ、景気対策あるいは経済運営の指針、それがいつになるかということとは定かでございますけれども、そういう経済運営の指針をつくるに当たつて、金融の果たす役割りが大きくて、そしてその問題については、従来かなりそれを強く印象づけようとしても、表現としてはいつでも適切、機動的、あるいは弾力的にと、こういう表現に間々なるものでございますが、経済運営の指針というものが議論されて打ち出されるとすれば、金融政策というものは大きな役割りを果たすものであらうということについては私も一般論としては肯定をいたします。

○柄谷道一君 これ以上質問しましてもお答えにくいと思ひますが、私は大臣の顔色を真剣に見つめつつ慎重な御答弁を聞いておつたわけでございますが、私自身としては、四月中旬に打ち出されるであろう総合景気対策の中に公定歩合の引き下げ問題についての政府の御意向は大体含まれるものと、こう読み取つておきたいと思ひます。それから次に公共事業について質問いたします。

さきにも指摘しましたように、五十六年度は上期に実績七〇・五%前倒しをされました。しかし下期は積極的な追加は行われなかつたわけでございます。このために五十六年十月から十二月期の公的固定資本形成は前期比マイナス三・二%、五十七年の一月から三月はマイナス四・三%となりました。これが五十六年の十月から十二月の七年ぶりのマイナス成長、そして五十六年度の低成長をもたらし、これが大幅な税収不足を招く一つの大きな要因になったと私は考えております。

五十七年度も上期に七二・二%前倒しをいたしました。下期は二兆七百億円の総合景気対策を講ぜられたわけでございます。しかし、この中には四百億円の債務負担行為、いわばこれは予算の先食ひでございます。五千億円の地方単独事業、いわばこれは地方独自の資金に期待するものでございませう。これが含まれておつたわけでございませうから、その効果というものはきわめて不十分ではなかつたか。このためにこのところ公共投資は落ち込みを見せておりまして、これが景気の足を引っ張つていられる要因になっていると私は分析をいたしております。

しかも、五十八年度一般会計における公共投資費は六兆六千五百五十四億円でございまして、これは五十五年以來当初予算では四年連続の横ばいでございます。五十四年度六兆六千四百六十八億円でありますものが、五十五年、五十六年、五十七年と暫時一般会計予算投資部門の歳出が微減いたしました。そして五十八年度は八兆三千五百八十九億円となつてゐる。しかも五十七年補正に

よつて先取りされた二千五百億円の分がありますので、予算額としてもマイナス、実質でもそれ以上にマイナスということになるうと思ひます。

そこで、塩崎長官は本会議における経済演説の中で、他の五十八年度本來の歳出項目全体の伸びがマイナスであるにかかわらず、公共事業については前年度同額の予算額を確保し云々と、こう述べられたわけですね。非常に確信を持つて述べられているわけでございますが、実質が申し上げたところであらう、こう思ひます。

私はこういう傾向の中から当然五十八年度は前倒しの必要が生じてくると思ひます。現に、最近の新聞報道を見ますと、自民党の関係調査会もその必要性を強調し、二階堂幹事長もまたその必要性を強調されております。いま予算が審議中でございませうから、何%前倒しにするということは大蔵の立場から言えないと思ひますけれども、総合景気対策の中で相当程度前倒しというものを行わなければ景気浮揚効果は上がらない、私はそう理解いたしますが、いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) これは非常に問題の多い公共事業前倒しということでございます。特におっしゃいますとおり、公共事業依存度の非常に高い地方からなかなかそういう要請が強いことは事実でございます。したがって、これらの要請にこたえなきやならぬという幅広い意見があることも事実でございます。

ただ、本場に公共事業の前倒しというものが實際の効果を上げるということになれば、下期に仕事は息切れしないという安心感と相まつたときに本当は初めてその効果が上がる。ずつと前倒しをやつてまいりますと、長い竣工期間というものがあるといいたしますと、仕事をやる業界そのものがみずからの経営の中で息強く継続的に仕事を持つていくためには、その判断で大変集中的に工事を行う場合と、そしてその期間に合つてなだらかな行方場合とあるわけですね。したがって、そのころ非常にむずかしいわけでございます。それからもう一つは、いわゆる債務負担行為に

よります四千億、その他地方財政等における二兆七百萬、それらが結果として、補正予算が年末に成立いたしましたので、ちょうど契約の実行行為が行われつつあるのがいま現在じゃないか。そういたしますと、よく言われます平年度の四、五月、第一・四半期のなかんずく前半の契約というのは停止するわけですが、その端境期がむしろなるなら景気効果を及ぼすという観点から考え、いまは公共事業が執行されておる状態ではないかと思いますが、それがなだらかにどのよう

に持つていくかということに対して、財政の対応力のない今日、やはり真剣に分析してみなきゃならぬ課題ではないか。だから原則的に、経済の状態の推移を見ながら非常に適切な契約行為を行っていくということ、私も異論がございませぬが、いわゆる数値を示してかけ声倒れに終わるような形のものであつてはならぬということ、まだ通る前、検討を開始したというわけではございませぬが、私も建設大臣の経験から見まして、いま自分自身もどのようなのが最も適切かということについて模索しつつ勉強しておるという状態でございます。

○柄谷道一君 三月九日に自民党公共事業執行調査特別委員会が前年度以上の前倒しを求める決議をされた。そして経企庁長官が、三月十一日の閣議後の記者会見で、これを裏づけるような発言をされておる。同日、二階堂幹事長及び田中政調会長が、八〇％以上の、前年度以上の前倒しの必要性を表明された。政党政治でございまして、大蔵大臣がいま慎重な態度をとられておるといふことはお立場上わかるわけでございますけれども、これまた、これ以上質問しても、いい答えが出てくるとも思われませんので、これも景気対策の一つの大きな項目として、やがて浮かび上がってくる問題である、こう私は理解いたしておきます。

そこで経企庁に。これははなはだ失礼でございますけれども、昨年、河本長官のもとで華々しく活動しておられました経済のかじ取り役とも言

べき経企庁が、中曽根内閣誕生以来、どうも精彩を欠いているように私は思えて仕方がございませぬ。これは新聞の報道でございませぬ。

高成長論者が主流を占める同庁は、財政がせめて景気の足を引っ張らないようにするため、公共事業費を四千億円上積みすべきだと内々に考えていた。去年十月の景気対策で、五十八年度分の一部を先取りすることが決まっていたので、それを埋める必要がある、との判断からだった。しかし、予算編成は完全な大蔵省ベース。経企庁は自らの考えを公式に表明する機会さえなかった。

新聞はこう報道しておるわけですね。この公共投資の問題について、経企庁はどうお考えですか。

○政府委員(横溝雅夫君) 来年度の経済運営に關連しての御質問かと思ひますが、御存じのとおり、わが国の財政の状況でございまして、巨額の赤字でありまして、対応力を欠いておるといふことで、歳入の徹底した節減合理化が必要なる状況にあるといふことは私もよく認識しておる次第でございます。

他方、来年度の経済環境を見ますと、在庫調整が今年度ずつと進んで在庫投資がマイナスでございまして、それがやがて済むとプラスに転ずると思われまゝ。それから昨年に比しまして世界的な高金利もかなり下がつてきておりますし、昨年の非常な不安の状態もある程度是正されてきておる。こういうことは日本の企業活動にも金融情勢にもプラスの環境にならうかと思ひます。

それから世界景気、特に先進国の景気も、OECDの見通し等によりまして、昨年はマイナス成長でございましたが、こしはプラス一・五とプラス二になると予想されておりました。海外環境もよくなるだろう。それから物価が引き続き安定基調を維持すると思われまゝので消費も底がたい動きを示すであらう。

こういう内外の情勢を勘案いたしますと、五十八年度三・四％成長をわれわれ見込んでおります

けれども、その程度の成長はできるだろうと考えられておりました。厳しい財政情勢の中で公共投資を大幅にふやすというのはむづかしい。そうした中で、先生先ほど来御指摘になつておられますように、当初予算ベースですけれども、前年同様を確保し、内容的にも民間資金の活用等なるべく規模をある程度確保するよう努力をしたといふことと存じております。

○柄谷道一君 財政状況が苦しいといふことは、昨年度もことしも一緒なんです。ところが、大臣がかわりますと、前大臣は拡大均衡論によりまして公共投資の機能というものを高く評価される政策が打ち出され、大臣がかわりますと、財政状況が苦しい、ほかの条件があるから公共投資はしようがないんだと。これでは私は経済のかじ取り役としての経企庁の存在が疑われると思うんです。

まあ、審議官をいじめてもしようがありませんので、この点につきましましては、経企庁はもつと中期的展望でいかにしてわが国の経済を活性化させるか、そのことについて専門家集団として大いにその効果を政治的に反映してもらいたい、このことを要望いたしておきます。

そこで、大蔵大臣、建設国債を赤字国債と同様な意味で減額しなければならぬ対象と考えることはいかかものかと、こう思うわけでございます。五十七年、五十八年度は定率繰り入れの停止がされておるとはいえ、見返りとなる資産を生む投資部門への源泉になり、かつ償還のための財源はこれが積み立てられるという仕組みになつておるわけですね。しかも、これは後世代のために物を残すわけでございます。わが国の公共投資が諸外国に比べて貧弱だといふことは多くの指標の示すところでございます。

かつて河本前経企庁長官は、これは毎日新聞のインタビューの中でございまして、赤字国債発行と建設国債というものを、社会資本投下のための建設国債の発行といふことは区別して考えるべきだといふ主張を述べておられるわけでございます。

が、大臣のお考えも同じでございませぬか。

○国務大臣(竹下登君) 基本的には建設国債と赤字国債、これは違ひますから、そのとおりでございます。ただ、私の歴史を見ますと、昭和三十九年、オリンピックの年でございまして、その翌年、いわば戦後最大の不況と言われまゝ。そのときに当時は建設国債と銘打つたわけではございませぬが、それらに対応するために、四十一年度ですか、公債政策が導入されて、それは私は大変な効果があつたと思ひます。しかもその後今度はドルショックでございまして、昭和四十六年、七年、そして第一次石油ショックに至るまで、いわばいまの論理と同じ論理で、建設国債は要するに後世に負担を残すにしても、そこに資産が残るということからして、そのもたらした意義といふのは大変に効果があつたと思ひます。

そこで、第二次石油ショックのとき、その少し前からですが、赤字国債の発行に踏み切りました。そうして今日に至つた。だからそういう公債政策の経済に与える対応力というものは、五十四年度といふのはある意味において燃熱期に達しておつたのではないかと。それで期待するよりもはるかによけい自然増収、これは民間の自助努力が大変偉大であつたと思ひますが、それが下支えになつて五十五年もどうやらいつた。だからある意味においてそこが燃熱期であると同時に限界ではなかつたろうかといふことになる。

公債そのもので考えますと、それはその発行額というものは、赤字国債であれ建設国債であれ、金融市場を圧迫する要因であるといふ意味においては異質なものではない。といふことになる。総体的に公債そのものを減額していくといふのが、将来財政が対応力を回復するための基本的考え方ではないかと思ひます。だから、認識として両者は相違がありますが、この金融市場というものをにらんでみた場合、そこにはまた共通な圧迫要因といふものになるというふうには認識せざるを得ないではないかといふふうに考えております。

○柄谷道一君 まだまだ御質問したいことは多いんですが、租税特別措置法の方にも入りたいと思いますので、問題を移します。

私は、いま大蔵大臣は大変重要な選択を迫られていると思うんですね。財政の現状は、もう横から見ても縦から見ても大変なときである、これが現実です。行政の改革は断行しなければならぬ。しかしそれだけでは財政再建はむずかしい。財政の持つ景気調整機能というものをどう生かしていくか、このことに対する選択の是非が、私は今後の日本の運命を決するような気持ちでいっばいでございます。竹下さんは今後大蔵大臣にとどまらずいつかは総理を目指そうとする大人物でございます。この危機を乗り切る景気浮揚、経済活性化、それを念頭に入れている財政運営政策について誤りなき選択をしていただきたい。このことを申し述べておきたいと、こう思うわけでございます。

租税特別措置法につきまして、私は中小企業の事業承継税制について本会議でも質問いたしました。その質問内容はあえて重複して申しません。ただ、大臣の御答弁を要約いたしますと、財政の現状から見て精いっぱいであるという一言に尽きると思うんですね、あの本会議の御答弁は。しかしこの承継税制、いま行われようとしております改正では、中小企業の要望というものと対比して、まだまだ満足いくものではないということもまた明らかであると思うんですね。

そこで、大臣にお伺いいたしますけれども、明年度以降さらにこの承継税制の内容というものを見直して改善していく御用意はありますか、ございますか。

○国務大臣(竹下登君) いま現下の厳しい財政状況のもとで、中小企業者の相続税については、言ってみれば、本会議の答弁をいみじくも御引用になりましたが、まあぎりぎりのところを配慮したというような認識をしております。したがって、これは税制でございますから、絶えず見直しの対象に置くという一般の問題は別といたしまして、

いまこの法律案を審議していただいておりますが、近い将来さらに拡大をいたしますというようなお答えをする段階ではないというふうに考えております。

○柄谷道一君 この点もひとつ財政状況ばかりに固執するのではなくて、中小企業の実態というものを踏まえまして、絶えず見直しを行っていく、その積極的姿勢だけは持っていたいただきたい、私はこう思うわけでございます。

次に、中小企業の投資促進税制の問題について通産省にお伺いしますが、通産省は昨年九月二十八日、「中小企業の設備投資促進税制の創設について」という試案をつくられました。しかし、今回法改正を行おうとしておられるものと対比いたしますと、これは相当後退しておられるわけでございます。これも財政事情がしからしめるためというお答えが返ってくるように思うんですが、通産省は、この改正で中小企業の設備投資が促進される、実効が上がるかと考えていますか。

○説明員(桑原茂樹君) お答えいたします。確かに、昨年われわれが大蔵省に持ち込みました設備投資促進税制のスキームは、現在の御提案にいたしておりますやり方と比べて大分柄が大きなものでございました。われわれがそれから大蔵省といろいろ相談をいたしまして、限られた財源のもとではございますけれども、なるべく効果が上がるやり方にしていただかないかということで、いろいろ相談してきたのが現在の制度になっておるわけでございます。

われわれとしては、この制度でどれだけ効果があるか正確に数字で出せと言われても、なかなかむずかしいところがございまして、中小企業者にとりましては、初年度三〇%の特償というのはまたそれなりの効果があることも事実でございますので、この制度につきましても周知徹底をいたしまして、中小企業者がこの制度を利用して少しでも多くの設備投資を実施するよう努力をいたしたいと思っております。

○柄谷道一君 私は期待されることは当然だと思いますが、

うんですが、三月十二日に民間信用調査機関であります帝國データバンクが二月の企業倒産状況を発表いたしました。非常に倒産事情がいま現出いたしております。さらに、三月十八日に経企庁が発表されました月例経済報告では、「設備投資は、大企業ではこれまでの高い水準を維持しているものの、伸びには頭打ちの心配がみられる。一方、中小企業では製造業を中心に停滞が続いている」と、このような月例報告を出されているわけなんです。しかもまた、日本開発銀行が三月一日に五十七年及び五十八年両年度の設備投資動向調査を行って、その結果を発表いたしておりますけれども、詳細には申し上げませんが、御承知のとおり、その見通しはきわめて暗いものでございます。

景気というものに大きく貢献しております設備投資について、このままの状況が続けば失速するんではないかという世論が高まりつつあることは大臣も御承知だと思っております。さらに、私が修正案を出しましたが、これは否決されることと思っておりますけれども、これも承継税制同様、経済の動向というものを慎重に見守りながらこれに対する見直しを行っていくという用意は当然あつてしかるべきだと私は思うんですが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) そもそも従来から投資減税というものは、投資減税という言葉からくる心理的影響と、それが実態からくる実質的影響とかなり乖離のあるものでございます。

したがって、昨年私がまだ党におりますときに、経済対策会議が行われましたが、党を代表して私は参加しておりましたが、そのときも、言ってみれば、各省、あるいは各大臣とも申しましたように、観念的にだれも理解できるが、実態としてさてどうするかということになると、かなりそれなりに真剣な議論が行われておりました。私も私なりの意見を吐いたわけであります。そこで今度踏み切られて、いままさに中小企業庁からお答えがございましたように、実態の問題

をいろいろ調査しながら、特別償却というものがむしろ中小企業には、従来の経験からして、従来の経緯からして、なじむではないかというように考え方で、ぎりぎりのものがこのようにして提出して御議論をいただいております、租税特別措置として御議論をいただいております、こういう内容であろうと思うんです。

したがって、これは税制全般としては、その執行状態、そして及ぼす影響等を見直していくための検討というのは、絶えず進めていかなきゃならぬ問題ではございますが、現在、将来にわたってこれをこのような方向で見直しというようにことを言う段階ではない。現状においてぎりぎりいっばいの、言ってみれば、周知を集めた今度の税制の中小企業の承継税制とこの投資減税、これは大きなとは申しませんが、われわれの認識からすれば、政府全体の目玉としての一つの商品であるというぐらゐな理解でこれを御審議いただいておりますという現実を率直に申し上げておきます。

○柄谷道一君 時間も迫ってきましたので、もう二点に質問をしつぱりしたいと思います。もう第一点は、特定基礎素材産業対策促進税制の実施が今回回られておるわけでございますが、私はこの措置では不十分だということは本会議で指摘いたしました。しかしこの質問は重複しますので省略をしますが、通産省に一点だけお伺いします。

石油化学用ナフサに係る税制でございます。これは諸外国におきましては、石油化学用ナフサにつきましても、いづれの個別消費税も恒久的に免税になつておるのが常識だと私は考えております。ところが、わが国においては、輸入ナフサについては租税特別措置法により免税になつておりますが、適用期限は一年間であるので毎年見直しが行われる。この意味においては恒久的免税税制とはなっていないと理解します。

また、国産ナフサにつきましても、五十七年四月七日、通産省で省議決定されました石油化学原料用ナフサ対策に基づきまして、石油税負担分は

半減され、さらに五十八年からは石特で所要の措置が講ぜられておることによりまして、実質的には撤廃が図られる予定になっておりますけれども、しかしこれも制度的に恒久的なものであるとは言えないわけでございます。

この問題につきましては、これは国際競争力とも非常に関連する問題でございます。安定的に企業を維持していくために、制度としての恒久化、これが必要ではないかと思うことがその一点でございます。

最後は、通産省とあわせて大臣にお伺いしたいわけでございますが、通産省では減価償却の年限短縮について研究会が設けられるやに承っております。そこで、大臣、いままでの減価償却の概念というものは、この機械はいつまで使つたらもうだめになるかという物の発想だったわけですね。しかし欧米諸国では企業基盤をいかにして充実するか、国際競争というものに对应して償却年限というものはいかにあるべきかという視点からの論議が進められ、これが逐次実現しつつある。どうも日本の場合、この発想というものが転換することがおくれればおくれるほど国際競争力という基盤は危うくなると思うのでございます。通産省のお考えと大臣の本問題に対する御所見を承り、足らざるは三十日の質問で続けることにいたします。

○説明員(高橋達直君) 私から石油化学原料用ナフサに係る石油税の問題についてお答え申し上げます。

先生御案内のとおり、石油税につきましては広く石油の消費者の負担を求めるという見地から、原油及び輸入の石油製品に対して課税をされていくものでございますが、その石油税につきまして特定の製品の特定の用途のみについて課税から除外するということが好ましくないということで、用途免税が認められてないことは御案内のとおりでございます。

そこで、そういう税の公平性の観点からくまなく課税をしているわけでございますけれども、一

方におきまして輸入石化用ナフサにかかると石油税につきましては、石油化学工業の現況等の諸事情を考慮いたしまして、毎年度租税特別措置といったしまして免税をされてきたものでございまして、したがって、本件が非常に暫定的なものであるという御理解をいたしまして、石油税本来の趣旨を御勘案いただきまして、恒久的な制度とするこの困難なことにつきましての御理解を賜りたい、かように考えておるわけでございます。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま委員が御指摘になりました税法上の減価償却の耐用年数の取り扱いでございますけれども、わが国の税制上は、特に昭和三十年代、技術革新とか開放経済への移行ということで、二回にわたりましたかなり大幅な見直しをいたしまして、短縮を図られておるわけでございますが、その後四十年代、五十年代を通じて個々の対象資産ごとに物理的寿命のほかに経済的陳腐化という観点も入れて見直しを行つておるわけでございます。

ただ、御理解を賜りたいのは、マクロ的に見まして、ほかの先進諸外国に比べた場合にわが国の産業の償却率がそんなに低いというわけではないわけで、ちょうど先進国の中では平均的な償却率の地位を占めております。これはマクロ的な議論でございます。

それからもう一つ、GNPに占めます設備投資の割合、これは更新投資も含めたトータルの比率でございますが、これはもう先進国の中でわが国ははずば抜けて高いことは御案内のとおりでございます。したがって、現在のわが国の税制上の耐用年数が、先生が御指摘になりました国際競争力も含めて、産業上障害になっておるとは必ずしも言えないのじゃないかというふうに考えております。減価償却資産の耐用年数は、わが国の税制といたしましては、先ほど申しましたように、物理的寿命、経済的陳腐化という基本的な原則のもとに、しかし絶えず実態に即した見直しはしていかねばならないというふうに考えております。

○委員長(戸塚進也君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(戸塚進也君) 速記を起して。

○説明員(藤原武平太君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、民間設備投資の円滑な促進の必要性につきましては、当省としても十分認識しているところでございます。

このため、当省といたしましては、民間設備投資の現状、設備の老朽化とか陳腐化とか、それからその果たすべき役割、活発な民間設備投資を促進するためにはどこに制約要因があるのか、その制約要因を取り除くためにはどのような政策的対応が必要であるのか等につきまして、諸外国の事情も参考にしながら、幅広い観点から検討を現在進めているところでございます。

○柄谷道一君 終わります。

○野末陳平君 きょうに続きまして、身近な問題で、日ごろ疑問に思っていることを質問したいと思っておりますけれども、きのう医療費控除をやめた時間があったんで、最初に医療費控除をやめたかと思っております。

医療費控除ですけれども、かなり医療費の幅が広がって、最近の傾向として、実際に控除対象となつていく医療費の中身、そういうものはどんなふうになっているか。資料はないと思いますが、課税当局の感じで御説明願えますか。

○政府委員(角屋一郎君) 感じて大変恐縮でございますけれども、いま御指摘もございましたが、医療費の範囲というのはなかなか事実認定がむずかしい問題を持つておまして、たとえば美容整形の費用などというのは医療費の控除の対象になりませんけれども、それをどういう証明手段で証明手段と申しますか、わが方はそれを一々チェックして、場合によっては問いただして、それが美容整形の費用であるのかないのか確かめなければいけないというような問題が実際問題としてございます。

○野末陳平君 いや、ちょっと質問したこと受け取られ方が違つちやつた。

つまり、医療費といひましても、幅が広いがゆえに、最近医療費といふかどうかわからないようなものが実は控除対象になってきているのではないか、そういう感じをお聞きしたわけではございません。

○政府委員(角屋一郎君) 確かに、医療と医療以外の保健衛生と申しますか、そういうものの境界がなかなかはっきりしていない場合が、執行の実際上からも出てきております。

○野末陳平君 私が感じるのは、たとえばこのころは保険が充実して、高額療養などは返つてきますので、むしろ申告上医療費控除の中身は厳密な意味での医療費ではなくして、差額ベッドの問題であるとか、あるいは細かいけれども交通費であるとか、かなり変わつてきている感じがして、納税者の間でいろいろ食い違いも出てきたり、こういう医療費控除による還付が普及したことは結構なんですけれども、しかしながらその医療費の中身がどうも医療費とは言えなくなつてきている、これも目立つ現象だと、こういう感じがしてゐるわけなんです。

そこでいま課税当局の感触をお聞きしたんですが、どうでしょうかね、この医療費控除がそもそもつくられた当初のねらいというのか、その目的が果たしてそのとおりに機能しているかどうかというところも含めて、これは一体何のための制度なのか、もう一度確認してみたいと思つてますがね。

○政府委員(梅澤節男君) 医療費控除は、これはたしか昭和二十五年の所得税法改正時に設けられた制度でございますが、考え方としては、災害とか病気とか、不時の出費といふよりも、こういう出費というのは通常生活上避けられない。ただ、所得税法では、各種の人的控除でもつて非課税部分を引きまして、その後の部分について累進税率を適用してゐるわけでございまして、通常避けられない程度の費用はこの人的控除の中で対処していただきたいという考え方が基本にございます。ただ、そういうものでは対処でき

ないような、つまり担税力に非常に影響を及ぼすような不時の出費が非常に大きくなった場合に、一定の限度でもってそれを所得控除するというのが基本的考え方でございます。

したがって、医療費控除にはいわゆる足切り限度というのがございまして、現在の制度は、所得額の5%もしくは五万円、いずれか低い額を超える部分について所得控除を認めるということでございます。

最近の医療費控除の問題につきましては、先ほど委員からも御指摘がございまして、国税庁からも答弁があつたわけでございますが、私も執行の段階におりましたときの感触でございまして、いま委員が御指摘になりましたような、その差額ベツドとかいったような費用のほかに、たとえば薬屋さんで薬を買うというのも医療費の控除の対象にしておりまして、これが時たま税務当局との間でいろんなトラブルが起こるというふうなことも現実には私も経験しております。

○野末陳平君 福祉の出費が余りにも多くて、それが担税能力に影響を与えるというふうなことで救う、これは当然あつていい、そう思いますが、最近の医療費控除が何たつて、ぜいたくとは言いませんけれども、保険が創設当初に比べてぐつと充実した結果、高額療養でバックがある、むしろそういうものでない医療費が結果的には控除されている、こういう現実はあると思うんですね。ただ、残念ながらその資料的なものはつきり裏づけがありませんので、あくまで感じでお尋ねしているわけです。

そこで、どうなんでしょうか、当初から比べて保険が非常に充実したということを考えますと、医療費控除というのは、いまやこれは見直すべき時期に来ていると、こういう感じがしているわけですね。いまの主税局長の5%と五万円以上のというふうないまの決まりですけども、この辺を見直して改めるべきだと、こういう気がするわけですね、この足切りを。確かに、これはいまや還付が何となく年じゅう行事務化してきていまして、納

税者には、まあ楽しみとは言いませんけれども、そんな雰囲気もある。それを改めるというのは恐らく批判を浴びるというか嫌われることですから、ほつておいた方がいいと言いかもしれないんですが、私はこの還付の額がどうこうじゃなくて、時代に合わなくなってきたとすれば、それはやはり改めなきゃいけないという観点から、この5%五万円、こちら辺、少し問題があると思つてゐるんです。どちらかを選べということになったのはどうしてだったんでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 創設当時は10%でございましたが、5%になりましたのが二十八年でございまして、この5%はそれ以来ずっと5%の水準になつておるわけでございます。それから四十五年に5%もしくは十万円のいずれか少ない額ということ、現行の5%と足切り限度額の制度になつておるわけでございますが、五十年に入りまして、これがさらに五万円に引き下げられております。

当時の記録を見ますと、当時の総理府の家計調査の一世帯当たりの医療保険費が四万七千五百八十一円、約五万円という数字が出ておりました。恐らくこの五万円に準拠して、つまり平均的な医療費を上回る部分というふうな考え方もあつて、五十年にこの5%もしくは五万円いづれか少ない額という現行の制度になつたというふうに考えられるわけでございます。

いづれにいたしましても、この制度に限りませず、税制上のいろんな限度額等につきましては、時代の遷遷に應じて適確なものにするように絶えず見直しをしていかなければならないわけでございますが、同時に執行当局の方も非常に煩瑣な事務量をこれにかけておりますので、医療費の実態に即して、この限度額が引き上げられるという方向で私も考えたと思うわけでございますが、一方、これは納税者の方にとっては、結果的には税負担の増加というふうなことで働くものでもございまして、いづれにいたしましても、将来の検討課題の一つとして先生の御指摘を承つてお

きたいと思つております。

○野末陳平君 そうしますと、将来の検討課題としても、これを五万円をたとえ十万円にするというふうな、そういう方向をいま示唆したんですか。

○国務大臣(竹下登君) この問題、まあ医療費控除の足切り限度額を引き上げるべきである、こういうことでございしますならば、一つの御意見として税制調査会に報告して、結論は結局どういふことになるかと申しますと、所得税制の問題と一緒に議論していただくというふうなことになるのではないかと私は思つております。

○野末陳平君 個人的な意見ですけども、これは5%と五万円の五万円を十万円に引き上げると、こういうのも一つの考え方だと思つてですね。しかし、いっそのこと、十万円という線もなくして、5%だけ残すというのの考え方だと思つて、なぜならば、十万円に引き上げられますと、今度は医療費をたくさん使つたという人が救われる面よりも、むしろ厳密な医療費以外のややぜいたくとも思える、あるいは恵まれた立場にある人たちの医療費の方が救われるという面もかなり強くなつてくるという、これが実態ではないかと思つてゐるんです。

ですから、私個人は、これは五万円を十万円という案もあると思つて、その方が無難かもしれないが、これは所得の5%という線を残す方が、むしろ最初局長のお答えになりました不時の出費が大きくて、それが担税能力に影響するからというふうな考えを生かすんじゃないか、そういうふうにも考えるので、それも含めて税調に検討を依頼されるべきではないかと思つて、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは所得税負担の見直しの際に検討されるべき課題で、当然のこととして、国会の議論でございしますから、正確にそのことは御報告申し上げるということでございします。

○野末陳平君 医療費控除そのものも結構なことだと思つて、これが余りにも煩瑣に

なり、税務行政も非常に負担になつてくるとか、あるいは納税者にとつてもかえつて解釈が食い違つてトラブルになつたりと、そういう面も出てきましたので、これをもうちょっとすっきりした方がいいという気がしているわけですね。このままいくと、たとえばもう年末調整で医療費控除はやつてもらつたらどうかという意見すら出ているわけですね、専門家の間で。そうすると、ますます問題が出てくると思つたので、ひとつこの辺で医療費控除のあり方をきつと時代に合つたように改めてほしいという要望です。

次は、青色申告の問題、サラリーマンの税金の問題であります。ちよつと先にサラリーマンのことでやつていきたいと思います。

サラリーマンだけを減税するというのはなかなかむずかしいとは思つて、一つ、通勤費で最近矛盾を感じることが多々出てきました。非常に細かいことなんですけれども、当事者にとつてみればこれは大変なことなんです。つまり住宅事情でかなり遠いところにマイホームを持たざるを得ない、こういうサラリーマンがふえてきているわけですね。そうすると、交通費は値上がりするから、定期代が会社から出るというものの、いまの通勤費の非課税限度額が一万九千五百円となつておりますから、この範囲でおさまる人はいわけても、これを超える、こういうサラリーマンは一体どうなるか。これはもう当然ながら、会社から定期を買つてもらう、あるいは定期代をもらうにしても、非課税限度を超えた部分は所得として所得税の対象になつてゐるわけですね。

そうすると、一番の問題は、数からいってどのくらいいるかわかりませんが、月に五万円、一万円ぐらいオーバーしちゃうんですね、通勤費が。そうすると、年間で五、六万から十万以上、これが通勤費なのにもかかわらず、ふところは一円も残らないで、全部通勤のために使われてしまふお金であるにもかかわらず、税金の対象となつて所得税を払うわけですね。これはもう間違

いのない事実なんです、この辺のところで矛盾はないでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま御指摘のとおり、現在通勤費で交通機関を利用する人の非課税限度額が、一月当たり一万九千五百円になっております。したがって、それを超える部分については実際上課税になることは御指摘のとおりでございます。

ただ、この一万九千五百円の水準をどう考えるかということでございますが、国鉄の場合でございますと中央線と大塚高尾までの一カ月の定期代、私鉄でございますと東武日光線と終点までは行けるということでございます、かなりの水準にあるということも御理解を願いたいと思うわけでございます。

ただ、この通勤手当は、四十一年に正式に所得税法の中に制度として織り込まれたわけでございますが、それまでは取り扱いていないやうでございますが、制度として取り込まれて以来、国家公務員の通勤手当の支給額の限度におおむね準拠して定められてきたという経緯がございますので、そうした経緯も踏まえまして、今後とも検討されるべき問題であるというふうに考えております。

○野末陳平君 これは確かにかなりのレベルだと思えます。しかし現実にはこの限度額を超える通勤費を負担して通うという人がいる以上は、ここを突っ放すというのはどうかと思うんですね。

ですから、本来通勤費として支給される部分は実額非課税であるべきだという考えを持つてゐるんです。おまえは遠くから通つて高くなつたつて知らないよというんじやなくて、最短の交通機関を使つて最低の通勤費を払うという、そういう線を実額としてやるべきだ。何も好きこのんで遠くから通つてゐるわけでもないでしょうから、この限度額を引き上げるというよりも、実額というものが筋ではないかと思うんです。

公務員との関係でまたここに差ができてはいけな思ひますね。だから、すべてを含めて、

大臣、通勤費の限度額を超えたらそこに税金がかつてくるということ自体がおかしいというふう

に思うべきじゃないでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 通勤の実情というのは個々の人によつていろいろな事情があると思ひます。昭和四十一年でございまして、制度創設以来、国家公務員の通勤手当というものの支給額の限度というものに準拠して今日きておられますので、そういう考え方で対応すべきものではないか。通勤時間とか、通勤距離とか、あるいは個々の住宅環境あるいは家庭環境、家庭の事情とか、いろいろなものが総合されてありますので、公務員の通勤手当というものが準拠されるべき一つのものじゃないかなという感じが私はいたします。

○野末陳平君 そういう考え方でいくならば、遠いところから通つてくる人は損をするということになるわけですね。税金を取られて、好きこのんで遠くに住んでゐるわけじゃないのにと。

こうなりますので、事情はわかりましたんで、そうしたら、限度額はいまのままで結構です。また交通費が上ればそれに準拠して上がるかも知れませんが、これを超えて通勤せざるを得ない人たちに特例のようなものを認めるというのはどうなるものでしょうかね。もし自分が遠いところに家を持つた、あるいは勤務先が変わつた、そういう事情からそこへ通わざるを得ない。たまたま一万九千五百円以上の交通費がかつたらその分に税金がかかる。自分がその立場になつてみると、こんな矛盾したばかな話はないという気がするんですが、それをもつてあえて質問したわけですか。特例を認めるようなことは考えられませんか。

○政府委員(梅澤節男君) この問題につきましても、いま委員がおつしやつたやうないろいろな考え方があると思ひますが、この制度の基本といたうのは、通常の給与のほかに加算して通勤手当が支給される。その場合に、一般の通勤する人の通常必要であると認められる分を非課税にしようという考え方でございまして、企業の給与体系に

よりましていろいろ千差万別であるとするならば、民間のいろいろな給与の実態を調査した結果、人事院がいつも決めてまいります公務員の通勤手当の限度額というのが、一つの社会通念上認められる必要のあるいは非課税とされるべき部分であるという考え方私は成り立つと思つてございまして、そのようなたてまえで現在の制度ができておるわけでございまして、なお御指摘の点につきましては今後の検討課題として承つておきます。

○野末陳平君 それは検討してほしいと思ひますがね。いずれにしても、通勤に通常必要だと言われても、これは個人差のあることは当然のことです。ちよつと納得できないんですがね。なお引き続きまた研究してみたいと思ひます。こちら

それから、かねてから、サラリーマンの給与所得控除はもつと上げるべきだと、こういうことをこの席上何回も聞いてもらつたんですが、ひとつその場合に関連して考えておかなきゃならないことがあるので、それをついでにお聞きします。

最近ではやりの同族会社の場合などは家族が全部社員ですね。家族が全部社員であるという場合には、それぞれが給与所得控除というものを認められるわけですね。親子四人でやつてゐる会社で、みんなが給与をもらつて給与所得控除を受ける。これはこれでいいと思うし、何ら税法上問題があるとは思われないんですが、そういう勤め方のサラリーマンと一般の会社に勤めてゐるサラリーマンとが同じ給与所得控除という点にちよつと引っかけがあります。つまり同族会社の場合だつたら、勤務に伴う経費などといったも、四人分それぞれが果たして必要であるのか、あるいは生活なども一緒にそこでやつていけばその辺が得し過ぎてゐるのじやないか、そういう気もするわけですね。それはそれでいいけれども、仮にサラリーマン減税だといつて給与所得控除に配慮すると、そういう同族会社のサラリーマンと全く他人に雇われてゐるサラリーマンとが同じく減税の対象になるとい

うか、恩典を受ける。そこら辺がいいのかと思つたわけですね。

私の本音は、前々から言つており、給与所得控除というのは、主に必要経費的な意味が強いといふならば、これは当然もつと引き上げて、サラリーマンの税負担を軽くしなきゃいけないと思ひますが、その場合に、じや同族法人の場合も一緒にくたにするかといふと、これはやり過ぎかなと思つたりするんです。

そこで、主税局長に伺ひますけれども、同族法人の中で家族にそれぞれが給与所得控除が認められてゐるが、これと一般の会社のサラリーマンが認められる給与所得控除とを全く同じく扱つていいものかどうか。いかがでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) いまの委員の御指摘は大変興味深い、またある意味では非常にむずかしい問題でございます。と申しますのは、委員が同族法人とおつしやいましたが、典型的な問題になるのはむしろ個人事業所のような場合で、同じ家に住んでおられて、青色申告の場合には、完全給与制で給与所得として扱われますから、それは外へ働きに出て月給をもらつた場合と同じ給与所得控除が受けられるということでございます。同族法人といひましても、個人類似のようなものから、かなり大きな構えでそこへ行くのに通勤をするというやうな場合もございましょうし、その個別の態様によりましてなかなか区別するのはむずかしいんですが、いま委員が御指摘になりましたやうなのは、むしろ個人事業所でも同じ家に住んでおられて給与をもらつておるといふ、それは外へ働きに出ていくサラリーマンと同じ給与所得控除を受けるのがいいのか。公平という観点からは、必要経費の概算控除という観点からするならば、少しフェーバーが厚過ぎるんではないかというやうな問題の御指摘だろつと思つたわけでございます。

御指摘の点については、この種の議論を提起される向きもいろいろございまして、私どもも興味深くその種の議論はいつも拝聴してゐるわけであ

ざいますが、ただ税法上は、一つは、労働にふさわしい対価の給与でないといふことは給与として認めないといふ一つの歯どめもございます。それからもう一つは、わが国の経済自体が、何といひましても、給与所得化というものが非常に進行いたしております。恐らく納税者のほとんどの部分が何らかのかっこうで給与所得者になりつつあるという現状でございまして、そういった現状も踏まえて、将来の所得税のあり方を検討します際に、そういった観点も踏まえて検討する課題の一つであろうかと思ひますけれども、これを区分して制度上はつきりと裁断して取り扱うというのなかなかむずかしい面もあるということを一いつ御理解願ひたいと思ひ付けてございます。

○野末陳平君 いまちょっと表現が足りませんで、同族法人と言ひましたけれども、確かにむしろ青色専従者の問題も含めてということとす。この後で青色のことを質問するつもりでした。

いまの答えのとおりで、実際区別がしにくいんですけれども、給与所得控除というものの性格、定義を言うならば、幾つかあつて、その辺が微妙だと思ひますがね。いずれにせよ、しかし現実にはこういうものがある以上、今後これを引き上げるなどという議論が出たときには、どうしてもここがすつきりしないといふ感じがしているわけなんです。指摘だけにして、もしまたいい考えがあつたら、むしろ教えてもらいたいと思ひてくるくらいです。

その関連でさらにお聞きしますけれども、いま出ました青色の専従者なんかの問題です。この青色申告は一時ごく普及しましたが、しかし最近頭打ちだ。半分ぐらいたかひい話も聞いておりますけれども、初期のころは、もうやたらに税務署が青色申告宣伝というか、会員の数をふやしたように記憶してますがね。もちろん最近でも青色申告会などがあつて、それなりの有意義な活動をしていることは認めるんですが、この青色申告というもののあり方で、どうなんでしょうかね、いろいろと問題点がいまあつて、いろんな特典を

つけて青色青色と言つてゐるが、実はこれもまた根本的に見直さなきゃいけない時期に来ていゝと、こういう気がしてゐるわけなんです。たとえば、早い話がですね、帳簿をつける、簡単な帳簿でもいいんだからそれをつけておかなきゃいけないんだというこで、さまざまな特典があるけど、青色申告で帳簿をつけてないというの、はつきり言つて相当数ありますね。

なぜそれがわかるかという、青色申告会で困つてゐるんですから。これは非常に矛盾した話です。となると、これはいままでは確かに申告納税をきちつとしていくために会員をふやし、青色を普及させるために税務署は努力した。だけれども、さて、いまこれが本当に機能してゐるのかどうか、いい制度と言へるのかどうか。こういうことも含めて、現在税務当局はこの青色申告のあり方についてどういふ問題点をお持ちなのか、それをちよつとお聞きしたいんです。

○政府委員(梅澤節男君) 現在の青色申告制度は、たゞいま委員御指摘になりましたように、戦後わが国に申告所得税制度が導入された際に、納税者がこの申告納税制度というのは帳簿記録に基づいて自分で計算して申告するという制度でございまして、なじみのない制度ということと、これを促進する意味から特に青色申告制度という奨励制度というやうなものを税制上認めたということとございまして。自來、青色申告制度はそれなりにわが国の税制の中に定着をしてまいつておりますし、申告納税制度がいい方向に今日まで進んでいゝとすれば、青色申告制度が一つその大きな役割りを果たしたといふことは否定できないと考へるわけでございます。

しかし、また一方、税制調査会の答申なんかの指摘がありますように、近來、給与所得者との比較におきまして、いわゆる申告所得税の納税者の所得の捕捉の問題から、不公平の問題というものが、執行上の問題でなくて、制度上少し手入をすべき点があれば手入をすべきではないかといふこととございまして、現在税制調査会の中で申

告納税制度を特別部会でいろいろ検討していただいておるわけでございます。

私もその中で、現在の青色申告制度の果たしている機能をどう評価するか、将来どういふ方向へ持つていくべきなのかといふことは当然議論されるべきものと考へております。ただ、今日までそういった意味で青色申告制度が定着してゐるということもまた否定できないわけでございます。この制度をさらに実効あるようにどういふ方向に持つていけたらいいかという方向で私も検討されるべきではないかと考へておるわけでございます。

○野末陳平君 事実かなり定着もしてゐるし、それからそれなりの役割りも果たしてゐるということまではわかるんですね。しかし、かといつて、じやいまのやうないろいろな特典を与える、これからも与へ続けていつてさらに効果が上がるのかどうか。正しい申告がそれで保証されるのかどうかという一番問題の点は、これがちよつとどういふかという気がしてゐるわけなんです。

主税局長も言ひましたけれども、サラリーマンの不公平感といふのは、これはもう何といつたつて、青色とか白色とかそんなこと関係なく、生活のレベルですね。ほとんど似たり寄つたりで、商売やつてゐるあつちの方がいいのに、税額を聞いてみたら全然違ふといふやうなこと、これはもうさらにそういうエピソードがあるわけですね。それはそれでちよつとも構ひませんよ。正しい申告からそういう結果が出たらいいんですけれども、必ずしもそうではないといふ、これが現実だろうと思ふんです。

その一つが、さつきから出ましたけれども青色専従者給与のあれ、これも現状のままでいいかどうか疑問なんです。どうでしょう、いまの青色専従者給与といふのは、もちろんばらついてゐるわけですが、平均してどのくらいなものでしょうか。数字ありますか。

○政府委員(角農一郎君) 青色専従者給与でございますけれども、青色専従者給与を利用してゐる

青色申告者一人当たりでございますが、年間百六十二万八千円でございます。これは五十五年分の数字でございます。

○野末陳平君 これは平均ですから、専従者としての仕事内容からいって妥当なレベルとかどうか、そんなことは言えないと思ひます。ただし問題は、あくまでこれは平均でしようけれども、自由給与が決められるといふこの辺ですね。この上の方、ピンからキリまであるんでしようけれども、当局が知り得た範囲で、かつて新聞に何かお医者さんの特別な例が出ていたやうですが、そういう特例はともかくとして、これより上のがずいぶんあると思ふんですね。どのような例がありましてですか。つまり専従者ですから、これをたとえば奥さんだとしましよう。そうすると奥さんに給料を払つてゐるのが一体年どのくらいになるか。そしてその仕事自体、仕事といふのは、奥さんの仕事じゃなくて、その青色を選んでいる事業者の収入、どのぐらゐの売り上げ、どのぐらゐの規模の仕事をしてゐるのか。その辺との比較でちよつともう少し詳しく説明してもらへますか。

○政府委員(角農一郎君) 先ほどの数字を若干訂正させていただきますが、先ほど青色専従者給与を利用してゐる青色申告者一人当たり百六十二万円と、こういう数字を申し上げました。しかも五十五年分で申し上げましたが、これを専従者つまり専従者給与を受ける一人当たりで五十六年分で訂正して申し上げますと、年額百二十四万円、月額十万円強でございます。

いまお尋ねは、高額な青色専従者給与の例を言へといふこととございまして、確かに専従の程度、それから従事してゐる事業の規模、そういうものから比べて、常識をはるかに超える高額な給与を支給してゐる事例もあるわけでございます。どういふ売り上げで、どのぐらゐの給与を奥さんに払つてゐるかといふ御質問もございましたけれども、具体的な数字を持つておりませんが、私もそういう高額な専従者給与といふのは、税法の規定に照らしてもこれは是正しなければいけ

ないものでございますので、所得税の調査の重要な事項としてこれに取り組んで、判明したものに ついては逐次是正を求めているということでございます。

○野末陳平君 調査にたまたまなつて、そして実態と違うから修正をというケースはよく聞くんですけども、それよりも、いまお聞きしたいのは、高額給与とどのぐらいの差があるか、これがちょっと知りたいんです。この平均じゃ何となく別に悪くないという意見にもなつてしましますから、おかしな方を具体的に言つてほしいんです。

○政府委員(角田一朗君) 突然の御質問でございますので、はつきり幾らと申し上げることはできませんが、先ほどの平均の年額百二十四万円の十倍を超えるようなものはかなり目についておるといふことでございます。

○野末陳平君 十倍を超えるという、一千三百万以上の年収だということになりますね。これが奥さんであるのか娘であるのか知りませんが、こういう職業なんですかね、これは。

○政府委員(角田一朗君) やはり自由職業者と申しますか、医療保健業と申しますか、そういう所得階層の高い青色申告者にそういうケースが、非常に目につくというわけではございませんで、私もそういうものを重点に見ておるといふ方が正確かもしれませんけれども。

○野末陳平君 となると、結局、この専従者給与を高く払うことによって、所得を分散して税金を安くしているということですか、これはやはり非常に問題ですね。どこに問題があるかという、これは青色専従者給与というものが青天井で自由に決められるところにあるんじゃないでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) これは先ほど来直税部長が御説明を申し上げておるところでございますが、所得税法では、類似の業種等勘案いたしました「労務の対価」として相当であると認められるもの、したがって相当でないものももちろん否認をされるわけでございます。ただ、具体的な運用

基準といまして、一定の金額があつて、それ以外のものは、それを超えるものは認めないというふうな運用がなかなかむずかしいわけでございます。業種とか業態によつてまちまちでございますから。

ただ、私がかつて執行の段階におりました経験で申し上げますと、たとえばいまの医療保険業で、平均の一人当たり専従者給与の十倍を上回るというふうな給与をたとえ奥さんに支払つておるといふことで申告が出てまいりますと、税務署の方でこれを指導いたしまして、修正申告を慫慂いたしまして適正な額に訂正はいたしております。

○野末陳平君 当然それは調査の段階でそうなくてはおかしいと思ひますけれども、しかし、一般納税者が受け取る場合には、修正されたものなんでしょうか。これはわかりませんが、ただそういう専従者という名のもとにかなりの、ちよつと考えられない給料だ。仕事の内容によつて給料はまちまちであつてもいいんですけれども、それにしたつて大きいですね。こういう例が目につくという

のは、サラリーマンの家庭にとつては、もちろんほかのまじめな納税者みんなにとつてもそうですが、不公平な感じがする。この制度が、これが調査で否認されて修正したということじゃなくて、こういうものがそもそも認められる制度があるというところに問題があるんじゃないか。そこで大臣、青色専従者給与、これが青天井だといふのはおかしいので、基準というのを決めにくいけれども、しかし妥当な線というのを決めにくい。考えるべきじゃないでしょうか。それを決めて限度を設けても何ら差支わりないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど来申し上げておりますように、制度としては相当なものとして認められるものに限定しておりますので、制度の考え方としては、きちんとおつておるといふふうに私どもは考えておるわけでございますが、委員が御指摘のように、実際の運用に当たつてそれが生きて活

用されないということになりますと、非常に問題があるわけでございます。その意味で、運用の基準、今後の執行のあり方等も含めまして、一つの問題提起として私も真剣に検討すべき課題と考えております。

○国務大臣(竹下登君) いろいろ意見を聞いておりますと、いわゆるサラリーマンというものを標準に置いての御議論でございますが、私の経験からいしても、私も昔――昔は自営業者でありました。それで、結局、有限会社なら有限会社にして、そうして給与所得者になるということもある時代にはそれは奨励された一つの措置であつたと思ひます。それから青色申告もまさに奨励策だつたと思ひます。それらの奨励策の中でだんだんだんだん進歩してきまして、そこで御指摘になつておられるような問題が出てきたんだなという認識を深くしたんですが、生の御意見を聞きながら、いま主税局長も答えましたように、これは勉強させていただく課題であるといふふうな認識はひとしくいたしております。

○野末陳平君 税金というすぐ減税があるいは増税かというふうなことで、現行の制度のいろいろ矛盾を直していくことも大事なんだけれども、どうしても、それがおどろきになるというのか、影が薄くなるんで、細かいことを一タチェックさせてもらつておるわけなんです。

時間も余りありませんので、また次回やることにして、最後に、最近、前大蔵大臣の渡辺さんのときにちやつと委員会が出た記憶もあるんですが、総収入申告制ですね。この導入を検討していることを聞きまして、これはこれなりに意味のあることだし、しかしどういふところが問題点か、その辺がちよつとわかりませんので、当局がどういふ意図でこの総収入申告制の導入を研究しているのか、その辺の事情説明をお願いして終わりにしたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) この総収入申告制の問題は、臨調の中間答申にも指摘されておる問題でございます。現在わが国の所得税では、申告義務

者というのは、所得税法によつて所得計算をいたしまして、その結果納付すべき税額がある人だけが申告をする。したがつて、税額がゼロの人は申告義務を排除されておるわけでございます。

問題の発端は、先ほど申し上げましたように、申告所得者に対する所得の捕捉、これを執行の問題ではなくて、制度面でもきちんとしておけるような制度が考えられないかというところで、たとえば帳簿記録による申告の問題とか、推計課税の問題とか、立証責任の問題とか、まあいろいろ議論をされておるわけでございますが、その一環といつたしまして、たとえば諸外国等では、日本のように納付すべき税額があるという人だけでなく、もう少し広範囲に、端的に言えば、納付すべき税額がなくても一定の要件を満たす人は税務当局に、納税額ゼロでも、あるいは所得赤字でも、申告しなければならぬということになつておるわけでございます。

それが所得捕捉の一つの手がかりにもなるという問題があるわけでございますが、ただ総収入申告制というのは、私どもの受け取り方では、言葉としては総収入申告制というのは臨調答申にも書いてあるんですけども、これをもう少し広く読みまして、申告義務をいまいち少し広げる。その場合に、たとえば申告をしないというの、一つの総収入申告制の言葉の意味でございまして、それはいいわけば例示と考へまして、申告義務をいまいち上上げるためにどういふ基準がいいのか。たとえばフランス等でもやつておりますように、女中さんが二人以上いれば申告する義務があるとか、そういう外形的な基準で申告義務を課している国もござい

ます。それがわが国の風土になじむかどうかという問題は別といたしまして、そういう広範な観点から税制調査会の特別部会で御議論をいたさんと、こういうことでござい

ます。○委員長(戸塚進也君) 三案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(戸塚進也君) 次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、減免税還付制度について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一は、関税率の改正であります。

まず、わが国の市場の一層の開放を図る等のため、カットダイヤモンド、金属加工機械、農業用トラクター等百十一品目の関税率を撤廃するとともに、チョコレート菓子、紙巻たばこ、電子式デジタル自動データ処理機械等二百十二品目の関税率を引き下げることとしており、この結果、三百二十三品目の関税率を改正することとしております。

また、以上の改正等に伴い旅行者の携帯輸入物品に課される簡易税率につきまして所要の引き下げを図ることとしております。

第二は、減税還付制度の改正であります。減税還付制度につきましては、今後予想される灯油等中間留分石油製品の供給不足に備えるため、新たに特定の装置により中間留分石油製品等を増産した場合、関税を還付する制度を設けるとともに、設置の目的を達成した低硫黄燃料油製造用原油等の減税制度を廃止することとしております。

以上のほか、昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率につきまして、その適用期限を一年延長するとともに、昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来する原油関連減税還付制度、アルミニウムの塊の免税制度等につきまして、それぞれ適用期限を延長することとしたし

ております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(戸塚進也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、本案に対する質疑は次回に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時六分散会

昭和五十八年四月九日印刷

昭和五十八年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W